

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《省略用語例》</p> <p>この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p> <p>措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）</p> <p>措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div> <p>[措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]</p> <p>69の4—1～69の4—11 （省略）</p> <p>69の4—12 <u>小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重複適用する場合に限度額要件等を満たさないとき</u></p> <p>69の4—13～69の4—20 （省略）</p> <p>69の4—20の2 <u>新たに事業の用に供されたか否かの判定</u></p> <p>69の4—20の3 <u>政令で定める規模以上の事業の意義等</u></p> <p>69の4—20の4 <u>相続開始前3年を超えて引き続き事業の用に供されていた宅地等の取扱い</u></p> <p>69の4—20の5 <u>平成31年改正法附則による特定事業用宅地等に係る経過措置について</u></p> <p>69の4—21～69の4—26 （省略）</p> <p>69の4—26の2 <u>個人の事業用資産についての納税猶予及び免除の適用がある場合</u></p> <p>69の4—27～69の4—39 （省略）</p> <p>[措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]</p> <p>69の5—1～69の5—11 （省略）</p> <p>69の5—12 <u>特定計画山林の特例、小規模宅地等の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重複適用する場合の限度額の計算等</u></p> <p>69の5—13 <u>特定計画山林の特例、小規模宅地等の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき</u></p> <p>69の5—14～69の5—23 （省略）</p> <p>69の5—24 <u>選択特定受贈同族会社株式等に係る認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有</u></p>	<p>(同左)</p> <p>[措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]</p> <p>69の4—1～69の4—11 （同左）</p> <p>69の4—12 <u>小規模宅地等の特例と特定計画山林の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき</u></p> <p>69の4—13～69の4—20 （同左）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>69の4—21～69の4—26 （同左）</p> <p>(新設)</p> <p>69の4—27～69の4—39 （同左）</p> <p>[措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]</p> <p>69の5—1～69の5—11 （同左）</p> <p>69の5—12 <u>特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等</u></p> <p>69の5—13 <u>特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき</u></p> <p>69の5—14～69の5—23 （同左）</p> <p>69の5—24 <u>選択特定受贈同族会社株式等に係る認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有</u></p>

改正後	改正前
<p>有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる<u>対象</u>非上場株式等の価額</p> <p>69の5—25 (省略)</p> <p>[措置法第70条の2の2((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>70の2の2—1~70の2の2—3 (省略)</p> <p><u>70の2の2—3の2 信託受益権等</u>を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えていた場合</p> <p>70の2の2—4~70の2の2—6 (省略)</p> <p>70の2の2—7 措置法第70条の2の2第1項本文の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額</p> <p>70の2の2—8 (省略)</p> <p><u>70の2の2—9 教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等</u></p> <p>70の2の2—10 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>70の2の2—11・70の2の2—12 (省略)</p> <p>[措置法第70条の2の3((直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>70の2の3—1~70の2の3—3 (省略)</p> <p><u>70の2の3—3の2 信託受益権等</u>を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えていた場合</p> <p>70の2の3—4~70の2の3—6 (省略)</p> <p>70の2の3—7 措置法第70条の2の3第1項本文の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額</p> <p>70の2の3—8~70の2の3—12 (省略)</p> <p><u>[措置法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))関係]</u></p> <p><u>70の2の7—1 納税猶予分の贈与税額が算出されない場合</u></p> <p><u>70の2の7—2 特例受贈事業用資産の取得の時に贈与により取得した財産がある場合</u></p> <p><u>70の2の7—3 相続時精算課税関係通達の準用</u></p> <p>[措置法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))関係]</p> <p>70の2の8—1 <u>70の2の7関係通達の準用</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>70の2の8—2 (省略)</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特</p>	<p>する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる<u>特例</u>非上場株式等の価額</p> <p>69の5—25 (同左)</p> <p>[措置法第70条の2の2((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>70の2の2—1~70の2の2—3 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>70の2の2—4~70の2の2—6 (同左)</p> <p>70の2の2—7 措置法第70条の2の2第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額</p> <p>70の2の2—8 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>70の2の2—9 (同左)</p> <p><u>70の2の2—10 教育資金管理契約が終了するまでに贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用</u></p> <p>70の2の2—11・70の2の2—12 (同左)</p> <p>[措置法第70条の2の3((直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>70の2の3—1~70の2の3—3 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>70の2の3—4~70の2の3—6 (同左)</p> <p>70の2の3—7 措置法第70条の2の3第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額</p> <p>70の2の3—8~70の2の3—12 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[措置法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))関係]</p> <p>70の2の7—1 <u>納税猶予分の贈与税額が算出されない場合</u></p> <p><u>70の2の7—2 推定相続人の意義</u></p> <p><u>70の2の7—3 特例対象受贈非上場株式等の取得の時に贈与により取得した財産がある場合</u></p> <p>70の2の7—4 (同左)</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))</p>

改正後	改正前
例)関係]	関係]
70の3—1～70の3—11の2 (省略)	70の3—1～70の3—11の2 (同左)
70の3—12 令和2年1月1日前の贈与に係る贈与者の住所又は居所を証する書類	70の3—12 贈与者に係る住所又は居所を証する書類
70の3—13～70の3—15 (省略)	70の3—13～70の3—15 (同左)
〔措置法第70条の6の7(特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除)関係〕	(新設)
70の6の7—1 相続税の納税猶予及び免除の対象とならない特定美術品	(新設)
70の6の7—2 代償分割により取得をした特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の不適用	(新設)
70の6の7—3 担保の提供等	(新設)
70の6の7—4 相続税の額に相当する担保	(新設)
70の6の7—5 修正申告等に係る相続税額の納税猶予	(新設)
70の6の7—6 第2次寄託相続人がある場合の第1次寄託相続人に係る相続税の納税猶予及び免除の適用要件	(新設)
70の6の7—7 相次相続控除の算式	(新設)
70の6の7—8 特定美術品が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算	(新設)
70の6の7—9 特定美術品の譲渡等により納税猶予税額について納税猶予の期限が確定する場合	(新設)
70の6の7—10 措置法令第40条の7の7第16項の申請書等が申請期限までに提出されない場合等	(新設)
70の6の7—11 寄託契約の契約期間の終了等があった後に寄託相続人が死亡した場合	(新設)
70の6の7—12 認定保存活用計画の計画期間満了後に寄託相続人が死亡した場合	(新設)
70の6の7—13 増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ	(新設)
70の6の7—14 2以上の特定美術品がある場合の担保の取扱い	(新設)
70の6の7—15 継続届出書の提出期間	(新設)
〔措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)関係〕	(新設)
70の6の8—1 贈与者の意義等	(新設)
70の6の8—2 「全ての贈与」の意義	(新設)
70の6の8—3 特例受贈事業用資産の取得の意義等	(新設)
70の6の8—4 特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	(新設)
70の6の8—5 特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	(新設)
70の6の8—6 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けている贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	(新設)
70の6の8—7 特例対象贈与に係る受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	(新設)
70の6の8—8 申告期限前に全部確定事由が生じた場合	(新設)
70の6の8—9 修正申告等に係る贈与税額の納税猶予	(新設)

改正後	改正前
70の6の8—10 担保の提供等	(新設)
70の6の8—11 贈与税の額に相当する担保	(新設)
70の6の8—12 贈与者の事業の意義等	(新設)
70の6の8—13 贈与者の事業の用に供されていた資産	(新設)
70の6の8—14 特定事業用資産の基準となる貸借対照表	(新設)
70の6の8—15 贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲	(新設)
70の6の8—16 使用人の寄宿舍等の敷地等	(新設)
70の6の8—17 店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除の適用を受けたも	(新設)
の事業の用に供されていた部分の範囲	
70の6の8—18 限度面積の判定について	(新設)
70の6の8—19 特定事業用資産である減価償却資産に該当するリース資産	(新設)
70の6の8—20 3年以上事業に従事していたこと	(新設)
70の6の8—21 納税猶予の対象とならない資産保有型事業の意義	(新設)
70の6の8—22 納税猶予の対象とならない資産運用型事業の意義	(新設)
70の6の8—23 必要経費不算入対価等の意義	(新設)
70の6の8—24 債務の金額の意義	(新設)
70の6の8—25 特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められる債務の意義	(新設)
70の6の8—26 債務の引受けがないものとされる場合	(新設)
70の6の8—27 特例事業受贈者に係る贈与者が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算	(新設)
70の6の8—28 事業を廃止した場合の意義	(新設)
70の6の8—29 確定事由となる資産保有型事業又は資産運用型事業の意義	(新設)
70の6の8—30 性風俗関連特殊営業に該当することとなった日の意義	(新設)
70の6の8—31 事業所得の総収入金額が零となった場合	(新設)
70の6の8—32 特例事業受贈者が個人の事業用資産についての納税猶予の適用を取りやめる場合	(新設)
の期限	
70の6の8—33 贈与者が2以上ある場合の全部確定事由の判定	(新設)
70の6の8—34 特例受贈事業用資産の譲渡等の判定	(新設)
70の6の8—35 納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算	(新設)
70の6の8—36 廃棄に係る届出書が届出期限までに提出されない場合等	(新設)
70の6の8—37 特例受贈事業用資産の処分によって得た対価がある場合	(新設)
70の6の8—38 買換承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等	(新設)
70の6の8—39 特例受贈事業用資産の譲渡の対価の額の意義	(新設)
70の6の8—40 買換資産の取得の意義等	(新設)

改正後	改正前
70の6の8—41 仲介料、登記費用等の費用	(新設)
70の6の8—42 特例受贈事業用資産とみなされる買換資産の意義	(新設)
70の6の8—43 買換承認に係る1年を経過する日までに特例事業受贈者が死亡した場合	(新設)
70の6の8—44 譲渡の対価の額の全部又は一部が買換資産の取得に充てられていない場合における事業の用に供されなくなった部分の計算	(新設)
70の6の8—45 現物出資承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等	(新設)
70の6の8—46 措置法第70条の6の8第6項の規定の適用を受けるための移転	(新設)
70の6の8—47 現物出資承認を受けた後における確定事由	(新設)
70の6の8—48 現物出資承認を受けた後における免除事由	(新設)
70の6の8—49 既に個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受けている他の者がいる場合等	(新設)
70の6の8—50 継続届出書の提出期間	(新設)
70の6の8—51 特例受贈事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合に継続届出書に添付する貸借対照表等の意義	(新設)
70の6の8—52 増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ	(新設)
70の6の8—53 贈与者が死亡した場合の免除税額等	(新設)
70の6の8—54 措置法第70条の6の8第1項の適用に係る贈与をした場合の免除	(新設)
70の6の8—55 事業を継続することができなくなった場合に該当することとなった日	(新設)
70の6の8—56 特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなったやむを得ない理由	(新設)
70の6の8—57 免除を受けた特例事業受贈者に係る相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用	(新設)
70の6の8—58 第二贈与者が死亡した場合の相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用	(新設)
70の6の8—59 破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等	(新設)
70の6の8—60 措置法第70条の6の8第16項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等	(新設)
70の6の8—61 特例受贈事業用資産の時価に相当する金額の意義	(新設)
70の6の8—62 特例受贈事業用資産の譲渡等の対価の額の意義	(新設)
70の6の8—63 差額免除の申請書が申請期限までに提出されない場合等	(新設)
70の6の8—64 事業の継続が困難な事由の意義	(新設)
70の6の8—65 措置法第70条の6の8第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等	(新設)
70の6の8—66 特例受贈事業用資産に係る事業の廃止の意義	(新設)
70の6の8—67 免除申請贈与税額の基礎となる金額の計算	(新設)
70の6の8—68 措置法第70条の6の8第17項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限	(新設)

改正後	改正前
70の6の8—69 猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等	(新設)
70の6の8—70 債務処理計画が成立した日の意義	(新設)
70の6の8—71 認可決定日後に確定事由が生じた場合	(新設)
70の6の8—72 再計算猶予中贈与税額の計算	(新設)
70の6の8—73 免除申請があった場合の延滞税の計算	(新設)
70の6の8—74 免除申請があった場合の利子税の計算	(新設)
70の6の8—75 2以上の贈与者がある場合の担保の取扱い	(新設)
〔措置法第70条の6の9((個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係)〕	(新設)
70の6の9—1 措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈事業用資産の価額の計算	(新設)
70の6の9—2 贈与者の死亡の前日に納税猶予の期限が確定した特例受贈事業用資産	(新設)
70の6の9—3 免除対象贈与を行った贈与者の死亡の前日に納税猶予の期限が確定した特例受贈事業用資産	(新設)
70の6の9—4 買換えの承認に係る特例受贈事業用資産	(新設)
〔措置法第70条の6の10((個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)関係)〕	(新設)
70の6の10—1 特例事業用資産の取得の意義等	(新設)
70の6の10—2 相続税の納税猶予及び免除の対象とならない資産	(新設)
70の6の10—3 代償分割により取得をした資産についての相続税の納税猶予及び免除の不適用	(新設)
70の6の10—4 特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	(新設)
70の6の10—5 第2次特例事業相続人がある場合の第1次特例事業相続人に係る相続税の納税猶予及び免除の適用要件	(新設)
70の6の10—6 申告期限前に全部確定事由が生じた場合	(新設)
70の6の10—7 相次相続控除の算式	(新設)
70の6の10—8 修正申告等に係る相続税額の納税猶予	(新設)
70の6の10—9 担保の提供等	(新設)
70の6の10—10 相続税の額に相当する担保	(新設)
70の6の10—11 被相続人の事業の意義等	(新設)
70の6の10—12 被相続人の事業の用に供されていた資産	(新設)
70の6の10—13 特定事業用資産の基準となる貸借対照表	(新設)
70の6の10—14 特定事業用資産に該当する宅地等の範囲	(新設)
70の6の10—15 店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除等の適用を受けたものの事業の用に供されていた部分の範囲	(新設)
70の6の10—16 措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなさ	(新設)

改正後	改正前
れる特例受贈事業用資産がある場合の限度面積要件	
70の6の10—17 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除と小規模宅地等の特例を重複適用する場合	(新設)
70の6の10—18 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除、小規模宅地等の特例又は特定計画山林の特例を重複適用する場合に限度面積要件等を満たさないとき	(新設)
70の6の10—19 特定事業用資産である減価償却資産に該当するリース資産	(新設)
70の6の10—20 相続の開始の直前において事業に従事していたこと	(新設)
70の6の10—21 納税猶予の対象とならない資産保有型事業の意義	(新設)
70の6の10—22 納税猶予の対象とならない資産運用型事業の意義	(新設)
70の6の10—23 特例事業用資産に係る事業に関するものと認められる債務の意義	(新設)
70の6の10—24 事業を廃止した場合の意義	(新設)
70の6の10—25 確定事由となる資産保有型事業又は資産運用型事業の意義	(新設)
70の6の10—26 性風俗関連特殊営業に該当することとなった日の意義	(新設)
70の6の10—27 事業所得の総収入金額が零となった場合	(新設)
70の6の10—28 特例事業相続人等が個人の事業用資産についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限	(新設)
70の6の10—29 特例事業用資産の譲渡等の判定	(新設)
70の6の10—30 納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算	(新設)
70の6の10—31 廃棄に係る届出書が届出期限までに提出されない場合等	(新設)
70の6の10—32 特例事業用資産の処分によって得た対価がある場合	(新設)
70の6の10—33 買換承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等	(新設)
70の6の10—34 特例事業用資産の譲渡の対価の額の意義	(新設)
70の6の10—35 買換資産の取得の意義等	(新設)
70の6の10—36 仲介料、登記費用等の費用	(新設)
70の6の10—37 特例事業用資産とみなされる買換資産の意義	(新設)
70の6の10—38 買換承認に係る1年を経過する日までに特例事業相続人等が死亡した場合	(新設)
70の6の10—39 譲渡の対価の額の全部又は一部が買換資産の取得に充てられていない場合における事業の用に供されなくなった部分の計算	(新設)
70の6の10—40 現物出資承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等	(新設)
70の6の10—41 措置法第70条の6の10第6項の規定の適用を受けるための移転	(新設)
70の6の10—42 現物出資承認を受けた後における確定事由	(新設)
70の6の10—43 現物出資承認を受けた後における免除事由	(新設)
70の6の10—44 既に個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けてい	(新設)

改正後	改正前
<p>る他の者がいる場合等</p>	
<p>70の6の10—45 継続届出書の提出期間</p>	(新設)
<p>70の6の10—46 特例事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合に継続届出書に添付する</p>	(新設)
<p>貸借対照表等の意義</p>	
<p>70の6の10—47 増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ</p>	(新設)
<p>70の6の10—48 措置法第70条の6の8第1項の適用に係る贈与をした場合の免除</p>	(新設)
<p>70の6の10—49 事業を継続することができなくなった場合に該当することとなった日</p>	(新設)
<p>70の6の10—50 特例事業用資産に係る事業を継続することができなくなったやむを得ない理由</p>	(新設)
<p>70の6の10—51 破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等</p>	(新設)
<p>70の6の10—52 措置法第70条の6の10第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等</p>	(新設)
<p>70の6の10—53 特例事業用資産の時価に相当する金額の意義</p>	(新設)
<p>70の6の10—54 特例事業用資産の譲渡等の対価の額の意義</p>	(新設)
<p>70の6の10—55 差額免除の申請書が申請期限までに提出されない場合等</p>	(新設)
<p>70の6の10—56 事業の継続が困難な事由の意義</p>	(新設)
<p>70の6の10—57 措置法第70条の6の10第18項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等</p>	(新設)
<p>70の6の10—58 特例事業用資産に係る事業の廃止の意義</p>	(新設)
<p>70の6の10—59 免除申請相続税額の基礎となる金額の計算</p>	(新設)
<p>70の6の10—60 措置法第70条の6の10第18項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限</p>	(新設)
<p>70の6の10—61 猶予中相続税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等</p>	(新設)
<p>70の6の10—62 債務処理計画が成立した日の意義</p>	(新設)
<p>70の6の10—63 認可決定日後に確定事由が生じた場合</p>	(新設)
<p>70の6の10—64 再計算猶予中相続税額の計算</p>	(新設)
<p>70の6の10—65 免除申請があった場合の延滞税の計算</p>	(新設)
<p>70の6の10—66 免除申請があった場合の利子税の計算</p>	(新設)
<p>〔措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除))関係〕</p>	〔措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除))関係〕
<p>70の7—1～70の7—37の3 (省略)</p>	70の7—1～70の7—37の3 (同左)
<p>70の7—37の4 免除を受けた経営承継受贈者に係る相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用</p>	70の7—37の4 相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用
<p>70の7—37の5 第二贈与者が死亡した場合の相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用</p>	(新設)
<p>70の7—38～70の7—62 (省略)</p>	70の7—38～70の7—62 (同左)
<p>〔措置法第70条の7の3((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕</p>	〔措置法第70条の7の3((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕
<p>70の7の3—1・1の2 (省略)</p>	70の7の3—1・1の2 (同左)
<p>70の7の3—2 贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象受贈非上場株式等</p>	70の7の3—2 贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象非上場株式等



改正後	改正前
70の7の3—2の2 免除対象贈与を行った贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象受贈非上場株式等	70の7の3—2の2 納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用

改正後	改正前
<p>[措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]</p> <p>（相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産）</p> <p>69の4—1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等（以下69の5—11までにおいて「特例対象宅地等」という。）には、被相続人から贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与（以下「死因贈与」という。）を除く。以下同じ。）により取得したものは含まれないため、相続税法（昭和25年法律第73号）第19条（（相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額）の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税（同法第21条の9第3項（（相続時精算課税の選択）の規定（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）をいう。以下70の7の2—3までにおいて同じ。）の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物）</p> <p>69の4—7の3 措置法令第40条の2第4項及び第13項に規定する「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」とは、区分所有建物である旨の登記がされている建物をいうことに留意する。</p> <p>（注）・・・</p> <p>（小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重複適用する場合に限度額要件等を満たさないとき）</p> <p>69の4—12 措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等（以下69の5—13までにおいて「小規模宅地等」という。）<u>、措置法第69条の5第1項（（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）に規定する選択特定計画山林（以下69の5—13までにおいて「選択特定計画山林」という。）又は措置法第70条の6の10第1項（（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）に規定する特例事業用資産のうち同条第2項第1号イに掲げるもの（以下69の5—13までにおいて「猶予対象宅地等」という。））について、措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を重複して受けようとする場合において、その選択特定計画山林の価額が措置法第69条の5第5項（措置法令第40条の2の2第9項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する限度額（69の5—12参照）を超えるとき又はその猶予対象宅地等の面積が同号イに規定する限度面積（70の6の10—17参照）を超えるときは、その小規模宅地等の<u>全て</u>について措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p>	<p>[措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係]</p> <p>（相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産）</p> <p>69の4—1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等（以下69の5—11までにおいて「特例対象宅地等」という。）には、被相続人から贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与（以下「死因贈与」という。）を除く。以下同じ。）により取得したものは含まれないため、相続税法（昭和25年法律第73号）第19条（（相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額）の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税（同法第21条の9第3項（（相続時精算課税の選択）の規定（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項及び第70条の3第1項において準用する場合を含む。）をいう。以下70の7の2—3までにおいて同じ。）の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物）</p> <p>69の4—7の3 措置法令第40条の2第4項及び第10項に規定する「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」とは、区分所有建物である旨の登記がされている建物をいうことに留意する。</p> <p>（注）・・・</p> <p>（小規模宅地等の特例と特定計画山林の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき）</p> <p>69の4—12 措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等（以下69の5—13までにおいて「小規模宅地等」という。）<u>及び</u>措置法第69条の5第1項（（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）に規定する選択特定計画山林（以下69の5—13までにおいて「選択特定計画山林」という。）について、措置法第69条の4第1項及び第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定計画山林の価額が、同条第5項に規定する限度額（69の5—12参照）を超えるときは、その小規模宅地等の<u>すべて</u>について措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額又は当該限度面積を超えないこととなったときは、その小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 1 <u>上記の限度額を超える場合における当該選択特定計画山林及び上記の限度面積を超える場合における当該猶予対象宅地等は、その全てについて措置法第69条の5第1項及び第70条の6の10第1項の規定の適用もないことに留意する（69の5—13及び70の6の10—18参照）。</u></p> <p>2 <u>上記の「猶予対象宅地等」には、措置法第70条の6の9第1項((個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた措置法第70条の6の8第1項((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))に規定する特例受贈事業用資産のうち同条第2項第1号に掲げるものを含むことに留意する。</u></p> <p>(不動産貸付業等の範囲)</p> <p>69の4—13 被相続人等の不動産貸付業、駐車場業又は自転車駐車場業については、その規模、設備の状況及び営業形態等を問わず<u>全て</u>措置法第69条の4第3項第1号及び第4号に規定する不動産貸付業又は措置法令第40条の2第7項に規定する駐車場業若しくは自転車駐車場業に当たるのであるから留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(新たに事業の用に供されたか否かの判定)</p> <p>69の4—20の2 <u>措置法第69条の4第3項第1号の「新たに事業の用に供された宅地等」とは、事業（貸付事業（同項第4号に規定する貸付事業をいう。以下69の4—20の2において同じ。）を除く。以下69の4—20の5までにおいて同じ。）の用以外の用に供されていた宅地等が事業の用に供された場合の当該宅地等又は宅地等若しくはその上にある建物等につき「何らの利用がされていない場合」の宅地等が事業の用に供された場合の当該宅地等をいうことに留意する。</u></p> <p><u>したがって、例えば、居住の用又は貸付事業の用に供されていた宅地等が事業の用に供された場合の当該事業の用に供された部分については、「新たに事業の用に供された宅地等」に該当するが、事業の用に供されていた宅地等が他の事業の用に供された場合の当該他の事業の用に供された部分については、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>また、次に掲げる場合のように、事業に係る建物等が一時的に事業の用に供されていなかったと認められるときには、当該建物等に係る宅地等は、上記の「何らの利用がされていない場合」の宅地等に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>継続的に事業の用に供されていた建物等につき建替えが行われた場合において、建物等の建替え</u></p>	<p>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) <u>上記の限度額を超える場合には、当該選択特定計画山林のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用もないことに留意する（69の5—13参照）。</u></p> <p>(不動産貸付業等の範囲)</p> <p>69の4—13 被相続人等の不動産貸付業、駐車場業又は自転車駐車場業については、その規模、設備の状況及び営業形態等を問わず<u>すべて</u>措置法第69条の4第3項第1号及び第4号に規定する不動産貸付業又は措置法令第40条の2第6項に規定する駐車場業若しくは自転車駐車場業に当たるのであるから留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>後速やかに事業の用に供されていたとき（当該建替え後の建物等を事業の用以外の用に供していないときに限る。）</p> <p>(2) 継続的に事業の用に供されていた建物等が災害により損害を受けたため、当該建物等に係る事業を休業した場合において、事業の再開のための当該建物等の修繕その他の準備が行われ、事業が再開されていたとき（休業中に当該建物等を事業の用以外の用に供していないときに限る。）</p> <p>(注) 1 建替えのための建物等の建築中に相続が開始した場合には69の4—5の取扱いが、また、災害による損害のための休業中に相続が開始した場合には69の4—17の取扱いが、それぞれあることに留意する。</p> <p>2 (1)又は(2)に該当する場合には、当該宅地等に係る「新たに事業の用に供された」時は、(1)の建替え前又は(2)の休業前の事業に係る事業の用に供された時となることに留意する。</p> <p>3 (1)に該当する場合において、建替え後の建物等の敷地の用に供された宅地等のうちに、建替え前の建物等の敷地の用に供されていなかった宅地等が含まれるときは、当該供されていなかった宅地等については、新たに事業の用に供された宅地等に該当することに留意する。</p> <p>(政令で定める規模以上の事業の意義等)</p> <p>69の4—20の3 措置法令第40条の2第8項で定める規模以上の事業は、次に掲げる算式を満たす場合における当該事業（以下69の4—20の3において「特定事業」という。）であることに留意する。</p> <p>なお、特定事業に該当するか否かの判定は、下記の特宅地等ごとに行うことに留意する。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{事業の用に供されていた減価償却資産(注1)のうち被相続人等が有していたもの(注2)の相続の開始の時における価額の合計額}}{\text{新たに事業の用に供された宅地等（以下69の4—20の3において「特定宅地等」という。）(注3)の相続の開始の時における価額}} \geq \frac{15}{100}$ <p>(注) 1 「減価償却資産」とは、特定宅地等に係る被相続人等の事業の用に供されていた次に掲げる資産をいい、当該資産のうち当該事業の用以外の用に供されていた部分がある場合には、当該事業の用に供されていた部分に限ることに留意する。</p> <p>① 特定宅地等の上に存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物</p> <p>② 所得税法第2条第1項第19号((定義))に規定する減価償却資産で特定宅地等の上で行われる当該事業に係る業務の用に供されていたもの（①に掲げるものを除く。）</p> <p>なお、当該事業が特定宅地等を含む一の宅地等の上で行われていた場合には、特定宅地等を含む一の宅地等の上に存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物のうち当該事業の用に供されていた部分並びに上記②の減価償却資産のうち特定宅地等を含む一の宅地等の上で行われる当該事業に係る業務の用に供されていた部分（当該建物及び当</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>該構築物を除く。)は、上記①又は②に掲げる資産にそれぞれ含まれることに留意する。</p> <p>また、上記②に掲げる資産が、共通して当該業務及び当該業務以外の業務の用に供されていた場合であっても、当該資産の全部が上記②に掲げる資産に該当することに留意する。</p> <p>おって、「事業の用に供されていた減価償却資産」に該当するか否かの判定は、特定宅地等を新たに事業の用に供した時ではなく、相続開始の直前における現況によって行うことに留意する。したがって、例えば、特定宅地等を新たに事業の用に供した後に被相続人等が取得した上記②に掲げる資産も上記算式の分子に含まれることに留意する。</p> <p>2 「被相続人等が有していたもの」は、事業を行っていた被相続人又は事業を行っていた生計一親族（被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいう。）が、自己の事業の用に供し、所有していた減価償却資産であることに留意する。</p> <p>3 「特定宅地等」は、相続開始の直前において被相続人が所有していた宅地等であり、当該宅地等が数人の共有に属していた場合には当該被相続人の有していた持分の割合に応ずる部分であることに留意する。</p>	
<p><u>(相続開始前3年を超えて引き続き事業の用に供されていた宅地等の取扱い)</u></p> <p>69の4—20の4 相続開始前3年を超えて引き続き被相続人等の事業の用に供されていた宅地等については、「措置法令第40条の2第8項に定める規模以上の事業を行っていた被相続人等の事業」以外の事業に係るものであっても、措置法令第69条の4第3項第1号イ又はロに掲げる要件を満たす当該被相続人の親族が取得した場合には、同号に規定する特定事業用宅地等に該当することに留意する。</p> <p>(注) 被相続人等の事業の用に供されていた宅地等が69の4—20の2に掲げる場合に該当する場合には、当該宅地等は引き続き事業の用に供されていた宅地等に該当することに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(平成31年改正法附則による特定事業用宅地等に係る経過措置について)</u></p> <p>69の4—20の5 所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)附則第79条第2項の規定により、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得をした宅地等については、平成31年4月1日以後に新たに事業の用に供されたもの(措置法令第40条の2第8項に定める規模以上の事業を行っていた被相続人等の事業の用に供されたものを除く。)が、措置法令第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等の対象となる宅地等から除かれることに留意する。</p>	(新設)
<p>(平成30年改正法附則による特定居住用宅地等に係る経過措置について)</p>	<p>(平成30年改正法附則による特定居住用宅地等に係る経過措置について)</p>

改正後	改正前
<p>69の4—22の2 . . .</p> <p>(1) 個人が平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得をした経過措置対象宅地等については、措置法第69条の4第3項第2号に規定する親族に係る要件は、同号イからハまでに掲げる要件のいずれか又は平成30年改正法による改正前の措置法第69条の4第3項第2号ロに掲げる要件とする。</p> <p>(2) 個人が令和2年4月1日以後に相続又は遺贈により取得をした財産のうちに経過措置対象宅地等がある場合において、同年3月31日において当該経過措置対象宅地等の上に存する建物の新築又は増築その他の工事が行われており、かつ、当該工事の完了前に相続又は遺贈があったときは、その相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までに当該個人が当該建物を自己の居住の用に供したときは、当該経過措置対象宅地等は相続開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていたものと、当該個人は措置法第69条の4第3項第2号イに掲げる要件を満たす親族とそれぞれみなす。</p> <p>. . .</p> <p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p>	<p>69の4—22の2 . . .</p> <p>(1) 個人が平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得をした経過措置対象宅地等については、措置法第69条の4第3項第2号に規定する親族に係る要件は、同号イからハまでに掲げる要件のいずれか又は平成30年改正法による改正前の措置法第69条の4第3項第2号ロに掲げる要件とする。</p> <p>(2) 個人が平成32年4月1日以後に相続又は遺贈により取得をした財産のうちに経過措置対象宅地等がある場合において、同年3月31日において当該経過措置対象宅地等の上に存する建物の新築又は増築その他の工事が行われており、かつ、当該工事の完了前に相続又は遺贈があったときは、その相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までに当該個人が当該建物を自己の居住の用に供したときは、当該経過措置対象宅地等は相続開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていたものと、当該個人は措置法第69条の4第3項第2号イに掲げる要件を満たす親族とそれぞれみなす。</p> <p>. . .</p> <p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p>
<p>69の4—23 . . .</p> <p>(注) 措置法第69条の4第3項第3号に規定する法人の事業には、不動産貸付業その他措置法令第40条の2第7項に規定する駐車場、自転車駐車場及び準事業が含まれないことに留意する。</p> <p>(特定貸付事業の意義)</p>	<p>69の4—23 . . .</p> <p>(注) 措置法第69条の4第3項第3号に規定する法人の事業には、不動産貸付業その他措置法令第40条の2第6項に規定する駐車場、自転車駐車場及び準事業が含まれないことに留意する。</p> <p>(特定貸付事業の意義)</p>
<p>69の4—24の4 措置法令第40条の2第19項に規定する特定貸付事業（以下69の4—24の8までにおいて「特定貸付事業」という。）は、貸付事業のうち準事業以外のものをいうのであるが、被相続人等の貸付事業が準事業以外の貸付事業に当たるかどうかについては、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で当該貸付事業が行われていたかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>. . .</p> <p>(特定貸付事業を行っていた「被相続人等の当該貸付事業の用に供された」の意義)</p> <p>69の4—24の6 措置法第69条の4第3項第4号の特定貸付事業を行っていた「被相続人等の当該貸付事業の用に供された」とは、特定貸付事業を行っていた被相続人等が、宅地等をその自己が行っていた特定貸付事業の用に供した場合をいうのであって、次に掲げる場合はこれに該当しないことに留意する。</p> <p>. . .</p>	<p>69の4—24の4 措置法令第40条の2第16項に規定する特定貸付事業（以下69の4—24の8までにおいて「特定貸付事業」という。）は、貸付事業のうち準事業以外のものをいうのであるが、被相続人等の貸付事業が準事業以外の貸付事業に当たるかどうかについては、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で当該貸付事業が行われていたかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>. . .</p> <p>(特定貸付事業を行っていた「被相続人等の当該貸付事業の用に供された」の意義)</p> <p>69の4—24の6 措置法第69条の4第3項第4号の特定貸付事業を行っていた「被相続人等の当該貸付事業の用に供された」とは、特定貸付事業を行う被相続人等が、宅地等をその自己が行う特定貸付事業の用に供した場合をいうのであって、次に掲げる場合はこれに該当しないことに留意する。</p> <p>. . .</p>

改正後	改正前
<p>(相続開始前3年を超えて引き続き貸付事業の用に供されていた宅地等の取扱い)</p> <p>69の4—24の7 相続開始前3年を超えて引き続き被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等については、措置法令第40条の2第19項に規定する特定貸付事業以外の貸付事業に係るものであっても、措置法第69条の4第3項第4号イ又はロに掲げる要件を満たす当該被相続人の親族が取得した場合には、同号に規定する貸付事業用宅地等に該当することに留意する。</p> <p>(注) . . .</p>	<p>(相続開始前3年を超えて引き続き貸付事業の用に供されていた宅地等の取扱い)</p> <p>69の4—24の7 相続開始前3年を超えて引き続き被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等については、措置法令第40条の2第16項に規定する特定貸付事業以外の貸付事業に係るものであっても、措置法第69条の4第3項第4号イ又はロに掲げる要件を満たす当該被相続人の親族が取得した場合には、同号に規定する貸付事業用宅地等に該当することに留意する。</p> <p>(注) . . .</p>
<p>(平成30年改正法附則による貸付事業用宅地等に係る経過措置について)</p> <p>69の4—24の8 平成30年改正法附則第118条第4項の規定により、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得をした宅地等については、平成30年4月1日以後に新たに貸付事業の用に供されたもの(相続開始の日まで3年を超えて引き続き特定貸付事業を行っていた被相続人等の当該特定貸付事業の用に供されたものを除く。)が、措置法第69条の4第3項第4号に規定する貸付事業用宅地等の対象となる宅地等から除かれることに留意する。</p>	<p>(平成30年改正法附則による貸付事業用宅地等に係る経過措置について)</p> <p>69の4—24の8 平成30年改正法附則第118条第4項の規定により、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得をした宅地等については、平成30年4月1日以後に新たに貸付事業の用に供されたもの(相続開始の日まで3年を超えて引き続き特定貸付事業を行っていた被相続人等の当該特定貸付事業の用に供されたものを除く。)が、措置法第69条の4第3項第4号に規定する貸付事業用宅地等の対象となる宅地等から除かれることに留意する。</p>
<p>(共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合)</p> <p>69の4—25 . . .</p> <p>(注) 第一次相続に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した後、第一次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における調停又は審判(以下69の5—9までにおいて「審判等」という。)に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該死亡した者の具体的相続分(民法第900条((法定相続分))から第904条の2((寄与分))まで(第902条の2((相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使))を除く。)に規定する相続分をいう。以下69の5—9までにおいて同じ。)のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、当該死亡した者の共同相続人等の全員の合意により、当該死亡した者の具体的相続分に対応する財産として特定させたもののうちに特例対象宅地等があるときは上記の取扱いができることに留意する。</p>	<p>(共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合)</p> <p>69の4—25 . . .</p> <p>(注) 第一次相続に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した後、第一次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における調停又は審判(以下69の5—9までにおいて「審判等」という。)に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該死亡した者の具体的相続分(民法第900条((法定相続分))から第904条の2((寄与分))までに規定する相続分をいう。以下69の5—9までにおいて同じ。)のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、当該死亡した者の共同相続人等の全員の合意により、当該死亡した者の具体的相続分に対応する財産として特定させたもののうちに特例対象宅地等があるときは上記の取扱いができることに留意する。</p>
<p>(個人の事業用資産についての納税猶予及び免除の適用がある場合)</p> <p>69の4—26の2 被相続人が次に掲げる者のいずれかに該当する場合には、措置法第69条の4第6項の規定により、当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした全ての同条第3項第1号に規定する特定事業用宅地等について、同条第1項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>1 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた同条第2項第2号に規定する特例事業受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者</p> <p>2 措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける同条第2項第2号に規定する特例事業相続</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>人等に係る同条第1項に規定する被相続人</p> <p>(注) 1 <u>上記の「取得」には、措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合における当該取得が含まれることに留意する。</u></p> <p>2 <u>当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした措置法第69条の4第3項第2号に規定する特定居住用宅地等、同項第3号に規定する特定同族会社事業用宅地等及び同項第4号に規定する貸付事業用宅地等については、同条第6項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>〔措置法第69条の5(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)関係〕</p> <p>(相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林経営計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号イに規定する特定計画山林相続人等の判定)</p> <p>69の5—6 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈(措置法令第40条の2の2第20項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。)により特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該特定森林経営計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林経営計画(以下69の5—6において「消滅前計画」という。)の効力が当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日(以下69の5—6において「効力消滅日」という。)の翌日に現に効力を有する当該特定森林経営計画対象山林に係る新たな森林経営計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第34条第1項((森林経営計画の認定の請求等))に規定する認定請求書及び森林経営計画書(当該特定森林経営計画対象山林に係るものに限る。)を提出し、後に当該認定請求に係る森林経営計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林経営計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号イ(2)の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林経営計画の始期の前日(当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林経営計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。)まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定森林経営計画対象山林(当該認定を受けた森林経営計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。)について施業を行っていたものとして取り扱う。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林経営計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号ロに規定する特定計画山林相続人等の判定)</p>	<p>〔措置法第69条の5(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)関係〕</p> <p>(相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林経営計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号イに規定する特定計画山林相続人等の判定)</p> <p>69の5—6 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈(措置法令第40条の2の2第19項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。)により特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該特定森林経営計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林経営計画(以下69の5—6において「消滅前計画」という。)の効力が当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日(以下69の5—6において「効力消滅日」という。)の翌日に現に効力を有する当該特定森林経営計画対象山林に係る新たな森林経営計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第34条第1項((森林経営計画の認定の請求等))に規定する認定請求書及び森林経営計画書(当該特定森林経営計画対象山林に係るものに限る。)を提出し、後に当該認定請求に係る森林経営計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林経営計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号イ(2)の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林経営計画の始期の前日(当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林経営計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。)まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定森林経営計画対象山林(当該認定を受けた森林経営計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。)について施業を行っていたものとして取り扱う。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林経営計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号ロに規定する特定計画山林相続人等の判定)</p>



改正後	改正前
<p>69の5—7 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林経営計画対象山林承継人を含む。以下69の5—7において同じ。）が当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林経営計画（以下69の5—7において「消滅前計画」という。）の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5—7において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る新たな森林経営計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第34条第1項に規定する認定請求書及び森林経営計画書（当該特定受贈森林経営計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林経営計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林経営計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号ロ(2)の要件の判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林経営計画の始期の前日（当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林経営計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林経営計画対象山林（当該認定を受けた森林経営計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う（措置法令第40条の2の2第21項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。）。</p> <p>(注) . . .</p>	<p>69の5—7 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林経営計画対象山林承継人を含む。以下69の5—7において同じ。）が当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林経営計画（以下69の5—7において「消滅前計画」という。）の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5—7において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る新たな森林経営計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第34条第1項に規定する認定請求書及び森林経営計画書（当該特定受贈森林経営計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林経営計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林経営計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号ロ(2)の要件の判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林経営計画の始期の前日（当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林経営計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林経営計画対象山林（当該認定を受けた森林経営計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う（措置法令第40条の2の2第20項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。）。</p> <p>(注) . . .</p>
<p>(申告書の提出期限から3年以内に特定計画山林の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請)</p> <p>69の5—11 相続税法第27条の規定による申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない特定計画山林及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない特定計画山林又は特例対象宅地等が分割された後に、措置法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第8項及び措置法令第40条の2第23項においてそれぞれ準用する相続税法施行令（昭和25年政令第71号）第4条の2第2項（配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例）に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。</p> <p>(注) 措置法令第40条の2の2第10項各号かつこ書及び措置法令第40条の2第24項かつこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り</p>	<p>(申告書の提出期限から3年以内に特定計画山林の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請)</p> <p>69の5—11 相続税法第27条の規定による申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない特定計画山林及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない特定計画山林又は特例対象宅地等が分割された後に、措置法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第8項及び措置法令第40条の2第16項においてそれぞれ準用する相続税法施行令（昭和25年政令第71号）第4条の2第2項（配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例）に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。</p> <p>(注) 措置法令第40条の2の2第9項各号かつこ書及び措置法令第40条の2第17項かつこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り</p>

改正後	改正前
<p>扱う。</p> <p>(特定計画山林の特例、<u>小規模宅地等の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重複適用する場合の限度額の計算等</u>)</p> <p>69の5—12 措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けようとする措置法第69条の5第5項に規定する選択宅地等面積（以下69の5—12において「<u>選択宅地等面積</u>」という。）及び措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする措置法令第40条の2の2第9項において読み替えて適用する措置法第69条の5第5項に規定する<u>猶予適用宅地等面積</u>（以下69の5—12において「<u>猶予適用宅地等面積</u>」という。）の合計が200㎡に満たない場合において、同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けることができる特定計画山林の価額の限度額は、次の算式により計算した価額となることに留意する。</p> $A \times \frac{200\text{㎡} - (B + C)}{200\text{㎡}}$ <p>(注) 1 措置法第69条の5第5項（措置法令第40条の2の2第9項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等が選択した全ての特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林（以下69の5—12において「<u>特定（受贈）森林経営計画対象山林</u>」という。）である特定計画山林（以下69の5—12において「<u>選択山林</u>」という。）、<u>小規模宅地等又は猶予対象宅地等</u>について、<u>措置法第69条の5第1項、第69条の4第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を重複して受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。</u></p> $B + C + \left(200\text{㎡} \times \frac{D}{A}\right) \leq 200\text{㎡}$ <p>2 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等に係る全ての特定（受贈）森林経営計画対象山林である特定計画山林の価額の合計額</p> <p>Bは、<u>選択宅地等面積</u></p> <p>Cは、<u>猶予適用宅地等面積</u></p> <p>Dは、<u>選択山林の価額の合計額</u></p> <p>3 <u>上記の「猶予対象宅地等」には、措置法第70条の6の9第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産のうち同条第2項第1号</u></p>	<p>扱う。</p> <p>(特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等)</p> <p>69の5—12 措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けようとする措置法第69条の5第5項に規定する選択宅地等面積（以下69の5—12において「<u>選択宅地等面積</u>」という。）が200㎡に満たない場合において、同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けることができる特定計画山林の価額の限度額は、次の算式により計算した価額となることに留意する。</p> $A \times \frac{200\text{㎡} - B}{200\text{㎡}}$ <p>(注) 1 措置法第69条の5第5項の規定により、<u>同条第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等が選択した全ての特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林</u>（以下69の5—12において「<u>特定（受贈）森林経営計画対象山林</u>」という。）である特定計画山林（以下69の5—12において「<u>選択山林</u>」という。）又は小規模宅地等について、<u>同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。</u></p> $B + \left(200\text{㎡} \times \frac{C}{A}\right) \leq 200\text{㎡}$ <p>2 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等に係る全ての特定（受贈）森林経営計画対象山林である特定計画山林の価額の合計額</p> <p>Bは、<u>選択宅地等面積</u></p> <p>Cは、<u>選択山林の価額の合計額</u></p>

改正後	改正前
<p><u>イに掲げるものを含むことに留意する。</u></p> <p>(特定計画山林の特例、<u>小規模宅地等の特例又は個人の事業用資産についての納税猶予及び免除を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき</u>)</p> <p>69の5—13 小規模宅地等、<u>選択特定計画山林又は猶予対象宅地等</u>について、措置法第69条の4第1項、<u>第69条の5第1項又は第70条の6の10第1項</u>の規定の適用を重複して受けようとする場合において、その選択特定計画山林の価額が<u>第69条の5第5項(措置法令第40条の2の2第9項において読み替えて適用する場合を含む。)</u>に規定する限度額(69の5—12参照)を超えるときは、その選択特定計画山林の<u>全て</u>について<u>第69条の5第1項</u>の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その選択特定計画山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 上記の限度額を超える場合には、当該小規模宅地等及び当該猶予対象宅地等の<u>全て</u>について措置法第69条の4第1項及び<u>第70条の6の10第1項</u>の規定の適用もないことに留意する(69の4—12及び70の6の10—18参照)。</p> <p>(特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続)</p> <p>69の5—14 特定受贈森林経営計画対象山林の贈与に係る相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出期限(措置法令第40条の2の2第14項から第19項までの規定の適用がある場合には、それぞれに定める期限)までに措置法第69条の5第8項に規定する書類(以下69の5—15までにおいて「第8項に規定する書類」という。)の提出をしなければ、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる当該特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林について、同条第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(平成21年改正前措置法第69条の5の取扱い)</p> <p>69の5—16 . . .</p> <p>(注) <u>平成21年改正前措置法第69条の5の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第102号)による改正後の措置法令第40条の2の2第9項の規定の適用はないことに留意する。</u></p>	<p>(特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p>69の5—13 小規模宅地等<u>又は</u>選択特定計画山林について、措置法第69条の4第1項<u>又は</u>第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定計画山林の価額が同条第5項に規定する限度額(69の5—12参照)を超えるときは、その選択特定計画山林の<u>すべて</u>について同条第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その選択特定計画山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 上記の限度額を超える場合には、当該小規模宅地等の<u>すべて</u>について措置法第69条の4第1項の規定の適用もないことに留意する(69の4—12参照)。</p> <p>(特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続)</p> <p>69の5—14 特定受贈森林経営計画対象山林の贈与に係る相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出期限(措置法令第40条の2の2第13項から第18項までの規定の適用がある場合には、それぞれに定める期限)までに措置法第69条の5第8項に規定する書類(以下69の5—15までにおいて「第8項に規定する書類」という。)の提出をしなければ、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる当該特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林について、同条第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(平成21年改正前措置法第69条の5の取扱い)</p> <p>69の5—16 . . .</p>

改正後	改正前
<p>(平成21年改正前措置法第69条の5第10項の書類を提出した特定受贈同族会社株式等についての相続税の納税猶予の適用)</p> <p>69の5—19 . . .</p> <p>(注) 選択特定受贈同族会社株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする場合の措置法令第40条の8の2第1項第1号ロ((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除))の要件の判定に当たっては、「被相続人が有する認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数」に、平成21年改正法附則第64条第2項の規定により措置法第70条の7の2第2項第3号に規定する経営承継相続人等(以下70の7の2—49までにおいて「経営承継相続人等」という。)が相続又は遺贈により取得をしたとみなされる選択特定受贈同族会社株式等に係る議決権の数を加算したところにより判定することに留意する。</p> <p>(選択特定受贈同族会社株式等に係る認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額)</p> <p>69の5—24 特定受贈同族会社株式等について平成21年改正法附則第64条第2項の規定により措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、同条第1項に規定する対象非上場株式等(以下70の7の2—59までにおいて「対象非上場株式等」という。)に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社(措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。)であって当該認定承継会社との間に支配関係(措置法令第40条の8第9項に規定する関係をいう。)がある法人が会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号((定義))に規定する外国会社(当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。)又は措置法令第40条の8の2第12項に定める医療法人の株式等を有するときにおける措置法第70条の7の2第2項第5号に規定する納税猶予分の相続税額(以下70の7の2—48までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。)の計算の基となる当該対象非上場株式等である選択特定受贈同族会社株式等の価額は、平成22年改正措令附則第49条第2項第2号((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定により、特定事業用資産相続人等が当該特定受贈同族会社株式等の贈与を受けた時の価額であることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の2の2((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>(用語の定義)</p>	<p>(平成21年改正前措置法第69条の5第10項の書類を提出した特定受贈同族会社株式等についての相続税の納税猶予の適用)</p> <p>69の5—19 . . .</p> <p>(注) 選択特定受贈同族会社株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする場合の措置法令第40条の8の2第1項第2号((非上場株式等についての相続税の納税猶予))の要件の判定に当たっては、「被相続人が有する認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数」に、平成21年改正法附則第64条第2項の規定により措置法第70条の7の2第2項第3号に規定する経営承継相続人等(以下70の7の2—43までにおいて「経営承継相続人等」という。)が相続又は遺贈により取得をしたとみなされる選択特定受贈同族会社株式等に係る議決権の数を加算したところにより判定することに留意する。</p> <p>(選択特定受贈同族会社株式等に係る認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額)</p> <p>69の5—24 特定受贈同族会社株式等について平成21年改正法附則第64条第2項の規定により措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、同条第1項に規定する特例非上場株式等(以下70の7の2—48までにおいて「特例非上場株式等」という。)に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社(措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の2—16の2までにおいて同じ。)であって当該認定承継会社との間に支配関係(措置法令第40条の8第7項に規定する関係をいう。以下70の7の4—6までにおいて同じ。)がある法人(以下70の7の2—16の2までにおいて「特別支配関係法人」という。)が会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号((定義))に規定する外国会社(当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。)又は措置法令第40条の8の2第12項に定める医療法人の株式等を有するときにおける措置法第70条の7の2第2項第5号に規定する納税猶予分の相続税額(以下70の7の2—48までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。)の計算の基となる当該特例非上場株式等である選択特定受贈同族会社株式等の価額は、平成22年改正措令附則第49条第2項第2号((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定により、特定事業用資産相続人等が当該特定受贈同族会社株式等の贈与を受けた時の価額であることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の2の2((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>(用語の定義)</p>

改正後	改正前
<p>70の2の2—1 この措置法第70条の2の2関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>信託受益権、銀行等、営業所等、金銭等又は金融商品取引業者</u> それぞれ措置法第70条の2の2第1項に規定する信託受益権、銀行等、営業所等、金銭等又は金融商品取引業者をいう。</p> <p>(2) <u>教育資金、学校等、教育資金管理契約、受贈者、教育資金非課税申告書、非課税抛し額、教育資金支出額又は取扱金融機関</u> それぞれ措置法第70条の2の2第2項に規定する教育資金、学校等、教育資金管理契約、<u>受贈者</u>、教育資金非課税申告書、非課税抛し額、教育資金支出額又は取扱金融機関をいう。</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) <u>贈与者</u> 措置法第70条の2の2第10項に規定する贈与者をいう。</p> <p>(5) <u>教育資金非課税取消申告書</u> 措置法令第40条の4の3第26項に規定する教育資金非課税取消申告書をいう。</p> <p>(6) <u>教育資金非課税廃止申告書</u> 措置法令第40条の4の3第29項に規定する教育資金非課税廃止申告書をいう。</p> <p>(7) <u>教育資金管理契約に関する異動申告書</u> 措置法令第40条の4の3第33項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書をいう。</p> <p>(外国国籍を有する者等に係る措置法第70条の2の2の適用)</p> <p>70の2の2—2 外国国籍を有する者又は相続税法の施行地に住所を有しない者であっても、措置法第70条の2の2第1項の適用要件を満たす場合には、同項本文の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p><u>(信託受益権等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えていた場合)</u></p> <p>70の2の2—3の2 <u>受贈者が贈与者から信託受益権又は金銭等の取得(平成31年4月1日以後の取得に限る。)をした日の属する年(70の2の2—3の2において「特定年」という。)の前年分の当該受贈者の所得税に係る所得税法第2条第1項第30号の合計所得金額(以下70の2の2—3の2において「合計所得金額」という。)が1,000万円を超えていた場合には、特定年分の合計所得金額が1,000万円以下であっても、当該取得をした信託受益権又は金銭等の価額について、措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けることはできないことに留意する。ただし、当該特定年の翌年に取得した信託受益権又は金銭等については、当該特定年分の合計所得金額が1,000万円以下であるため、同項本文の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p>	<p>70の2の2—1 この措置法第70条の2の2関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>教育資金、教育資金管理契約、教育資金非課税申告書、非課税抛し額、教育資金支出額又は取扱金融機関</u> 措置法第70条の2の2第2項に規定する教育資金、教育資金管理契約、教育資金非課税申告書、非課税抛し額、教育資金支出額又は取扱金融機関をいう。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) <u>教育資金非課税取消申告書</u> 措置法令第40条の4の3第21項に規定する教育資金非課税取消申告書をいう。</p> <p>(4) <u>教育資金非課税廃止申告書</u> 措置法令第40条の4の3第24項に規定する教育資金非課税廃止申告書をいう。</p> <p>(5) <u>教育資金管理契約に関する異動申告書</u> 措置法令第40条の4の3第28項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書をいう。</p> <p>(外国国籍を有する者等に係る措置法第70条の2の2の適用)</p> <p>70の2の2—2 外国国籍を有する者又は相続税法の施行地に住所を有しない者であっても、措置法第70条の2の2第1項の適用要件を満たす場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(追加教育資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加教育資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力)</p> <p>70の2の2—4 措置法第70条の2の2第4項の規定に反して、既に教育資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等以外の取扱金融機関の営業所等に提出された追加教育資金非課税申告書は、その効力を有しないことに留意する。</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 上記によりその効力を有しないこととなった追加教育資金非課税申告書に措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額については同項本文の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に記載された非課税抛出現額が1,500万円を超えていた場合等におけるこれらの申告書の効力)</p> <p>70の2の2—5 . . . .</p> <p>(注) 措置法第70条の2の2第6項の規定により効力を有しない教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に該当するかどうかの判定及びこれらの申告書に同条第1項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額についての同項本文の規定の適用については、70の2の2—4((追加教育資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加教育資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力))の(注)にそれぞれ準じて行うことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の2の2第1項本文の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額)</p> <p>70の2の2—7 措置法第70条の2の2第1項本文の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額は、同条第3項又は第4項の期限までに提出された教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に係る非課税抛出現額(1,500万円までの金額に限る。)の範囲内の金額であり、かつ、措置法令第40条の4の3第4項又は第5項の要件を満たした部分の金額に限られることに留意する。</p> <p>(注) 1 贈与者が2以上ある場合の贈与者ごとの贈与税の課税価格に算入されない価額の判定は、受贈者が教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に贈与者ごとに措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けるものとして記載した金額により行うことに留意する。</p> <p>2 贈与により取得した信託受益権又は金銭等のうち上記により贈与税の課税価格に算入されない価額に該当しない価額については、贈与税の課税価格に算入されるのであるが、受</p>	<p>(追加教育資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加教育資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力)</p> <p>70の2の2—4 措置法第70条の2の2第4項の規定に反して、既に教育資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等(措置法第70条の2の2第1項に規定する営業所等をいう。以下70の2の2—12までにおいて同じ。)以外の取扱金融機関の営業所等に提出された追加教育資金非課税申告書は、その効力を有しないことに留意する。</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 上記によりその効力を有しないこととなった追加教育資金非課税申告書に措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額については同項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に記載された非課税抛出現額が1,500万円を超えていた場合等におけるこれらの申告書の効力)</p> <p>70の2の2—5 . . . .</p> <p>(注) 措置法第70条の2の2第6項の規定により効力を有しない教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に該当するかどうかの判定及びこれらの申告書に同条第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額についての同項の規定の適用については、70の2の2—4((追加教育資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加教育資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力))の(注)にそれぞれ準じて行うことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の2の2第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額)</p> <p>70の2の2—7 措置法第70条の2の2第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額は、同条第3項又は第4項の期限までに提出された教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に係る非課税抛出現額(1,500万円までの金額に限る。)の範囲内の金額であり、かつ、措置法令第40条の4の3第4項又は第5項の要件を満たした部分の金額に限られることに留意する。</p> <p>(注) 1 贈与者が2以上ある場合の贈与者ごとの贈与税の課税価格に算入されない価額の判定は、受贈者が教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に贈与者ごとに措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けるものとして記載した金額により行うことに留意する。</p> <p>2 贈与により取得した措置法第70条の2の2第1項に規定する信託受益権又は同項に規定する金銭等のうち上記により贈与税の課税価格に算入されない価額に該当しない価額に</p>

改正後	改正前
<p>贈与者が当該贈与税に係る贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該算入される価額のうち当該贈与者から取得した部分について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該部分について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p><u>(教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)</u></p> <p><u>70の2の2—9 贈与者が措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等は、次のとおりとなることに留意する。</u></p> <p><u>1 当該贈与者の死亡前3年以内に、受贈者が、当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けたとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(注) 上記の「取得」は、平成31年4月1日以後の取得に限ることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合 次のイからホまでに定めるところによる。</u></p> <p><u>(注) 上記の「特定事由」とは次に掲げる場合（ロ又はハに掲げる場合に該当する場合にあつては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類を次のイの贈与者死亡の届出と併せて提出した場合に限る。）をいう。</u></p> <p>① 23歳未満である場合</p> <p>② 学校等に在学している場合</p> <p>③ 雇用保険法第60条の2第1項((教育訓練給付金))に規定する教育訓練を受けている場合</p> <p><u>イ 贈与者死亡の届出（措置法第70条の2の2第10項第1号）</u></p> <p><u>当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。</u></p> <p><u>ロ 管理残額の相続税課税（措置法第70条の2の2第10項第2号）</u></p>	<p>については、贈与税の課税価格に算入されるのであるが、受贈者が当該贈与税に係る贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該算入される価額のうち当該贈与者から取得した部分について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該部分について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拠出額から教育資金支出額（措置法第70条の2の2第17項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号ロに掲げる教育を受けるために学校等以外の者に直接支払われる金銭については、500万円を限度とする。以下70の2の2—10までにおいて同じ。）を控除した残額として計算した金額（以下70の2の2—10までにおいて「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の2—9（ホを除く。）において同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。</p> $\left( \begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日にお} \\ \text{ける教育資金管理契約に} \\ \text{係る非課税拠出額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日にお} \\ \text{ける教育資金管理契約に係} \\ \text{る教育資金支出額(注1)} \end{array} \right)$ <p style="text-align: center;">× <math>\frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等(その死亡前3年以内に取得をしたもの(注2)に限る。)}のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}{\text{非課税拠出額(注3)}}</math></p> <p>(注) 1 当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の2の2第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。</p> <p>2 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。</p> <p>3 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（当該他の贈与者の死亡前3年以内に取得をしたもの(※)に限る。）のうち同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。</p> <p>※ 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。</p> <p>ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第18項等）措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項及び第21条の16第1項の規定の適用がない。</p>	



改正後	改正前
<p>ニ <u>相続税額の2割加算（措置法第70条の2の2第10項第4号）</u>  <u>管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第18条（相続税額の加算）の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算については、次に掲げる算式により行う。</u></p> $\frac{\text{受贈者に係る相続税額に加算する金額}}{\left( \frac{\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額}}{\text{管理残額に対応する相続税額（注）}} \right)} \times \frac{20}{100}$ <p><u>（注） 管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。</u></p> $\frac{\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額}}{\text{A}} \times \frac{\text{A}}{\text{B}}$ <p>A＝管理残額  B＝当該受贈者の相続税の課税価格  A／Bの割合が1を超える場合には、1とする。</p> <p>ホ <u>管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算（措置法第70条の2の2第10項第5号）</u>  <u>当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者（当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。）については、相続税法第19条の規定の適用がない。</u></p> <p><u>② 当該受贈者が贈与者の死亡の日において上記(1)の特定事由のいずれかに該当する場合 上記(1)イ（（贈与者死亡の届出））及びハ（（非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等））に同じ。</u></p> <p><u>（注） 上記(1)ロ（（管理残額の相続税課税））（ニ（（相続税額の2割加算））及びホ（（管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算））を含む。）の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>2 上記1に掲げる場合以外の場合 上記(1)ハ（（非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等））に同じ。</u></p> <p><u>（注） 上記(1)イ（（贈与者死亡の届出））及びロ（（管理残額の相続税課税））（ニ（（相続税額の2割加算））及びホ（（管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算））を含む。）の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>（教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等）</u>  70の2の2—10 措置法第70条の2の2第12項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額（同条第10項第2号の規定により相続により取得したも</p>	<p>（教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等）  70の2の2—9 措置法第70条の2の2第10項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額（同条第15項の規定による訂正があった場合には、その訂</p>

改正後

のとみなされた管理残額を含む。)を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。

終了事由	終了の日における贈与者の状況	贈与税の課税関係	
		課税価格への算入の有無	課税方式
(1) 受贈者が(2)以外の一定の事由(注1)に該当したこと。	生存	有(注3)	暦年課税又は相続時精算課税(注4)
	死亡(注2)	有(注3)	暦年課税
(2) 受贈者が死亡したこと。		無(注5)	

(注)1 一定の事由とは、次に掲げる事由をいう。

- ① 受贈者が30歳に達したこと（当該受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合において、受贈者がこれらの場合に該当することについて措置法令第40条の4の3第22項の規定により取扱金融機関の営業所等に届け出たときを除く。）。
- ② 受贈者（30歳以上の者に限る。③において同じ。）が、その年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練を受けた日があることを措置法令第40条の4の3第23項の規定により取扱金融機関の営業所等に届け出なかったこと。
- ③ 受贈者が40歳に達したこと。
- ④ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と取扱金融機関との間で当該教育資金管理契約を終了させる合意があったこと。

2 終了の日前に贈与者が死亡している場合には、個人から贈与により取得したものとみなされ、相続税法第1条の4（贈与税の納税義務者）の規定の適用については、当該個人は日本国籍を有するものと、当該個人の住所は贈与者の死亡の時の住所にあるものと、それぞれみなされ、また、措置法第70条の2の5（第2項及び第5項を除く。）の規定の適用については、当該個人は受贈者の直系尊属とみなされることに留意する。

3 贈与者が2以上ある場合には、当該残額に次の割合を乗じて算出した金額を各贈与者（当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合には、個人）からそれぞれ

改正前

正後のものをいい、同条第2項第1号ロに掲げる教育資金については、500万円までの金額に限る。)を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。

終了事由	終了の日における贈与者の状況	贈与税の課税関係	
		課税価格への算入の有無	課税方式
(1) 受贈者が30歳に達したこと。 (2) 教育資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と取扱金融機関との間で当該教育資金管理契約を終了させる合意があったこと。	生存	有(注2)	暦年課税又は相続時精算課税(注3)
	死亡(注1)		暦年課税
(3) 受贈者が死亡したこと。		無(注4)	

(注)

1 終了の日前に贈与者が死亡している場合には、個人から贈与により取得したものとみなされ、相続税法第1条の4（贈与税の納税義務者）の規定の適用については、当該個人は日本国籍を有するものと、当該個人の住所は贈与者の死亡の時の住所にあるものと、それぞれみなされ、また、措置法第70条の2の5（第2項及び第5項を除く。）の規定の適用については、当該個人は受贈者の直系尊属とみなされることに留意する。

2 贈与者が2以上ある場合には、当該残額に次の割合を乗じて算出した金額をそれぞれの贈与者から取得したものとみなされることに留意する。

改正後	改正前
<p>取得をしたものとみなされることに留意する。</p> <p>各贈与者から取得した信託受益権又は金銭等※1のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p> <hr/> <p>非課税抛出現額※2</p> <p>※1 当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、当該死亡前3年以内に取得をしたもの(※)を除くことに留意する。</p> <p>※ 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。</p> <p>※2 当該教育資金管理契約の終了の日前に死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税抛出現額から当該死亡した贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(当該死亡前3年以内に取得をしたもの※に限る。)のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。</p> <p>※ 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。</p> <p>4 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該贈与者から取得したとみなされた価額について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該価額について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p>5 受贈者が死亡したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、その死亡の日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(削除)</p> <p>(教育資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</p>	<p>各贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p> <hr/> <p>非課税抛出現額</p> <p>3 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該贈与者から取得したとみなされた価額について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該価額について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p>4 措置法第70条の2の2第10項第2号に掲げる事由により教育資金管理契約が終了した場合には、同号に定める日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(教育資金管理契約が終了するまでに贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</p> <p>70の2の2—10 措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入されなかった価額は、当該贈与税に係る贈与者が死亡した場合であっても、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、相続税法第19条第1項、同法第21条の15第1項又は同法第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(教育資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</p>

改正後	改正前
<p>70の2の2—11 措置法第70条の2の2第13項に規定する事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了し同項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該算入すべき価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。</p> <p>なお、措置法第70条の2の2第13項に規定する事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了し、同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額は、<u>相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。</u></p> <p>(注) 相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることとなるのは、これらの規定の適用要件を満たす場合に限られることに留意する。</p> <p>(教育資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等の移管が可能な取扱金融機関の営業所等)</p> <p>70の2の2—12 措置法令第40条の4の3第32項の規定により教育資金管理契約に基づく事務の移管が可能な取扱金融機関の営業所等は、同一の取扱金融機関内の営業所等に限られることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の2の3((直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>70の2の3—1 この措置法第70条の2の3関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>信託受益権、営業所等又は金銭等</u> それぞれ措置法第70条の2の3第1項に規定する<u>信託受益権、営業所等又は金銭等</u>をいう。</p> <p>(2) <u>結婚・子育て資金、結婚・子育て資金管理契約、結婚・子育て資金非課税申告書、非課税拋出額、結婚・子育て資金支出額又は取扱金融機関</u> それぞれ措置法第70条の2の3第2項に規定する<u>結婚・子育て資金、結婚・子育て資金管理契約、結婚・子育て資金非課税申告書、非課税</u></p>	<p>70の2の2—11 措置法第70条の2の2第10項第1号又は第3号に掲げる事由により教育資金管理契約が終了し同条第11項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該算入すべき価額は、相続税法第19条第1項、<u>同法</u>第21条の15第1項又は<u>同法</u>第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。</p> <p>なお、措置法第70条の2の2第10項第1号又は第3号に掲げる事由により教育資金管理契約が終了し、同条第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額の<u>相続税法第19条第1項、同法</u>第21条の15第1項又は<u>同法</u>第21条の16第1項の規定の適用については、70の2の2—10((教育資金管理契約が終了するまでに贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用))に準じて行うことに留意する。</p> <p>(注) 相続税法第19条第1項、<u>同法</u>第21条の15第1項又は<u>同法</u>第21条の16第1項の規定の適用により贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることとなるのは、これらの規定の適用要件を満たす場合に限られることに留意する。</p> <p>(教育資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等の移管が可能な取扱金融機関の営業所等)</p> <p>70の2の2—12 措置法令第40条の4の3第27項の規定により教育資金管理契約に基づく事務の移管が可能な取扱金融機関の営業所等は、同一の取扱金融機関内の営業所等に限られることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の2の3((直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>70の2の3—1 この措置法第70条の2の3関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>結婚・子育て資金、結婚・子育て資金管理契約、結婚・子育て資金非課税申告書、非課税拋出額、結婚・子育て資金支出額又は取扱金融機関</u> 措置法第70条の2の3第2項に規定する<u>結婚・子育て資金、結婚・子育て資金管理契約、結婚・子育て資金非課税申告書、非課税拋出額、結</u></p>

改正後	改正前
<p>拠出額、結婚・子育て資金支出額又は取扱金融機関をいう。</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) <u>贈与者</u> 措置法第70条の2の3第10項に規定する贈与者をいう。</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) . . .</p> <p>(7) . . .</p> <p>(外国国籍を有する者等に係る措置法第70条の2の3の適用)</p> <p>70の2の3—2 外国国籍を有する者又は相続税法の施行地に住所を有しない者であっても、措置法第70条の2の3第1項の適用要件を満たす場合には、同項本文の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p><u>(信託受益権等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えていた場合)</u></p> <p>70の2の3—3の2 受贈者が贈与者から信託受益権又は金銭等の取得（平成31年4月1日以後の取得に限る。）をした日の属する年（70の2の3—3の2において「特定年」という。）の前年分の当該受贈者の所得税に係る所得税法第2条第1項第30号の合計所得金額（以下70の2の3—3の2において「合計所得金額」という。）が1,000万円を超えていた場合には、特定年分の合計所得金額が1,000万円以下であっても、当該取得をした信託受益権又は金銭等の価額について、措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けることはできないことに留意する。ただし、当該特定年の翌年に取得した信託受益権又は金銭等については、当該特定年分の合計所得金額が1,000万円以下であるため、同項本文の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力)</p> <p>70の2の3—4 措置法第70条の2の3第4項の規定に反して、既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等以外の取扱金融機関の営業所等に提出された追加結婚・子育て資金非課税申告書は、その効力を有しないことに留意する。</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 上記によりその効力を有しないこととなった追加結婚・子育て資金非課税申告書に措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額については同項本文の規定の適用はないことに留意する。</p>	<p>婚・子育て資金支出額又は取扱金融機関をいう。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(外国国籍を有する者等に係る措置法第70条の2の3の適用)</p> <p>70の2の3—2 外国国籍を有する者又は相続税法の施行地に住所を有しない者であっても、措置法第70条の2の3第1項の適用要件を満たす場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力)</p> <p>70の2の3—4 措置法第70条の2の3第4項の規定に反して、既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等（措置法第70条の2の3第1項に規定する営業所等をいう。以下70の2の3—12までにおいて同じ。）以外の取扱金融機関の営業所等に提出された追加結婚・子育て資金非課税申告書は、その効力を有しないことに留意する。</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 上記によりその効力を有しないこととなった追加結婚・子育て資金非課税申告書に措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額については同項の規定の適用はないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された非課税拋出額が1,000万円を超えていた場合等におけるこれらの申告書の効力)</p> <p>70の2の3—5 . . .</p> <p>(注) 措置法第70条の2の3第6項の規定により効力を有しない結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に該当するかどうかの判定及びこれらの申告書に同条第1項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額についての同項本文の規定の適用については、70の2の3—4((追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力))の(注)にそれぞれ準じて行うことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の2の3第1項本文の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額)</p> <p>70の2の3—7 措置法第70条の2の3第1項本文の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額は、同条第3項又は第4項の期限までに提出された結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に係る非課税拋出額(1,000万円までの金額に限る。)の範囲内の金額であり、かつ、措置法令第40条の4の4第4項又は第5項の要件を満たした部分の金額に限られることに留意する。</p> <p>(注)1 贈与者が2以上ある場合の贈与者ごとの贈与税の課税価格に算入されない価額の判定は、受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に贈与者ごとに措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けるものとして記載した金額により行うことに留意する。</p> <p>2 贈与により取得した信託受益権又は金銭等のうち上記により贈与税の課税価格に算入されない価額に該当しない価額については、贈与税の課税価格に算入されるのであるが、受贈者が当該贈与税に係る贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該算入される価額のうち当該贈与者から取得した部分について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該部分について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p>(結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)</p> <p>70の2の3—9 贈与者が措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る結</p>	<p>(結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された非課税拋出額が1,000万円を超えていた場合等におけるこれらの申告書の効力)</p> <p>70の2の3—5 . . .</p> <p>(注) 措置法第70条の2の3第6項の規定により効力を有しない結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に該当するかどうかの判定及びこれらの申告書に同条第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額についての同項の規定の適用については、70の2の3—4((追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力))の(注)にそれぞれ準じて行うことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の2の3第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額)</p> <p>70の2の3—7 措置法第70条の2の3第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額は、同条第3項又は第4項の期限までに提出された結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に係る非課税拋出額(1,000万円までの金額に限る。)の範囲内の金額であり、かつ、措置法令第40条の4の4第4項又は第5項の要件を満たした部分の金額に限られることに留意する。</p> <p>(注)1 措置法第70条の2の3第10項に規定する贈与者(以下70の2の3—11まで「贈与者」という。)が2以上ある場合の贈与者ごとの贈与税の課税価格に算入されない価額の判定は、受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に贈与者ごとに同条第1項の適用を受けるものとして記載した金額により行うことに留意する。</p> <p>2 贈与により取得した措置法第70条の2の3第1項に規定する信託受益権又は同項に規定する金銭等のうち上記により贈与税の課税価格に算入されない価額に該当しない価額については、贈与税の課税価格に算入されるのであるが、受贈者が当該贈与税に係る贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該算入される価額のうち当該贈与者から取得した部分について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該部分について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p>(結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)</p> <p>70の2の3—9 贈与者が措置法第70条の2の3第1項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき信託をした日、同項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項の規定の適用に係る結婚・子育て資</p>

改正後	改正前
<p>婚・子育て資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係は、次のとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額（同条第16項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号イに掲げる結婚に際して支出する費用については、300万円を限度とする。以下70の2の3—10までにおいて同じ。）を控除した残額として計算した金額（以下70の2の3—10までにおいて「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の3—9（(4)を除く。）において同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。</p> $\left( \begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日にお} \\ \text{ける結婚・子育て資金管理} \\ \text{契約に係る非課税拋出額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日における結} \\ \text{婚・子育て資金管理契約に係る} \\ \text{結婚・子育て資金支出額（注1）} \end{array} \right) \times \frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税拋出額（注2）}}$ <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合には、当該非課税拋出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。</p> <p>(2) 措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項及び第21条の16第1項の規定の適用がない。</p> <p>(3) . . . .</p> <p>(結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)</p> <p>70の2の3—10 措置法第70条の2の3第11項の規定により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額（同条第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。）を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。</p>	<p>金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係は、次のとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額（同条第16項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号イに掲げる結婚に際して支出する費用については、300万円を限度とする。以下70の2の3—10までにおいて同じ。）を控除した残額（以下「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の3—9において同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。</p> $\left( \begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日にお} \\ \text{ける結婚・子育て資金管理} \\ \text{契約に係る非課税拋出額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日における結} \\ \text{婚・子育て資金管理契約に係る} \\ \text{結婚・子育て資金支出額（注1）} \end{array} \right) \times \frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税拋出額（注2）}}$ <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合には、当該非課税拋出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。</p> <p>(2) 当該贈与者が結婚・子育て資金管理契約に係る贈与と同年中に死亡したときであっても、同条第1項の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第1項、同法第21条の15第1項又は同法第21条の16第1項の規定の適用がない。</p> <p>(3) . . . .</p> <p>(結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)</p> <p>70の2の3—10 措置法第70条の2の3第11項の規定により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>・・・</p> <p>(結婚・子育て資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</p> <p>70の2の3—11 措置法第70条の2の3第11項第1号又は第3号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し同条第12項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該課税価格に算入すべき価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。</p> <p>なお、措置法第70条の2の3第11項第1号又は第3号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し、同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(注) 相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることとなるのは、これらの規定の適用要件を満たす場合に限られることに留意する。</p> <p><u>[措置法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例)関係)]</u></p> <p><u>(納税猶予分の贈与税額が算出されない場合)</u></p> <p>70の2の7—1 特例事業受贈者(措置法第70条の6の8第2項第2号((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))に規定する特例事業受贈者をいう。以下70の2の7—3までにおいて同じ。)が贈与により取得した特例受贈事業用資産(同条第1項に規定する特例受贈事業用資産をいう。70の2の7—2において同じ。)につき同条第2項第3号ロの規定により計算した同号に規定する納税猶予分の贈与税額が零となる場合には、当該特例事業受贈者は措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p><u>(特例受贈事業用資産の取得の時に贈与により取得した財産がある場合)</u></p> <p>70の2の7—2 特例事業受贈者が措置法第70条の2の7第2項に規定する贈与者からの贈与による特例受贈事業用資産の取得の時に当該贈与者からの贈与を受けたことから、措置法第70条の2</p>	<p>・・・</p> <p>(結婚・子育て資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</p> <p>70の2の3—11 措置法第70条の2の3第11項第1号又は第3号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し同条第12項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該課税価格に算入すべき価額は、相続税法第19条第1項、<u>同法</u>第21条の15第1項又は<u>同法</u>第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。</p> <p>なお、措置法第70条の2の3第11項第1号又は第3号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し、同条第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額は、相続税法第19条第1項、<u>同法</u>第21条の15第1項又は<u>同法</u>第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(注) 相続税法第19条第1項、<u>同法</u>第21条の15第1項又は<u>同法</u>第21条の16第1項の規定の適用により贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることとなるのは、これらの規定の適用要件を満たす場合に限られることに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



改正後	改正前
<p><u>の7第2項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、相続税法第21条の5（措置法第70条の2の4を含む。）の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>（相続時精算課税関係通達の準用）</u></p> <p><u>70の2の7—3 相続税法基本通達19—11（（相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用）、21の9—2（（「相続時精算課税選択届出書」の提出先等））、21の9—3（（提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合））及び21の9—5（（住所又は居所を証する書類））から21の18—2（（相続人が2人以上いる場合））までについては、特例事業受贈者が措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p>〔措置法第70条の2の8（（相続時精算課税適用者の特例）関係）〕</p> <p><u>（70の2の7関係通達の準用）</u></p> <p><u>70の2の8—1 70の2の7—1（（納税猶予分の贈与税額が算出されない場合））及び70の2の7—2（（特例受贈事業用資産の取得の時に贈与により取得した財産がある場合））は、特例経営承継受贈者（措置法第70条の7の5第2項第6号（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例））に規定する特例経営承継受贈者をいう。70の2の8—2において同じ。）が措置法第70条の2の8において準用する措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（新設）</p> <p>〔措置法第70条の2の7（（相続時精算課税適用者の特例）関係）〕</p> <p><u>（納税猶予分の贈与税額が算出されない場合）</u></p> <p><u>70の2の7—1 特例経営承継受贈者（措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する特例経営承継受贈者をいう。以下70の2の7—4までにおいて同じ。）が贈与により取得した特例対象受贈非上場株式等（同条第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等をいう。以下70の2の7—3までにおいて同じ。）につき同条第2項第8号ロの規定により計算した同号に規定する納税猶予分の贈与税額が零となる場合には、当該特例経営承継受贈者は措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p><u>（推定相続人の意義）</u></p> <p><u>70の2の7—2 措置法第70条の2の7第1項の推定相続人とは、相続税法第21条の9第1項に規定する推定相続人をいうのであるから留意する。</u></p> <p><u>（特例対象受贈非上場株式等の取得の時に贈与により取得した財産がある場合）</u></p> <p><u>70の2の7—3 特例経営承継受贈者が措置法第70条の2の7第2項に規定する特例贈与者からの贈与による特例対象受贈非上場株式等の取得の時に当該特例贈与者からの贈与を受けたことから、措置法第70条の2の7第2項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、相続税法第21条の5（措置法第70条の2の4を含む。）の規定の適用があることに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(相続時精算課税関係通達の準用)</p> <p>70の2の8—2 相続税法基本通達19—11((相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用)、21の9—2((「相続時精算課税選択届出書」の提出先等))、21の9—3((提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合))及び21の9—5((住所又は居所を証する書類))から21の18—2((相続人が2人以上いる場合))までについては、特例経営承継受贈者が措置法第70条の2の8において準用する措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>(令和2年1月1日前の贈与に係る贈与者の住所又は居所を証する書類)</p> <p>70の3—12 相続税法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年財令第8号。以下70の3—12において「平成31年改正省令」という。)附則第2条((相続時精算課税選択届出書の添付書類に関する経過措置))の規定により、令和2年1月1日前の贈与に係る相続時精算課税選択届出書には、当該贈与をした者の氏名、生年月日及びその者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類の添付が必要とされていることに留意する。</p> <p>この場合において、措置法第70条の3第1項の規定により相続税法第21条の9の規定を準用する場合における旧規則(平成31年改正省令第1条の規定による改正前の相続税法施行規則をいう。以下70の3—12において同じ。)第11条第1項第2号に掲げる当該贈与をした者の60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類については、当該贈与をした者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) 旧規則第11条第2項に規定する住所又は居所を証する書類についても上記と同様であることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の4—23 . . .</p> <p>(1) 農地法第3条第1項本文((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可又は同項第7号の</p>	<p>(相続時精算課税関係通達の準用)</p> <p>70の2の7—4 相続税法基本通達19—11((相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用)、21の9—2((「相続時精算課税選択届出書」の提出先等))、21の9—3((提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合))及び21の9—5((住所又は居所を証する書類))から21の18—2((相続人が2人以上いる場合))までについては、特例経営承継受贈者が措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>(贈与者に係る住所又は居所を証する書類)</p> <p>70の3—12 措置法第70条の3第1項の規定により相続税法第21条の9の規定を準用する場合における相続税法施行規則第11条第1項第2号に規定する当該贈与をした者の60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類については、当該贈与をした者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) 相続税法施行規則第11条第2項に規定する住所又は居所を証する書類についても上記と同様であることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の4—23 . . .</p> <p>(1) 農地法第3条第1項本文((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可又は同項第6号の規</p>

改正後	改正前
<p>規定による届出を要する農地又は採草放牧地の譲渡については、当該許可又は届出の効力が生じた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(2) . . .</p>	<p>定による届出を要する農地又は採草放牧地の譲渡については、当該許可又は届出の効力が生じた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(2) . . .</p>
<p><u>〔措置法第70条の6の7（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）関係〕</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>（相続税の納税猶予及び免除の対象とならない特定美術品）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の6の7—1 措置法第70条の6の7第1項の適用対象となる特定美術品（同条第2項第1号に規定する特定美術品をいう。以下70の6の7—14までにおいて同じ。）には、次に掲げる特定美術品は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>相続税法第19条の規定の適用を受ける特定美術品</u></p> <p>(2) <u>相続時精算課税の適用を受ける特定美術品</u></p>	
<p><u>（代償分割により取得をした特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の不適用）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の6の7—2 遺産の分割に当たり、遺産の代償として取得した他の共同相続人の所有に属する特定美術品は、被相続人が相続の開始の直前に有していたものではないので、措置法第70条の6の7第1項の規定による納税猶予の対象となる特定美術品に該当しないことに留意する。</u></p>	
<p><u>（担保の提供等）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の6の7—3 措置法第70条の6の7第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</u></p>	
<p><u>（相続税の額に相当する担保）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の6の7—4 措置法第70条の6の7第1項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</u></p> <p><u>なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、同項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限における寄託相続人（措置法第70条の6の7第2項第4号に規定する寄託相続人をいう。以下70の6の7—12までにおいて同じ。）の平均余命年数を納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。</u></p> <p>また、同項の規定の適用を受ける特定美術品の全部を担保として提供する場合であっても、上</p>	

改正後	改正前
<p>記と同様の取扱いであることに留意する。</p> <p>(注) 1 <u>上記平均余命年数は、相続税法施行規則第12条の3((平均余命))に定める平均余命によることに留意する。</u></p> <p>2 <u>措置法第70条の6の7第6項第1号の規定により特定美術品を担保として提供する場合の同項第2号の保険の金額は、その担保財産により担保される当該納税猶予分の相続税額及びこれに先立つ質権等により担保される債権その他の債権の合計額を超えるものでなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</u></p> <p><u>70の6の7—5 措置法第70条の6の7第1項の規定は、特定美術品の相続に係る相続税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額については、適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告に係る同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けた特定美術品の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)については、当初から同項の規定の適用があることとして取り扱う。</u></p> <p><u>この場合において、当該修正申告又は更正により納税猶予を受ける相続税の本税の額と当該本税に係る利子税の額に相当する担保については、当該修正申告書の提出の日又は当該更正に係る通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに提供しなければならないこととして取り扱う。</u></p> <p><u>(第2次寄託相続人がある場合の第1次寄託相続人に係る相続税の納税猶予及び免除の適用要件)</u></p> <p><u>70の6の7—6 措置法令第40条の7の7第1項に規定する第2次寄託相続人(以下70の6の7—6において「第2次寄託相続人」という。)がある場合の同項に規定する第1次寄託相続人(以下70の6の7—6において「第1次寄託相続人」という。)に係る措置法第70条の6の7第1項の規定の適用については、次に掲げること留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第70条の6の7第1項の適用対象となる特定美術品は、第2次寄託相続人が第1次寄託相続人からの相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をしたものに限られること。</u></p> <p>(2) <u>担保は、第2次寄託相続人が第1次寄託相続人からの相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、第2次寄託相続人に係る納税猶予分の相続税の額に相当するものの提供をすればよいこと。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(相次相続控除の算式)</u></p> <p><u>70の6の7—7 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6の7第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20—3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、相続税法基本通達20—3中のAは、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、同条第14項の規定により免除された相続税額以外の税額に限ることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特定美術品が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</u></p> <p><u>70の6の7—8 特定美術品が2以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、寄託相続人が2以上あるときにおける当該計算は、それぞれの寄託相続人ごとに行うことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>当該特定美術品に係る寄託相続人が被相続人から措置法第70条の6の7第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての特定美術品の価額の合計額(措置法令第40条の7の7第5項に規定する控除未済債務額を控除した金額)を当該寄託相続人に係る相続税の課税価格とみなして、措置法第70条の6の7第2項第6号の規定により計算する(措置法令第40条の7の7第7項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</u>。</p> <p>(2) <u>措置法令第40条の7の7第9項の規定により、当該特定美術品の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する(同項の規定による100円未満の端数処理を行う。)</u>。</p> <p>(3) <u>上記(2)により算出されたそれぞれの納税猶予分の相続税額の合計額が、当該寄託相続人に係る納税猶予分の相続税額となる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特定美術品の譲渡等により納税猶予税額について納税猶予の期限が確定する場合)</u></p> <p><u>70の6の7—9 措置法第70条の6の7第3項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合における納税猶予の期限は、文化庁長官から納税地の所轄税務署長に対する同項第1号又は第2号の通知があった日から2月を経過する日であることに留意する。したがって、同項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該通知が所轄税務署長に到達しなければ、納税猶予の期限が確定することはないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ただし、同項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合において、その該当することとなった日以後これらの号に定める日までの間に寄託相続人が死亡した場合には、措置法令第40条の7の7第14項の規定により当該寄託相続人の死亡の日の前日がこれらの号に定める日に代わることとなり、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。）が寄託相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p><u>（措置法令第40条の7の7第16項の申請書等が申請期限までに提出されない場合等）</u></p> <p><u>70の6の7—10</u> 寄託相続人が措置法第70条の6の7第4項又は第5項の税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法令第40条の7の7第16項又は第17項に規定する期間内にこれらの項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、措置法第70条の6の7第4項又は第5項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>当該申請書を当該期間内に提出しない場合には、同条第3項第3号又は第7号に掲げる場合の区分に応じ、これらの号に定める日から2月を経過する日（これらの号に定める日から当該2月を経過する日までの間に当該寄託相続人が死亡した場合には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。）が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p><u>（注）</u> 当該期間内に措置法令第40条の7の7第16項又は第17項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじよ規定は設けられていない。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>（寄託契約の契約期間の終了等があった後に寄託相続人が死亡した場合）</u></p> <p><u>70の6の7—11</u> 措置法第70条の6の7第1項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は寄託先美術館（同条第2項第5号に規定する寄託先美術館をいう。以下70の6の7—11において同じ。）について同条第3項第3号又は第7号に該当することとなった場合において、当該寄託相続人が次に掲げる場合に該当するときは、納税猶予期限は確定せず、同条第14項の規定により相続税は免除されることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6の7第3項第3号の寄託契約の契約期間の終了が寄託先美術館の設置者からの契約の解除又は当該寄託契約の更新を行わない旨の申出によるものである場合において、同号に定める日から1月以内に寄託相続人が死亡したとき（(2)に掲げる場合を除く。）</p> <p>(2) 寄託相続人が措置法第70条の6の7第4項の税務署長の承認を受けた場合において、同条第3項第3号に定める日から1年を経過する日までに死亡したとき</p> <p>(3) 措置法第70条の6の7第3項第7号に定める日から1月以内に寄託相続人が死亡した場合（(4)</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>に掲げる場合を除く。)</p> <p>(4) 寄託相続人が措置法第70条の6の7第5項の税務署長の承認を受けた場合において、同条第3項第7号に定める日から1年を経過する日までに死亡したとき</p> <p>(注) 1 上記(1)又は(3)の場合には、当該寄託相続人の相続人(包括受遺者を含む。)が提出する措置法第70条の6の7第14項の規定による免除に係る措置法令第40条の7の7第24項の届出書に措置法規則第23条の8の7第4項又は第6項に規定する書類を添付する必要があることに留意する。</p> <p>2 上記(2)の場合において、措置法第70条の6の7第3項第3号に定める日から寄託相続人の死亡の日までの間に特定美術品を同条第4項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託し、かつ、当該寄託相続人が措置法規則第23条の8の7第5項の書類を提出することなく死亡したときであっても、当該寄託相続人の相続人(包括受遺者を含む。)は当該書類の提出を要しないことに留意する。</p> <p>3 上記(4)の場合において、措置法第70条の6の7第3項第7号に定める日から寄託相続人の死亡の日までの間に特定美術品を同条第5項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託し、かつ、当該寄託相続人が措置法規則第23条の8の7第8項において準用する同条第5項の書類を提出することなく死亡したときであっても、当該寄託相続人の相続人(包括受遺者を含む。)は当該書類の提出を要しないことに留意する。</p> <p>4 上記(1)から(4)までに掲げる場合において、当該寄託相続人の死亡の日において当該特定美術品が措置法第70条の6の7第4項又は第5項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託されていないときは、当該寄託相続人から相続又は遺贈により当該特定美術品を取得した個人については、同条第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(認定保存活用計画の計画期間満了後に寄託相続人が死亡した場合)</p> <p>70の6の7—12 特定美術品に係る措置法第70条の6の7第2項第3号に規定する認定保存活用計画の同条第3項第5号の計画期間が満了した日から同号に規定する4月を経過する日までに寄託相続人が死亡した場合には、当該寄託相続人による当該特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定の申請(文化財保護法第53条の2第1項又は第67条の2第1項の規定による申請をいう。(注)において同じ。)の有無にかかわらず、納税猶予期限は確定せず、同条第14項の規定により相続税は免除されることに留意する。</p> <p>(注) 上記の場合において、当該寄託相続人が、その死亡の日前に当該特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定の申請をしていないときは、当該寄託相続人から相続又は遺贈により当</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>該特定美術品を取得した個人については、措置法第70条の6の7第1項の規定の適用はないことに留意する。</p>	
<p><u>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の7—13 措置法第70条の6の7第12項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</u></p>	
<p><u>(2以上の特定美術品がある場合の担保の取扱い)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の7—14 特定美術品が2以上ある場合、措置法第70条の6の7第1項に係る担保の提供手続き、同条第12項に係る納税猶予の期限の繰上げの取扱いに当たっては、特定美術品の異なるものごとの納税猶予分の相続税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</u></p>	
<p><u>(継続届出書の提出期間)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の7—15 措置法第70条の6の7第9項に規定する届出書は、同条第1項の相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</u></p>	
<p><u>[措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)関係)]</u></p>	(新設)
<p><u>(贈与者の意義等)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の8—1 措置法第70条の6の8第2項第1号に規定する特定事業用資産(以下70の6の8—54までにおいて「特定事業用資産」という。)に係る同条第1項に規定する贈与者(以下70の6の10—16までにおいて「贈与者」という。)からは、既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているものは除かれることに留意する。</u></p>	
<p><u>(注)1 措置法第70条の6の8第2項第2号に規定する特例事業受贈者(以下70の6の10—16までにおいて「特例事業受贈者」という。)が2人以上ある場合において、同一年中に、これらの特例事業受贈者に特定事業用資産の贈与を行うものは「既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているもの」に含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>2 一の個人が、ある事業(措置法第70条の6の8第2項第1号に規定する事業に限る。以下</u></p>	



改正後	改正前
<p>70の6の10—58までにおいて同じ。)につき措置法令第40条の7の8第1項第1号に定める者に該当し、かつ、他の事業につき同項第2号に定める者に該当する場合において、これらのうちいずれか一の者として措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をしているときは、他の者として特定事業用資産の贈与を行う場合であっても、当該個人は、(注)1に掲げる場合に該当する場合を除き、「既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているもの」に該当することに留意する。</p> <p>(「全ての贈与」の意義)</p> <p><b>70の6の8—2</b> 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に当たっては、贈与者はその有する特定事業用資産の全ての贈与をする必要があるのであるが、全ての贈与が行われたかどうかの判定については、次の取扱いに留意する。</p> <p>(1) 贈与者(生計一親族等を含む。)の営む事業が2以上ある場合には、その事業ごとに判定を行う。</p> <p>(注) 「生計一親族等」とは、当該贈与者と生計を一にする配偶者その他の親族及び措置法令第40条の7の8第4項に規定する者をいう(以下70の6の8—17までにおいて同じ。))。</p> <p>(2) 贈与者が同一一年中に、2人以上の者に特定事業用資産の贈与をした場合において、その贈与が異なる時期に行われたときには、当該贈与のうち最後に行われた贈与直後において特定事業用資産の全ての贈与が行われたかどうかの判定を行う。</p> <p>(特例受贈事業用資産の取得の意義等)</p> <p><b>70の6の8—3</b> 措置法第70条の6の8第1項の適用対象となる特定事業用資産の贈与者からの贈与による取得は、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の贈与で、次に掲げる贈与(以下70の6の10—12までにおいて「特例対象贈与」という。)による取得に限られることに留意する。</p> <p>(1) 最初の同項の規定の適用に係る贈与</p> <p>(2) (1)の贈与の日から1年を経過する日までの贈与</p> <p>(注)1 措置法第70条の6の8第1項に規定する贈与税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある特定事業用資産が同項に規定する特例受贈事業用資産(以下70の6の10—18までにおいて「特例受贈事業用資産」という。)に該当することに留意する。</p> <p>2 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする者が、当該贈与の時前に相続又は遺贈により取得をした同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受け</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ようとする場合又は受けている場合には、70の6の8—3(2)中「(1)の贈与の日」とあるのは「<u>最初の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始の日</u>」となることに留意する。</p> <p>3. <u>贈与者からの贈与が「最初の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与」に該当するかどうかの判定は、受贈者が、当該贈与に係る特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産につき既に同項の規定の適用に係る贈与又は措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続若しくは遺贈を受けていないかどうかにより行うことに留意する。</u></p> <p><u>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限内に死亡した場合)</u></p> <p><u>70の6の8—4 特例対象贈与に係る贈与者が、当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合（70の6の8—5及び70の6の8—6に掲げる場合を除く。）における措置法第70条の6の8第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>贈与者が特例対象贈与をした日の属する年に死亡した場合</u></p> <p>イ <u>受贈者がロ以外の者である場合</u></p> <p>(イ) <u>受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得したとき</u>  <u>当該特例対象贈与により取得をした特定事業用資産については、相続税法第21条の2第4項の規定に該当する場合には贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないので、措置法第70条の6の8第1項の規定の適用はない。</u></p> <p>(注) <u>上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該特定事業用資産は、措置法令第40条の7の10第3項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る要件を満たしている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p>(ロ) <u>受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得しなかったとき</u>  <u>受贈者が、当該特例対象贈与により取得をした特定事業用資産について措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供に</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ついては、その提供を要しないものとし、同条第14項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>ロ 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者（相続時精算課税の適用を受けようとする者を含む。）である場合</p> <p>当該特例対象贈与により取得をした特定事業用資産については、贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるが、相続税法第28条第4項の規定により贈与税の申告は不要のため措置法第70条の6の8第1項の規定の適用はない。</p> <p>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該特定事業用資産は、措置法令第40条の7の10第3項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされることから、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る要件を満たしている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(2) 贈与者が特例対象贈与をした日の属する年の翌年に死亡した場合 上記(1)のイ(ロ)を準用する。</p> <p><u>(特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</u></p> <p><b>70の6の8—5</b> 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする特例事業受贈者に係る贈与者の前の贈与者が、特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、特例事業受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、当該特例事業受贈者が、当該特例対象贈与により取得をした特定事業用資産について同項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき(同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。)は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第14項(第3号に係る部分に限る。)の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>(注) 「前の贈与者」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める者に当該特定事業用資産の贈与をした者をいう(以下70の6の8—43において同じ。)</p> <p>イ 贈与者に対する措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法第70条の6の8第14項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用に係るもの(以下このイ、70の6の8—43及び70の6の8—57において「免除対象贈与」という。)である</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>場合 特定事業用資産の免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた者</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 贈与者</p> <p><u>(措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けている贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</u></p> <p><u>70の6の8—6 贈与者(措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けている特例事業受贈者に限る。)が、当該贈与者に係る特例受贈事業用資産の贈与(当該贈与者の措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与に限る。)の日の属する年に死亡した場合において、当該贈与に係る特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるためには、同項に規定する贈与税の申告書の提出を要することに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該贈与者の相続の開始に係る相続税については、同項の規定の適用を受けた当該特例受贈事業用資産には、措置法令第40条の7の8第42項の規定により、相続税法第19条、第21条の15及び第21条の16の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(特例対象贈与に係る受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</u></p> <p><u>70の6の8—7 特例対象贈与に係る受贈者が、当該特例対象贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該受贈者の当該特例対象贈与に係る特定事業用資産について措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき(同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。)は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第14項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(申告期限前に全部確定事由が生じた場合)</u></p> <p><u>70の6の8—8 特例対象贈与があった日の翌日から贈与税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の6の8第3項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合には、当該特例対象贈与に係る特定事業用資産について同条第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(修正申告等に係る贈与税額の納税猶予)</u></p> <p><u>70の6の8—9 措置法第70条の6の8第1項の規定は、特例受贈事業用資産の贈与に係る贈与税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額について適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告において同項の規定の適用を受けた特例受贈事業用資産の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき贈与税額（附帯税を除く。）については、当初から同項の規定の適用があることとして取り扱う。</u></p> <p><u>この場合において、当該修正申告又は更正により納税猶予を受ける贈与税の本税の額と当該本税に係る利子税の額に相当する担保については、当該修正申告書の提出の日又は当該更正に係る通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに提供しなければならないこととして取り扱う。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(担保の提供等)</u></p> <p><u>70の6の8—10 措置法第70条の6の8第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(贈与税の額に相当する担保)</u></p> <p><u>70の6の8—11 措置法第70条の6の8第1項に規定する「当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る贈与税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</u></p> <p><u>なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、同項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限における贈与者の平均余命年数を納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 上記平均余命年数は、相続税法施行規則第12条の3((平均余命))に定める平均余命によることに留意する(以下70の6の10—10において同じ。)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(贈与者の事業の意義等)</u></p> <p><u>70の6の8—12 贈与者(生計一親族等を含む。)の事業からは、不動産貸付業並びに措置法令第40条の7の8第5項に規定する駐車場業及び自転車駐車場業が除かれているのであるから、贈与者(生計一親族等を含む。)の不動産貸付業、駐車場業又は自転車駐車場業については、その規模、</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>設備の状況及び営業形態等を問わず全て措置法第70条の6の8第1項の規定の適用対象となる事業に当たらないことに留意する。</p> <p>(注) 下宿等のように部屋を使用させるとともに食事を供する事業は、措置法第70条の6の8第2項第1号に規定する「不動産貸付業その他政令で定めるもの」に当たらないことに留意する。</p> <p><u>(贈与者の事業の用に供されていた資産)</u></p> <p><b>70の6の8—13</b> 措置法第70条の6の8第2項第1号イからハまでに定める資産が贈与者(生計一親族等を含む。)の事業の用に供されていた資産に該当するかどうかは、当該資産が特例対象贈与の直前において現実に事業の用に供されていたかどうかで判定するのであるが、当該事業の用に供されていた資産には、災害、疾病等のため、当該特例対象贈与の直前において一時的に当該事業の用に供されていないものが含まれることに留意する。</p> <p>(注) 1 贈与者が措置法令第40条の7の8第1項第2号に定める者に該当する場合における上記の判定は、当該贈与者に係る生計一親族等(同項第1号に定める者に限る。)の特例対象贈与(当該贈与者から特例対象贈与により取得をした特定事業用資産について措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする者が、当該特例対象贈与の時に生計一親族等(措置法令第40条の7の10第1項第1号に定める者に限る。)から相続又は遺贈により取得をした当該特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、当該生計一親族等に係る相続の開始。以下70の6の8—14(2)において同じ。)の直前における現況により行うことに留意する。</p> <p>2 贈与者の営む一の事業を、2人以上の受贈者がそれぞれ別の事業として承継をする場合において、特例対象贈与が異なる時期に行われたときにおける上記の判定は、当該特例対象贈与のうち最初に行われた贈与の直前における現況により行うことに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特定事業用資産の基準となる貸借対照表)</u></p> <p><b>70の6の8—14</b> 措置法第70条の6の8第1項の規定の対象となる特定事業用資産は、次に掲げる贈与者の区分に応じ、それぞれに定める貸借対照表に計上されているものに限られることに留意する。</p> <p>(1) 措置法令第40条の7の8第1項第1号に定める贈与者 当該贈与者の特例対象贈与の日の属する年の前年分の事業所得(所得税法第27条第1項に規定する事業所得をいう。以下70の6の8—64までにおいて同じ。)に係る青色申告書(同法第2条第1項第40号に規定する青色申告書を</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>いい、措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限る。以下70の6の8—14において同じ。)の貸借対照表</p> <p>(2) 措置法令第40条の7の8第1項第2号に定める贈与者 当該贈与者に係る生計一親族等(同項第1号に定める者に限る。)の特例対象贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表</p> <p>(注) (1)に掲げる贈与者又は(2)に定める生計一親族等の特例対象贈与の直前において事業の用に供されていた措置法第70条の6の8第2項第1号イからハまでに規定する資産であっても、当該特例対象贈与の日の属する年中に取得をした資産など(1)又は(2)に定める貸借対照表に計上されていない資産については、特定事業用資産に該当しないことに留意する。</p>	
<p><u>(贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</u></p> <p>70の6の8—15 措置法令第40条の7の8第6項の「贈与者の事業の用に供されていた宅地等」とは、贈与者(生計一親族等を含む。)の事業の用に供されていた建物又は構築物で、当該贈与者が所有していたもの又は当該贈与者の親族(生計一親族等を除く。)が所有していたもの(当該贈与者が当該建物又は構築物を当該親族から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。)で借り受けていた場合における当該建物又は構築物に限る。)の敷地の用に供されていたものをいうことに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(使用人の寄宿舍等の敷地等)</u></p> <p>70の6の8—16 贈与者(贈与者が措置法令第40条の7の8第1項第2号に定める者である場合には、当該贈与者の生計一親族等。以下70の6の8—16において同じ。)の営む事業に従事する使用人の寄宿舍等(当該贈与者の親族のみが使用していたものを除く。)の用に供されていた建物及びその敷地の用に供されていた宅地等は、当該贈与者の当該事業に係る特定事業用資産に当たすることに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除の適用を受けたものの事業の用に供されていた部分の範囲)</u></p> <p>70の6の8—17 店舗兼住宅等(贈与者(生計一親族等を含む。)の事業の用に供されていた建物のうちに当該事業の用以外の用に供されていた部分のある建物及び当該建物の敷地の用に供されていた宅地等をいう。)で、特例対象贈与の日の属する年以前にされたその持分の贈与につき相続税法第21条の6第1項の規定による贈与税の配偶者控除の適用を受け又は受けようとするもの(相続</p>	(新設)

改正後	改正前
<p>税法基本通達21の6—3のただし書の取扱いを適用して贈与税の申告がされたもの又はされるものに限る。)であっても、措置法令第40条の7の8第6項及び第7項に規定する当該贈与者の当該事業の用に供されていた部分の判定は、当該特例対象贈与の直前における現況によって行うことに留意する。</p>	
<p><u>(限度面積の判定について)</u> 70の6の8—18 宅地等又は建物に係る措置法第70条の6の8第2項第1号イ又はロに定める限度面積要件の判定は、贈与者ごとに行うことに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(特定事業用資産である減価償却資産に該当するリース資産)</u> 70の6の8—19 リース資産(所得税法第67条の2第1項((リース取引に係る所得の金額の計算))に規定するリース資産をいう。)であっても、当該リース資産の賃借人である贈与者が、地方税法第341条第4号((固定資産税に関する用語の意義))に規定する償却資産として同法第342条第3項((固定資産税の課税客体等))の規定に基づき同法第383条((固定資産の申告))、第394条((道府県知事又は総務大臣によって評価される固定資産の申告))又は第745条((道府県が課する固定資産税の賦課徴収等))の規定による償却資産の申告を行っているものについては、措置法第70条の6の8第2項第1号ハに定める減価償却資産に該当することに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(3年以上事業に従事していたこと)</u> 70の6の8—20 特定事業用資産の贈与を受けた受贈者が、措置法第70条の6の8第2項第2号ハの3年以上特定事業用資産に係る事業(当該事業に準ずるものとして措置法規則第23条の8の8第5項に規定するものを含む。)に従事していたかどうかの判定は、次によることに留意する。 (1) 当該受贈者が従事していた事業が措置法規則第23条の8の8第5項に規定する「特定事業用資産に係る事業と同種又は類似の事業」に該当するかどうかの判定は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる中分類(中分類がない場合には大分類)に基づき行う。 (注) 当該受贈者が従事していた事業が中分類上、特定事業用資産に係る事業と異なるものに分類される場合であっても、当該受贈者が当該事業において従事していた業務が、当該特定事業用資産に係る事業において行われる業務と同種又は類似のものであるときは、当該受贈者は特定事業用資産に係る事業に従事していた場合に該当することに留意する。 (2) 当該特定事業用資産に係る事業に必要な知識及び技能を習得するための高等学校、大学、高等専門学校その他の教育機関における修学期間は、上記の3年以上の期間に含まれる。</p>	(新設)



改正後	改正前
<p>(3) <u>上記の3年以上の期間には、当該受贈者が学生、生徒又は給与所得者等として繁忙期及び休業日等に当該特定事業用資産に係る事業に従事していた期間を含めても差し支えない。</u></p> <p><u>(納税猶予の対象とならない資産保有型事業の意義)</u></p> <p><u>70の6の8—21 措置法第70条の6の8第2項第2号への要件を判定する場合において、特定事業用資産に係る事業が同項第4号に規定する資産保有型事業に該当するかどうかの判定は、特例対象贈与の日の属する年の前年1月1日から当該特例対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間のいずれかの日において次の算式を満たすかどうかにより行うことに留意する。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{B+C}{A+C} \geq \frac{70}{100}$ <p><u>(注)1 上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p><u>A＝当該いずれかの日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額</u></p> <p><u>B＝当該いずれかの日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の8の8第8項に規定するものをいう。以下70の6の8—23において同じ。）の帳簿価額の合計額</u></p> <p><u>C＝当該いずれかの日以前5年以内において特別関係者（特例事業受贈者と措置法令第40条の7の8第15項に規定する特別の関係がある者をいう。以下70の6の8—23において同じ。）が当該特例事業受贈者から受けた措置法第70条の6の8第4号ハに規定する必要経費不算入対価等（以下70の6の8—23までにおいて「必要経費不算入対価等」という。）の合計額</u></p> <p><u>2 上記算式中の金額の算定については、次の取扱いに留意する。</u></p> <p><u>(1) 上記Cの金額の算定に当たり、特定事業用資産に係る事業に従事したことその他の事由により特別関係者が支払を受けた対価又は給与の金額がある場合で、当該対価又は給与の金額が最初の特例対象贈与の時（当該贈与の時に相続又は遺贈により取得をした当該事業と同一の事業に係る他の資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。以下70の6の8—31において同じ。）前又は当該特例対象贈与の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を当該特例対象贈与の日の属する年の1月1日から当該特例対象贈与の日の前日</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>までの日数と当該特例対象贈与の日からその年の12月31日までの日数がそれぞれその年の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。なお、必要経費不納入対価等の意義については、70の6の8—23を参照。</p> <p>(2) 上記算式による判定は特定事業用資産に係る事業について行うことから、特例事業受贈者が特定事業用資産に係る事業以外の事業（以下70の6の8—21において「特例対象外事業」という。）を行っている場合には、当該特例対象外事業の用に供される資産及び当該特例事業受贈者の特別関係者が当該特例対象外事業に従事したことその他の事由により支払を受けた対価又は給与の金額は、上記の算式に算入されない。</p> <p>(3) 特例事業受贈者が一の贈与者から特例対象贈与により取得をした特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合における上記算式中の各金額は、その2以上の事業の合計による。</p> <p>3 特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の措置法規則第23条の8の8第7項に規定する事由が生じたことにより、当該いずれかの日において当該特定事業用資産に係る事業が上記算式を満たした場合には、当該いずれかの日から同日以後6月を経過する日までの期間は、資産保有型事業の判定に係る上記の期間から除かれることに留意する。</p> <p><u>(納税猶予の対象とならない資産運用型事業の意義)</u></p> <p><u>70の6の8—22 措置法第70条の6の8第2項第2号への要件を判定する場合において、特定事業用資産に係る事業が同項第5号に規定する資産運用型事業に該当するかどうかの判定は、特例対象贈与の日の属する年の前年1月1日から当該特例対象贈与の日の属する年の12月31日までの間のいずれかの年において次の算式を満たすかどうかにより行うことに留意する。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{B}{A} \geq \frac{75}{100}$ <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>A＝当該いずれかの年における総収入金額</p> <p>B＝当該いずれかの年における特定資産の運用収入の合計額</p> <p>2 特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の措置法規則第23条の8の8第9項に規定する事由が生じたことにより、当該いずれかの年において当該特定事業用資産に係る事業が上記算式を満たした場合には、当</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>該いずれかの年の1月1日からその翌年12月31日までの期間は、資産運用型事業の判定に係る上記の期間から除かれることに留意する。</p> <p>3 70の6の8—21(注)2は、資産運用型事業の判定を行う場合について準用する。</p> <p><u>(必要経費不算入対価等の意義)</u></p> <p><b>70の6の8—23</b> 必要経費不算入対価等の算定に当たっては、次によることに留意する。</p> <p>(1) 特例事業受贈者の特別関係者が特定事業用資産に係る事業に従事したことその他の事由により当該特例事業受贈者から支払を受けた対価又は給与の金額は、所得税法第56条((事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例))又は第57条((事業に従事する親族がある場合の必要経費の特例等))の規定により当該事業に係る事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されるもの以外のものについては必要経費不算入対価等に該当することから、特例事業受贈者と生計を一にする親族に該当しない特別関係者が当該事業から支払を受けた対価又は給与の金額は、当該事業に係る事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されるものであっても、必要経費不算入対価等に該当することに留意する。</p> <p>(2) 当該特定事業用資産に係る事業に従事する当該特例事業受贈者の使用人(措置法令第40条の7の8第15項第1号又は第2号に掲げる者を除く。)が当該事業に従事したことにより支払を受けた対価又は給与は、必要経費不算入対価等に該当しないものとして差し支えない。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(債務の金額の意義)</u></p> <p><b>70の6の8—24</b> 措置法第70条の6の8第2項第3号イの債務は、その引き受けた時に現に存するものであって、確実と認められるものに限り、その金額は、当該債務を引き受けた時の現況による金額によることに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められる債務の意義)</u></p> <p><b>70の6の8—25</b> 措置法第70条の6の8第2項第3号に規定する納税猶予分の贈与税額(以下70の6の8—75までにおいて「納税猶予分の贈与税額」という。)の計算をする場合には、特例受贈事業用資産の贈与とともに引き受けた同号イの「特例受贈事業用資産に係る債務」を控除する必要があるのだが、当該債務には、当該特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められる債務のほか、当該事業に関するものと認められるもの以外の債務であることが金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書その他の書面によって明らかにされない債務も含まれることに留意する。</p> <p>(注) 「当該事業に関するものと認められるもの以外の債務」は、例えば次に掲げるものが該当す</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ることに留意する。</p> <p>(1) <u>居住の用に供する家屋及びその敷地を取得するための資金に充てるための借入金(当該家屋及びその敷地に当該事業の用に供する部分がある場合において当該事業の用に供する部分を明らかに区分できるときにおける当該事業の用に供する部分以外の部分に対応する借入金を含む。)</u></p> <p>(2) <u>教育に要する資金に充てるための借入金</u></p> <p>(3) <u>当該事業の用に供しない自動車その他の資産の取得に要する資金に充てるための借入金</u></p> <p><u>(債務の引受けがないものとされる場合)</u></p> <p><u>70の6の8—26 措置法令第40条の7の8第9項の規定により同条第8項の特例受贈事業用資産の価額が債務の引受けがないものとした場合における価額とされるのは、措置法第70条の6の8第2項第3号の規定による納税猶予分の贈与税額の計算をする場合に限られるのであって、当該特例受贈事業用資産に係る特例対象贈与の日の属する年分の贈与税で同条第1項の贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額の計算については、措置法令第40条の7の8第9項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第40条の7の8第9項の規定が適用される場合には、平成元年3月29日付直評5、直資2—204「負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した土地等及び家屋等に係る評価並びに相続税法第7条及び第9条の規定の適用について」の取扱いがないことに留意する。</u></p> <p><u>(特例事業受贈者に係る贈与者が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</u></p> <p><u>70の6の8—27 特例事業受贈者に係る贈与者が2以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる額を当該特例事業受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、措置法第70条の6の8第2項第3号の規定により計算する(措置法令第40条の7の8第10項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</u></p> <p>イ <u>ロに掲げる場合以外の場合 当該特例事業受贈者がその年中において特例対象贈与により取得をした全ての特例受贈事業用資産の価額(措置法第70条の6の8第2項第3号イに規定する特例受贈事業用資産の価額をいう。ロにおいて同じ。)の合計額</u></p> <p>ロ <u>当該特例受贈事業用資産が相続税法第21条の9第3項(措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項(第70条の2の8において準用する場合を含む。))又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものである場合 当該特例受贈事</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>業用資産に係る特例事業受贈者がある年中において特例対象贈与により取得をした全ての特例受贈事業用資産の価額を特定贈与者（相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者をいう。）ごとに合計した額のそれぞれの額</p> <p>(2) 措置法令第40条の7の8第12項の規定により、当該特例受贈事業用資産の上記(1)イ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該特例受贈事業用資産に係る贈与者の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>(3) 上記(2)により算出されたそれぞれの納税猶予分の贈与税額の合計額が当該特例事業受贈者に係る納税猶予分の贈与税額となる。</p> <p><u>（事業を廃止した場合の意義）</u></p> <p><b>70の6の8—28</b> 措置法第70条の6の8第3項第1号の「事業を廃止した場合」とは、特例受贈事業用資産に係る事業の全てを廃止した場合をいうのであって、次に掲げる場合は、同号の「事業を廃止した場合」に該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 特例受贈事業用資産に係る事業が2以上ある場合において、そのうちの一部の事業を廃止したとき</p> <p>(2) 特例受贈事業用資産に係る事業を他の事業（措置法第70条の6の8第2項第1号に規定する事業に限る。）に転業した場合</p> <p>(3) 災害、疾病等のためやむを得ず一時的に当該事業を休止した場合</p> <p>(注) 上記の場合に該当したことに伴い、特例事業受贈者の事業の用に供されなくなった特例受贈事業用資産があるときは、当該特例受贈事業用資産に係る猶予中贈与税額（措置法第70条の6の8第4項に規定する猶予中贈与税額をいう。以下70の6の8—74までにおいて同じ。）に相当する贈与税については、同項の規定に基づき、納税猶予の期限が到来することに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>（確定事由となる資産保有型事業又は資産運用型事業の意義）</u></p> <p><b>70の6の8—29</b> 措置法第70条の6の8第3項第2号の要件を判定する場合には、70の6の8—21（（納税猶予の対象とならない資産保有型事業の意義））及び70の6の8—22（（納税猶予の対象とならない資産運用型事業の意義））を準用する。</p> <p>この場合において、70の6の8—21中「特例対象贈与の日の属する年の前年1月1日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の6の8第4項に規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、70の6の8—22中「特例対象贈与の日の属する年の前年1月1日」とあるのは「贈与税の</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>申告期限の翌日」と、「の日の属する年の12月31日」とあるのは「に係る措置法第70条の6の8第4項に規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年12月31日」となることに留意する。</p> <p>(注) 特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第5項の承認を受けた場合には、同項の譲渡があった日から同日以後1年を経過する日又は同項第3号の取得の日のいずれか早い日までの間は、同項の譲渡の対価の額に相当する金銭は、特定資産に該当しないことに留意する。</p> <p><u>(性風俗関連特殊営業に該当することとなった日の意義)</u></p> <p><b>70の6の8—30</b> 措置法第70条の6の8第3項第2号の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項((用語の意義))に規定する性風俗関連特殊営業に「該当することとなった日」とは、同法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項((営業等の届出))の届出書を提出した日とする。</p> <p><u>(事業所得の総収入金額が零となった場合)</u></p> <p><b>70の6の8—31</b> 措置法第70条の6の8第3項第3号の「当該事業に係る事業所得の総収入金額が零となった場合」の判定を行う場合には、次によることに留意する。</p> <p>(1) 特例事業受贈者が一の贈与者から特例対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、その2以上の事業の合計額により行う。</p> <p>(2) 特例事業受贈者が特例受贈事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合には、当該別の事業に係る総収入金額は、上記の判定に含まれない。</p> <p><u>(特例事業受贈者が個人の事業用資産についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限)</u></p> <p><b>70の6の8—32</b> 措置法第70条の6の8第3項第6号の規定に該当することによる納税の猶予に係る期限は、同条第1項の規定の適用を受けている特例事業受贈者から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった日から2月を経過する日(当該届出書の提出があった日から当該2月を経過する日までの間に当該特例事業受贈者が死亡した場合には、当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該特例事業受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)となることから、当該納税猶予に係る贈与税の額及び当該贈与税の額に係る利子税の額の納付の有無に関わらず、当該2月を経過する日に確定することに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(贈与者が2以上ある場合の全部確定事由の判定)</u></p> <p><u>70の6の8—33 特例事業受贈者に係る贈与者が2以上ある場合における措置法第70条の6の8第3項各号に掲げる場合に該当するかどうかの判定は、贈与者の異なるものごとに行うことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(特例受贈事業用資産の譲渡等の判定)</u></p> <p><u>70の6の8—34 措置法第70条の6の8第4項又は第5項の規定を適用する場合における特例受贈事業用資産の譲渡又は贈与(以下70の6の8—68までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の7の8第40項及び第41項の規定により行うことに留意する。</u></p> <p><u>(注) なお、特例受贈事業用資産を措置法第70条の6の8第14項第3号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</u></p> <p><u>70の6の8—35 措置法第70条の6の8第4項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における贈与税の額の計算は、同項の規定に該当する直前の猶予中贈与税額に、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。</u></p> <p><u>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</u></p> <p><u>事業の用に供されなくなった特例受贈事業用資産の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の時における価額</u></p> <hr/> <p><u>当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例受贈事業用資産の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の時における価額</u></p> <p><u>(注) 1 「当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例受贈事業用資産」には、措置法令第40条の7の8第18項の届出に係る特例受贈事業用資産が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>2 「事業の用に供されなくなった特例受贈事業用資産」には、災害、疾病等のためやむを得ず一時的に当該事業の用に供されていない特例受贈事業用資産は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>3 措置法第70条の6の8第18項の規定の適用を受けた場合における上記算式中の「贈与の時</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>における価額」は、同項に規定する認可決定日における価額となることに留意する。</p> <p><u>(廃棄に係る届出書が届出期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の6の8—36</u> 特例事業受贈者が措置法令第40条の7の8第18項の規定の適用を受けようとする場合には、同項に規定する期限（以下70の6の8—36において「届出期限」という。）までに同項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>当該届出書を届出期限までに提出しない場合には、同項の廃棄をした特例受贈事業用資産に係る猶予中贈与税額に相当する贈与税については措置法第70条の6の8第4項の事業の用に供されなくなった日から2月を経過する日（当該事業の用に供されなくなった日から当該2月を経過する日までの間に当該特例事業受贈者が死亡した場合には、当該特例事業受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例事業受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p><u>(注)</u> 届出期限までに措置法令第40条の7の8第18項に規定する届出書の提出がなかった場合のゆうじょ規定は設けられていない。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特例受贈事業用資産の処分によって得た対価がある場合)</u></p> <p><u>70の6の8—37</u> 措置法令第40条の7の8第18項の事由により特例受贈事業用資産を処分した場合において、その処分によって得た対価があるときは、当該特例受贈事業用資産の処分は同項の廃棄に該当しないことに留意する。</p> <p><u>(注)</u> 特例受贈事業用資産の処分によって得た対価がある場合における当該処分は、措置法第70条の6の8第5項の「特例受贈事業用資産の譲渡」に該当することに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(買換承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の6の8—38</u> 特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第5項の規定の適用を受けようとする場合には、措置法令第40条の7の8第21項に規定する期限（以下70の6の8—38において「申請期限」という。）までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、措置法第70条の6の8第5項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>当該申請書を申請期限までに提出しない場合には、同項の譲渡をした特例受贈事業用資産に係る猶予中贈与税額に相当する贈与税については当該譲渡があった日から2月を経過する日（当該譲渡があった日から当該2月を経過する日までの間に当該特例事業受贈者が死亡した場合には、</p>	<p>(新設)</p>



改正後	改正前
<p>当該特例事業受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例事業受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(注) 1 申請期限までに措置法令第40条の7の8第21項に規定する申請書の提出がなかった場合のゆうじょ規定は設けられていない。</p> <p>2 「譲渡があった日」とは、当該特例受贈事業用資産の引渡しがあった日をいうことに留意する（以下70の6の10—39までにおいて同じ。）。</p> <p><u>(特例受贈事業用資産の譲渡の対価の額の意義)</u></p> <p><u>70の6の8—39 措置法第70条の6の8第5項の納税地の所轄税務署長の承認（以下70の6の8—44までにおいて「買換承認」という。）に係る特例受贈事業用資産の「譲渡の対価の額」は、買換承認を受けた特例事業受贈者の次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める価額をいうことに留意する。</u></p> <p>(1) 当該特例事業受贈者が(3)に掲げる者以外の者である場合において税抜経理方式を適用しているとき 当該特例受贈事業用資産に係る税抜価額</p> <p>(2) 当該特例事業受贈者が(3)に掲げる者以外の者である場合において税込経理方式を適用しているとき 当該特例受贈事業用資産に係る税込価額</p> <p>(3) 当該特例事業受贈者が免税事業者等である場合 当該特例受贈事業用資産の実際の譲渡価額</p> <p>(注) 1 「税抜経理方式」とは、平成元年3月29日付直所3—8、直資3—6「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」（以下70の6の8—39において「取扱い通達」という。）1(5)((用語の意義))に定めるものをいい、「税抜価額」とは、消費税の額及び地方消費税の額を含まない取引の対価の額をいうことに留意する。</p> <p>2 「税込経理方式」とは、取扱い通達1(6)に定めるものをいい、「税込価額」とは、消費税の額及び地方消費税の額を含んだ取引の対価の額をいうことに留意する。</p> <p>3 「免税事業者等」とは、取扱い通達5((免税事業者等の消費税の処理))の消費税の納税義務が免除されている個人事業者（取扱い通達5(注)の個人事業者を含む。）をいうことに留意する。</p> <p><u>(買換資産の取得の意義等)</u></p> <p><u>70の6の8—40 措置法第70条の6の8第5項に規定する特例事業受贈者の事業の用に供される資産（以下70の6の8—44までにおいて「買換資産」という。）の取得については、次の取扱いに留</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6の8第5項に規定する特例事業受贈者の事業の用に供される資産(以下70の6の8—44までにおいて「買換資産」という。)の取得には、購入による取得のほか、自己の建設、製作又は製造(以下70の6の8—40において「建設等」という。)に係る資産の建設等による取得、自己が生育させた所得税法施行令第6条第9号イ((減価償却資産の範囲))に掲げる生物の生育による取得並びに自己が成熟させた同号ロ及びハに掲げる生物の成熟による取得が含まれる。</p> <p>(注) 措置法第70条の6の8第5項第2号又は第3号の1年を経過する日において資産の建設等、生育又は成熟が完了していないときには、同日までに買換資産の取得が行われていないことから、当該資産の建設等、生育又は成熟に要する費用に充てられた同項の特例受贈事業用資産の譲渡の対価の額の全部が、同項第2号の買換資産の取得に充てられていないものに該当することに留意する。</p> <p>(2) 特例受贈事業用資産の譲渡があった日前に買換資産の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡に関する契約があった日以後に行われていると認められるときに限り、措置法第70条の6の8第5項の規定の適用があるものとして取り扱う。</p> <p><u>(仲介料、登記費用等の費用)</u></p> <p><u>70の6の8—41</u> 措置法第70条の6の8第5項の規定による買換承認を受けている場合において同項に規定する特例受贈事業用資産の譲渡又は買換資産の取得に要した仲介料、登記費用等の費用があるときは、次によることに留意する。</p> <p>(1) 同項に規定する特例受贈事業用資産の譲渡について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該譲渡の対価の額から当該譲渡に要した費用の額を控除した金額をもって同項第2号及び第3号に規定する「譲渡の対価の額」とする。</p> <p>(2) 買換資産の取得について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該費用の額は、当該買換資産の取得に充てられたものとする。</p> <p>(注) 上記の費用の額については、70の6の8—39((特例受贈事業用資産の譲渡の対価の額の意義))を準用する。</p> <p><u>(特例受贈事業用資産とみなされる買換資産の意義)</u></p> <p><u>70の6の8—42</u> 買換承認に係る譲渡の対価の額を充てて取得をした買換資産は、措置法第70条の6の8第5項第3号の規定により、同条第1項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産とみなされ</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ることから、当該譲渡の対価の額を充てて取得をした一の資産の取得価額が当該譲渡の対価の額を超える場合においても、その取得をした当該一の資産が同項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産に該当することに留意する。</p> <p>(注) 1 当該譲渡の対価の額を充てて取得をした資産が宅地等である場合において、当該宅地等の分筆等により、当該宅地等のうち当該譲渡の対価の額を充てて取得した部分が特定されているときは、当該宅地等のうちその特定された部分が買換資産に該当することに留意する。</p> <p>この場合において、当該譲渡の対価の額を充てて取得した宅地等の部分の面積については、次の算式により計算した面積によることに留意する。</p> <p>(算式)</p> $A \times \frac{C}{B}$ <p>(注) 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>A = 取得した宅地等の面積</p> <p>B = 取得した宅地等の取得価額</p> <p>C = 譲渡をした特例受贈事業用資産の対価の額</p> <p>2 上記(注) 1の「宅地等の取得価額」及び「特例受贈事業用資産の対価の額」については、70の6の8—39及び41の取扱いに留意する。</p> <p>(買換承認に係る1年を経過する日までに特例事業受贈者が死亡した場合)</p> <p><b>70の6の8—43</b> 措置法第70条の6の8第5項の買換承認を受けた特例事業受贈者が、当該買換承認に係る特例受贈事業用資産の譲渡があった日から1年を経過する日までに、次に掲げる場合に該当するときには、納税猶予期限は確定せず、同条第14項の規定により贈与税は免除されることに留意する。</p> <p>(1) 当該特例事業受贈者が死亡した場合</p> <p>(2) 当該特例事業受贈者に係る贈与者(当該特例事業受贈者に係る贈与が免除対象贈与である場合には、前の贈与者)が死亡した場合</p> <p>(注) 1 上記(1)の場合において、当該特例事業受贈者がその死亡の日までに買換資産の取得をし、かつ、措置法規則第23条の8の8第11項の書類を提出することなく死亡したときであっても、当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)は当該書類の提出を要しないことに留意する。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>上記(1)の場合における当該特例事業受贈者に係る相続税の課税に当たっては、当該譲渡をした特例受贈事業用資産は相続財産を構成せず、当該特例事業受贈者が相続開始の時ににおいて有していた財産が相続税の課税価格計算の基礎となることに留意する。</u></p> <p>3 <u>上記(2)の場合には、措置法第70条の6の9第1項（第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該譲渡をした特例受贈事業用資産は、当該特例事業受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるのであるが、この場合において、当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けるときは、措置法令第40条の7の10第35項第5号の規定により、当該譲渡は措置法第70条の6の10第5項の譲渡とみなされ、当該買換承認は、同項の承認とみなされることに留意する。</u></p> <p><u>（譲渡の対価の額の全部又は一部が買換資産の取得に充てられていない場合における事業の用に供されなくなった部分の計算）</u></p> <p><u>70の6の8—44 措置法第70条の6の8第5項第2号の規定により、同号の「当該譲渡があった日から1年を経過する日」において特例事業受贈者の事業の用に供されなくなったものとみなされる買換承認に係る特例受贈事業用資産の部分は、次の算式により計算した部分によることに留意する。</u></p> <p><u>（算式）</u></p> $A \times \frac{B-C}{B}$ <p><u>（注）1 上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p><u>A＝買換承認に係る特例受贈事業用資産の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の時ににおける価額</u></p> <p><u>B＝買換承認に係る特例受贈事業用資産の譲渡の対価の額</u></p> <p><u>C＝買換資産の取得価額</u></p> <p>2 <u>措置法第70条の6の8第18項の規定の適用を受けた場合における上記Aの「贈与の時ににおける価額」は、同項に規定する認可決定日における価額となることに留意する。</u></p> <p>3 <u>上記Bの「譲渡の対価の額」及びCの「取得価額」については、70の6の8—39及び41の取扱いに留意する。</u></p> <p><u>（現物出資承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等）</u></p> <p><u>70の6の8—45 特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第6項の規定の適用を受けようとする場合には、措置法令第40条の7の8第25項に規定する期限（以下70の6の8—45において「申請期限」</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>という。)までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、措置法第70条の6の8第6項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>当該申請書を申請期限までに提出しない場合には、猶予中贈与税額に相当する贈与税については同項の移転があった日から2月を経過する日(当該移転があった日から当該2月を経過する日までの間に当該特例事業受贈者が死亡した場合には、当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該特例事業受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(注)1 申請期限までに措置法令第40条の7の8第25項に規定する申請書の提出がなかった場合のゆうじょ規定は設けられていない。</p> <p>2 「移転があった日」とは、会社法第34条第1項((出資の履行))の規定に基づく財産の給付として当該特例受贈事業用資産の引渡しがあった日をいうことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の6の8第6項の規定の適用を受けるための移転)</p> <p><u>70の6の8—46</u> 措置法第70条の6の8第6項の規定の適用を受けようとする場合には、会社の設立に伴う現物出資により同条第1項の規定の適用を受けている特例受贈事業用資産の全ての移転をする必要があるのであるが、全ての移転をしたかどうかの判定については、次によることに留意する。</p> <p>(1) 特例事業受贈者が一の贈与者から特例対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、その2以上の事業に係る全ての特例受贈事業用資産の移転を要すること。</p> <p>(2) 当該特例受贈事業用資産に係る事業の用に供されている資産のうち、同項の規定の適用を受けていない資産がある場合には、当該資産については移転を要しないこと。</p> <p>(3) 特例事業受贈者に係る贈与者が2以上ある場合には、贈与者の異なるものごとに判定を行うこと</p> <p>(注) 2以上の贈与者から特例対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産に係る事業が同一の事業である場合において、特例事業受贈者が当該2以上の贈与者のうち一部の贈与者に係る特例受贈事業用資産について措置法第70条の6の8第6項の移転をしたときは、同項の移転をしなかった他の贈与者に係る特例受贈事業用資産については、引き続き当該特例事業受贈者の事業の用に供する必要があることに留意する。</p> <p>(現物出資承認を受けた後における確定事由)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>70の6の8—47</u> 特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第6項の承認(以下70の6の8—48において「現物出資承認」という。)を受けた場合には、当該特例事業受贈者に係る贈与税の納税猶予の期限が到来する事由については、同条第3項及び第4項の規定の適用はなく、措置法令第40条の7の8第27項において準用する措置法第70条の7第5項及び第14項(措置法第70条の7の5第10項において準用する場合を含む。)の規定によることに留意する。</p> <p>(注) 1 この場合においては、70の7—17((対象受贈非上場株式等の譲渡等の判定))～29((納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算))を準用する。</p> <p>2 納税猶予の期限が到来した場合における利子税の納付については、措置法令第40条の7の8第27項第4号において準用する措置法第70条の7第27項(同項の表の第3号及び第5号から第9号までに係る部分に限る。)及び第70条の7の5第22項(同項の表の第9号から第13号までに係る部分に限る。)の規定によることに留意する。</p> <p><u>(現物出資承認を受けた後における免除事由)</u></p> <p><u>70の6の8—48</u> 特例事業受贈者が現物出資承認を受けた場合における贈与税の免除については、次の取扱いに留意する。</p> <p>(1) 特例受贈事業用資産とみなされた株式等(株式又は出資をいう。以下70の6の8—48において同じ。)の全ての贈与をした場合において、当該贈与により当該株式等を取得した者が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けたときは、措置法第70条の6の8第14項第3号の規定により贈与税が免除される。</p> <p>(注) 特例事業受贈者から贈与により取得をした当該株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず、措置法令第40条の7の8第27項において準用する措置法第70条の7第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(2) 措置法第70条の6の8第14項第4号の規定による免除の適用はない。</p> <p>(3) 措置法第70条の6の8第16項から第18項までの規定による免除の適用はなく、措置法令第40条の7の8第27項第2号において準用する措置法第70条の7第16項から第25項まで及び第70条の7の5第12項から第19項までの規定による免除が適用される。</p> <p>(注) (3)の場合には、70の7—38((破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等))～42((免除申請があった場合の利子税の計算))及び70の7—45((猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等))～48((対象受贈非上場株式等の</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>認可決定日における価額の意義)並びに70の7の5—25((事業の継続が困難な事由の判定の時期)～37((差額免除に係る免除申請があった場合の利子税の計算))を準用する。</p> <p><u>(既に個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受けている他の者がいる場合等)</u></p> <p><u>70の6の8—49</u> 特定事業用資産について、措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該特定事業用資産に係る事業と同一の事業の用に供される資産について次に掲げるいずれかの規定の適用を受け、又は受けようとしているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(1) <u>措置法第70条の6の8第1項</u></p> <p>(2) <u>措置法第70条の6の10第1項</u></p> <p>(注) 1 <u>措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする者が、当該特定事業用資産に係る事業と同一の事業の用に供される資産について上記(1)又は(2)のいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p>2 <u>上記の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、特定事業用資産に係る事業ごとに行うことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(継続届出書の提出期間)</u></p> <p><u>70の6の8—50</u> 措置法第70条の6の8第9項に規定する届出書は、同項に規定する特例贈与報告基準日の翌日から3月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該特例贈与報告基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(注) <u>上記の「特例贈与報告基準日」とは、特定申告期限(特例事業受贈者の最初の特例対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいう。)の翌日から3年を経過するごとの日をいうことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特例受贈事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合に継続届出書に添付する貸借対照表等の意義)</u></p> <p><u>70の6の8—51</u> 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が同項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産に係る事業(以下70の6の8—51において「特例対象事業」という。)と別の事業を営んでいる場合には、同条第9項の規定により提出する届出書に添付すべき</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>措置法規則第23条の8の8第17項第2号イに掲げる貸借対照表及び損益計算書は、当該別の事業と区分された当該特例対象事業に係る貸借対照表及び損益計算書をいうことに留意する。</p> <p>(注) 特例事業受贈者が特例対象事業と別の事業を営んでいる場合には、措置法令第40条の7の8第39項の規定により、それぞれの事業につき所得税法第148条第1項((青色申告者の帳簿書類))の規定による帳簿書類の備付け、記録又は保存を要することとされており、当該貸借対照表及び損益計算書は、当該帳簿書類に基づき作成することに留意する。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の繰上げ)</p> <p>70の6の8—52 措置法第70条の6の8第12項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(贈与者が死亡した場合の免除税額等)</p> <p>70の6の8—53 措置法第70条の6の8第14項第2号の規定により免除となる贈与税は、同号の贈与者の死亡の直前における猶予中贈与税額に次の割合を乗じて計算した金額となることに留意する。</p> <p><u>当該贈与者が贈与をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時における価額</u></p> <p><u>当該贈与者の死亡の直前に当該特例受贈事業用資産に係る事業の用に供されていた全ての当該特例受贈事業用資産の当該贈与の時における価額</u></p> <p>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>(注) 1 <u>上記の「当該贈与者が贈与をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時における価額」</u>からは、当該贈与者が措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした当該特例受贈事業用資産の価額が除かれることに留意する。</p> <p>2 <u>上記の「当該贈与者が贈与をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時における価額」</u>からは、同条第1項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が、その有する措置法令第40条の7の8第40項に規定する対象事業用資産の譲渡等をしている場合には、その譲渡等をした当該対象事業用資産の価額は除かれることに留意する。</p> <p>なお、この場合において、「当該贈与者が贈与をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時における価額」の算定に当たっては、措置法令第40条の7の8第39項の規定の適用に留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



改正後	改正前
<p>3 「当該贈与者の死亡の直前に当該特例受贈事業用資産に係る事業の用に供されていた全ての当該特例受贈事業用資産」及び「当該贈与者が贈与をした特例受贈事業用資産」には、措置法令第40条の7の8第18項の届出に係る特例受贈事業用資産が含まれることに留意する。</p> <p>4 措置法第70条の6の8第18項の規定の適用を受けた場合における上記算式中の「贈与の時の価額」は、同項に規定する認可決定日における価額となることに留意する。</p> <p><u>(措置法第70条の6の8第1項の適用に係る贈与をした場合の免除)</u></p> <p><u>70の6の8—54 措置法第70条の6の8第14項第3号の規定による免除については、次によることに留意する。</u></p> <p>(1) 特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第14項第3号の規定による免除を受けるためには、同項の規定の適用を受けている特例受贈事業用資産の全ての贈与をする必要があるのであるが、全ての贈与をしたかどうかの判定については次による。</p> <p>イ 特例受贈事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、その2以上の事業に係る全ての特例受贈事業用資産の贈与を行う必要がある。</p> <p>(注) 上記の場合において特例事業受贈者がその2以上の事業のうち一部の事業に係る特例受贈事業用資産のみ贈与をしたときは、当該贈与をした特例受贈事業用資産に係る猶予中贈与税額については免除されず同条第4項の規定により納税の猶予に係る期限が到来するのであるが、当該贈与を受けた受贈者については、同条第1項の規定の適用に係る要件を満たした場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>ロ 当該特例事業受贈者が同一年中に2人以上の受贈者に特例受贈事業用資産の贈与をした場合において、その贈与が異なる時期に行われたときには、当該贈与のうち最後に行われた贈与直後において特例受贈事業用資産の全ての贈与が行われたかどうかの判定を行う。</p> <p>(2) 特例事業受贈者から贈与を受けた者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるためには、当該特例事業受贈者の事業に係る特定事業用資産の全ての贈与を受ける必要があることから、当該特例事業受贈者が同条第14項第3号の規定による免除を受けるには、特例受贈事業用資産の全てに加え、当該事業に係る特例受贈事業用資産以外の特定事業用資産の全ての贈与を行う必要がある。</p> <p>(注) 上記の要件を満たさない場合には、贈与をした特例受贈事業用資産に係る猶予中贈与税額については免除されず、同条第4項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(3) 特例事業受贈者からの贈与により取得をした当該特例受贈事業用資産について、当該贈与に</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>係る受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず同条第4項の規定により納税の猶予に係る期限が到来する。</p> <p>(4) 措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした特例受贈事業用資産が、宅地等又は建物である場合において、当該宅地等の面積又は建物の床面積が同条第2項第1号イ又はロに定める限度面積を超えるときは、当該贈与を受けた受贈者は、当該宅地等又は建物のうち、当該特例受贈事業用資産に係る部分から先に同条第1項の規定の適用を受けるものとする。</p> <p><u>(事業を継続することができなくなった場合に該当することとなった日)</u></p> <p><u>70の6の8—55</u> 措置法第70条の6の8第14項第4号に掲げる場合に該当することとなった日とは、原則として措置法第70条の6の8第1項に規定する贈与税の申告書の提出期限(以下70の6の8—56において「贈与税の申告書の提出期限」という。)後に措置法規則第23条の8の8第23項各号に掲げる事由に該当することとなった日をいうのであるが、特例事業受贈者が当該事由に該当することとなった日後のいずれかの日を措置法第70条の6の8第14項第4号に掲げる場合に該当することとなった日として同項に規定する届出書を提出した場合には、同日によることとして差し支えない。</p> <p><u>(特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなったやむを得ない理由)</u></p> <p><u>70の6の8—56</u> 措置法第70条の6の8第14項第4号に規定する特例事業受贈者が特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなったことについて措置法規則第23条の8の8第23項に定めるやむを得ない理由とは、次に掲げる事由に該当することとなったことをいうことに留意する。</p> <p>(1) 贈与税の申告書の提出期限後において、特例事業受贈者に措置法規則第23条の8の8第23項各号に規定する事由が生じたこと</p> <p>(2) 特例事業受贈者が贈与税の申告書の提出期限において既に身体上の障害の程度が2級である者として記載のある身体障害者手帳の交付を受けていた場合で、当該贈与税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が1級に変更されたこと</p> <p>(3) 特例事業受贈者が贈与税の申告書の提出期限において既に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載のある身体障害者手帳の交付を受けていた場合で、当該贈与税の申告書の提出期限後に、その障害とは別に身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が当該身体障害</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>者手帳に新たに記載されたこと</p> <p>(4) 特例事業受贈者が贈与税の申告書の提出期限において既に同項各号に掲げる事由が生じていた場合で、当該贈与税の申告書の提出期限後に、新たに当該特例事業受贈者に同項各号に掲げる事由が生じたこと</p> <p><u>(免除を受けた特例事業受贈者に係る相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用)</u></p> <p><u>70の6の8—57 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が同条第14項、第16項から第18項までの規定により猶予中贈与税額の全部又は一部の免除を受けた場合において、同条第1項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産（相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。以下70の6の8—58において同じ。）の規定の適用を受けるものに限る。）の贈与者の相続が開始したときは、当該特例受贈事業用資産のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分については、相続税法第21条の14から第21条の16までの規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、「当該特例受贈事業用資産のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」とは、当該特例事業受贈者が当該免除につき適用を受けた次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれに定める部分をいうことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第70条の6の8第14項第1号 当該特例受贈事業用資産のうち当該特例事業受贈者が同号の死亡の直前に有していたもの</u></p> <p>(2) <u>措置法第70条の6の8第14項第2号 当該特例受贈事業用資産のうち同号の贈与者が贈与（免除対象贈与を除く。）をしたものであって当該特例事業受贈者が同号の死亡の直前に有していたもの</u></p> <p>(3) <u>措置法第70条の6の8第14項第3号 当該特例受贈事業用資産のうち当該特例事業受贈者が同号の規定の適用に係る贈与をしたもの</u></p> <p>(4) <u>措置法第70条の6の8第14項第4号 当該特例受贈事業用資産のうち当該特例事業受贈者が同号に掲げる場合に該当することとなった直前に有していたもの</u></p> <p>(5) <u>措置法第70条の6の8第16項 当該特例受贈事業用資産のうち次の算式により計算した金額に相当する部分</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{A \times C}{B}$	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(注) <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A = <u>当該特例受贈事業用資産の同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における価額</u></p> <p>B = <u>当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額</u></p> <p>C = <u>同条第16項の規定により免除された贈与税の額</u></p> <p>(6) <u>措置法第70条の6の8第17項 当該特例受贈事業用資産のうち、次の算式により計算した金額に相当する部分</u></p> <p>(算式)</p> $\frac{(A-B) \times C}{C+D}$ <p>(注) <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A = <u>当該特例受贈事業用資産の同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における価額</u></p> <p>B = <u>当該特例受贈事業用資産の同条第17項第1号イの譲渡等の対価の額又は同項第2号イの廃止の直前における当該特例受贈事業用資産の時価に相当する金額(当該譲渡等の対価の額が、同項第1号イに規定する当該特例受贈事業用資産の時価に相当する金額の2分の1以下である場合には、当該2分の1に相当する金額)</u></p> <p>C = <u>同条第17項の規定により免除された贈与税の額</u></p> <p>D = <u>同条第17項各号ロに掲げる金額</u></p> <p>(7) <u>措置法第70条の6の8第18項 当該特例受贈事業用資産のうち次の算式により計算した金額に相当する部分</u></p> <p>(算式)</p> $\frac{(A-B) \times C}{C+D}$ <p>(注) <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A = <u>当該特例受贈事業用資産の同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における価額</u></p> <p>B = <u>当該特例受贈事業用資産の同条第18項に規定する認可決定日における価額</u></p> <p>C = <u>同項の規定により免除された贈与税の額</u></p> <p>D = <u>同項第2号に掲げる金額</u></p> <p>(注) 1 <u>上記(1)から(4)に定めるものには、措置法令第40条の7の8第18項の届出に係る特例受贈事業用資産が含まれることに留意する。</u></p> <p>2 <u>上記(5)から(7)までに掲げる規定の適用前に当該特例受贈事業用資産について措置法第70条の6の8第18項の規定の適用を受けている場合には、上記(5)から(7)までの算式中の「贈与の時における価額」は、同項に規定する認可決定日における価額による。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(第二贈与者が死亡した場合の相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用)</u></p> <p><u>70の6の8—58 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける特例事業受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第14項第3号の規定の適用に係る贈与(相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産に係る贈与に限る。以下70の6の8—58において「第二贈与」という。)であり、かつ、当該特例受贈事業用資産が第二贈与者(第二贈与をした者をいう。以下70の6の8—58において同じ。)が第一贈与者(第二贈与前に第二贈与者に当該特例受贈事業用資産の贈与をした者をいう。)からの贈与により取得をしたものである場合の当該第二贈与者が死亡したときにおける当該特例事業受贈者が当該第二贈与により取得をした当該特例受贈事業用資産については、相続税法第21条の14から第21条の16までの規定は適用されないことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の6の8—59 特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第16項の規定に基づき贈与税の免除を受けようとする場合には、同項に規定する期限(以下70の6の8—59において「免除申請期限」という。)までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>当該申請書を免除申請期限までに提出しない場合には、猶予中贈与税額に相当する贈与税については同項各号に掲げる場合に該当することとなった日から2月を経過する日(同項各号に掲げる場合に該当することとなった日から当該2月を経過する日までの間に当該特例事業受贈者が死亡した場合には、当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該特例事業受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 免除申請期限までに措置法第70条の6の8第16項に規定する申請書の提出がなかった場合のゆうじょ規定は設けられていない。</u></p>	(新設)
<p><u>(措置法第70条の6の8第16項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)</u></p> <p><u>70の6の8—60 措置法第70条の6の8第16項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第1項の規定の適用を受けている特例受贈事業用資産の全ての譲渡等をする必要があるのであるが、全ての譲渡等をしたかどうかの判定については、次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 特例受贈事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、その2以上の事業に係る全ての特例受贈事業用資産の譲渡等を行う必要がある。</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>(2) 特例事業受贈者に係る贈与者が2以上ある場合には、贈与者の異なるものごとにその判定を行う。</p> <p>(3) 当該特例受贈事業用資産に係る事業の用に供されている資産のうち、同項の規定の適用を受けていない資産がある場合には、当該資産については譲渡等をする必要はない。</p> <p><u>(特例受贈事業用資産の時価に相当する金額の意義)</u></p> <p>70の6の8—61 措置法第70条の6の8第16項第1号イの「特例受贈事業用資産の時価に相当する金額」は、評価基本通達の定めにより算定することに留意する。</p> <p><u>(特例受贈事業用資産の譲渡等の対価の額の意義)</u></p> <p>70の6の8—62 措置法第70条の6の8第16項第1号イの「特例受贈事業用資産の譲渡等の対価の額」の意義については、70の6の8—39((特例受贈事業用資産の譲渡の対価の額の意義))を準用する。</p> <p><u>(差額免除の申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p>70の6の8—63 特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第17項の規定に基づき贈与税の免除を受けようとする場合には、同項に規定する期限(以下70の6の8—63において「申請期限」という。)までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、これらの規定の適用はないことに留意する。</p> <p>これらの申請書を申請期限までに提出しない場合には、猶予中贈与税額に相当する贈与税については同項第1号の譲渡等をした日又は同項第2号の事業の廃止をした日から2月を経過する日(当該譲渡等をした日又は事業の廃止をした日から当該2月を経過する日までの間に当該特例事業受贈者が死亡した場合には、当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該特例事業受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(注) 1 申請期限までに措置法第70条の6の8第17項に規定する申請書の提出がなかった場合のゆうじょ規定は設けられていない。</p> <p>2 「譲渡等をした日」とは、特例受贈事業用資産の引渡しがあった日ということに留意する(以下70の6の10—60までにおいて同じ。)</p> <p><u>(事業の継続が困難な事由の意義)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>70の6の8—64 措置法第70条の6の8第17項に規定する特例受贈事業用資産に係る事業の継続が困難な事由とは、次に掲げる事由をいうことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>直前3年内の各年(特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第17項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった日の属する年の前年以前3年内の各年をいう(2)において同じ。)のうち2以上の年において、当該事業に係る事業所得の金額が零未満であること。</u></p> <p>(2) <u>直前3年内の各年のうち2以上の年において、当該事業に係る各年の事業所得に係る総収入金額が当該各年の前年の総収入金額を下回ること。</u></p> <p>(3) <u>特例事業受贈者が心身の故障その他の事由により当該特例受贈事業用資産に係る事業に従事することができなくなったこと。</u></p> <p>(注) <u>上記(1)及び(2)の判定については、次の取扱いに留意する。</u></p> <p>(1) <u>特例事業受贈者が一の贈与者から特例対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、その2以上の事業の合計額により行うこと。</u></p> <p>(2) <u>特例事業受贈者が特例受贈事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合における当該別の事業に係る金額は、上記の判定に含まれないこと。</u></p> <p><u>(措置法第70条の6の8第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)</u></p> <p><u>70の6の8—65 措置法第70条の6の8第17項第1号の「特例受贈事業用資産の全ての譲渡等」の意義については、70の6の8—60(措置法第70条の6の8第16項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等))を準用する。</u></p> <p><u>(特例受贈事業用資産に係る事業の廃止の意義)</u></p> <p><u>70の6の8—66 措置法第70条の6の8第17項第2号の「事業の廃止をした場合」とは、特例受贈事業用資産に係る事業の全てを廃止した場合をいうのであるから、特例事業受贈者が一の贈与者から特例対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産に係る事業が2以上ある場合において、その一部の事業を廃止したときは、同項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>(注) <u>事業の全てを廃止したかどうかの判定は、特例事業受贈者に係る贈与者の異なるものごとに行うことに留意する。</u></p> <p><u>(免除申請贈与税額の基礎となる金額の計算)</u></p> <p><u>70の6の8—67 措置法第70条の6の8第17項に規定する免除申請贈与税額の基礎となる同項各号イの金額の計算については、次の取扱いに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前									
<p>(1) 同項各号イの「特例受贈事業用資産の時価に相当する金額」は、評価基本通達の定めにより算定する。</p> <p>(2) 同項第1号イの「譲渡等の対価の額」の意義については、70の6の8—39((特例受贈事業用資産の譲渡の対価の額の意義))を準用する。</p> <p>(3) 納税猶予分の贈与税額の計算に当たり措置法令第40条の7の8第8項の「特例受贈事業用資産の価額から控除した金額」がある場合には、当該控除した金額を措置法第70条の6の8第17項第1号イに規定する譲渡等の対価の額又は同項第2号イの特例受贈事業用資産の時価に相当する金額から控除する。</p> <p><u>(措置法第70条の6の8第17項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限)</u></p> <p><u>70の6の8—68 特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第17項の規定の適用を受ける場合には、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、中欄に掲げる金額に相当する贈与税については右欄に掲げる日から2月を経過する日(当該右欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該特例事業受贈者が死亡した場合には、当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該特例事業受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <table border="1" data-bbox="174 805 1093 1010"> <thead> <tr> <th>場合</th> <th>金額</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 措置法第70条の6の8第17項第1号に掲げる場合</td> <td>同号イ及びロに掲げる金額の合計額</td> <td>同号の譲渡等をした日</td> </tr> <tr> <td>(2) 措置法第70条の6の8第17項第2号に掲げる場合</td> <td>同号イ及びロに掲げる金額の合計額</td> <td>同号の事業の廃止をした日</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の6の8—69 特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第18項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第20項の申請期限(以下70の6の8—69において「申請期限」という。)までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同条第18項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 申請期限までに措置法第70条の6の8第18項に規定する申請書の提出がなかった場合のようによ規定は設けられていない。</u></p> <p><u>(債務処理計画が成立した日の意義)</u></p>	場合	金額	日	(1) 措置法第70条の6の8第17項第1号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日	(2) 措置法第70条の6の8第17項第2号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の事業の廃止をした日	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
場合	金額	日								
(1) 措置法第70条の6の8第17項第1号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日								
(2) 措置法第70条の6の8第17項第2号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の事業の廃止をした日								



改正後	改正前
<p><u>70の6の8—70</u> 措置法第70条の6の8第18項に規定する「債務処理計画が成立した日」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が、措置法第70条の6の8第16項第1号に規定する債務処理計画の策定の支援を含む特例受贈事業用資産に係る事業の再生を支援する場合において、対象となる債権者全員が再生計画に同意する旨の書面を提出した日をいうことに留意する。</p>	
<p><u>(認可決定日後に確定事由が生じた場合)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の8—71</u> 措置法第70条の6の8第18項に規定する認可決定日以後同条第21項の規定による通知が発せられた日（以下70の6の8—71において「通知日」という。）前に、同条第3項各号に掲げる場合に該当することとなった場合、同条第4項の場合に該当することとなった場合及び同条第11項の規定の適用があった場合並びに当該通知日前に同条第12項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあった場合には、同条第18項の規定の適用がないことに留意する。</p>	
<p><u>(再計算猶予中贈与税額の計算)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の8—72</u> 措置法第70条の6の8第19項に規定する再計算猶予中贈与税額の計算については、次の取扱いに留意する。</p> <p>(1) 同項の「特例受贈事業用資産の認可決定日における価額」は、評価基本通達の定めにより算定する。</p> <p>(2) 納税猶予分の贈与税額の計算に当たり措置法令第40条の7の8第8項の「特例受贈事業用資産の価額から控除した金額」がある場合には、当該金額を措置法第70条の6の8第19項の特例受贈事業用資産の認可決定日の価額から控除する。</p>	
<p><u>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</u></p>	(新設)
<p><u>70の6の8—73</u> 措置法令第40条の7の8第37項の規定は、措置法第70条の6の8第16項又は第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、同条第22項に規定する納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第21項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第16項又は第17項に規定する免除申請贈与税額（以下70の6の8—74までにおいて「免除申請贈与税額」という。）を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第21項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに</p>	

改正後	改正前
<p>留意する。</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の7の8第37項の規定により計算した延滞税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p> <p>(免除申請があった場合の利子税の計算)</p> <p>70の6の8—74 措置法令第40条の7の8第38項の規定は、措置法第70条の6の8第16項又は第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第21項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の7の8第38項の規定により計算した利子税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2以上の贈与者がある場合の担保の取扱い)</p> <p>70の6の8—75 特例受贈事業用資産に係る贈与者が2以上ある場合、措置法第70条の6の8第1項に係る担保の提供手続き、同条第12項に係る納税猶予の期限の繰上げの取扱いに当たっては、贈与者の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>[措置法第70条の6の9(個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係]</p>	<p>(新設)</p>
<p>(措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈事業用資産の価額の計算)</p> <p>70の6の9—1 措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈事業用資産の価額の計算については、次の取扱いに留意する。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>特例受贈事業用資産の価額は、特例対象贈与の時（措置法第70条の6の8第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による場合には、前の贈与者が行った前の贈与の時）における当該特例受贈事業用資産の価額によるが、措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日における当該特例受贈事業用資産の価額による。</u></p> <p><u>(注) 1 「前の贈与者」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める者に当該特例受贈事業用資産の贈与をした者をいう（以下70の6の9—4までにおいて同じ。）。</u></p> <p><u>イ 贈与者に対する措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の同条第14項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用に係るもの（以下このイにおいて「免除対象贈与」という。）である場合 特例受贈事業用資産に係る免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた者</u></p> <p><u>ロ イに掲げる場合以外の場合 贈与者</u></p> <p><u>2 「前の贈与」とは、(注) 1のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める者に対する当該特例受贈事業用資産の贈与をいう（以下70の6の9—4までにおいて同じ。）。</u></p> <p>(2) <u>納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の6の8第2項第3号に規定する納税猶予分の贈与税額をいい、同条第18項の規定の適用があった場合には、同条第19項に規定する再計算猶予中贈与税額とする。以下70の6の9—1において同じ。）の計算において同条第2項第3号の債務の金額が控除された場合には、(1)の価額に次の算式による割合を乗じて計算した価額による。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{A-B}{A}$ <p><u>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p><u>A＝納税猶予分の贈与税額の計算に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額</u></p> <p><u>B＝納税猶予分の贈与税額の計算において控除された同条第2項第3号の債務の金額</u></p> <p><u>2 上記により計算した価額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>「相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈事業用資産」には、措置法令第40条の7の8第18項の届出に係る特例受贈事業用資産が含まれる。</u></p> <p><u>(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した特例受贈事業用資産)</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>70の6の9—2 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与者が死亡した場合(70の6の9—3に掲げる場合を除く。)</u>において、<u>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しているときの当該死亡に係る相続税の課税関係は、次の区分に応じ、それぞれに定めるところによることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号イ(暦年課税)の規定により計算している場合</u></p> <p><u>当該贈与者の死亡(当該適用に係る特例対象贈与後3年以内の死亡に限る。)の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、特例事業受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第19条の規定により、特例対象贈与の時における価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該特例受贈事業用資産は、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p>(2) <u>納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号ロ(相続時精算課税)の規定により計算している場合</u></p> <p><u>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、特例対象贈与の時における価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該特例受贈事業用資産は、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p>(注) 1 <u>当該贈与者の死亡の時にあって、現に措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けている特例受贈事業用資産は、措置法第70条の6の9第1項の規定により特例事業受贈者が当該贈与者から相続(当該特例事業受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には遺贈)により取得をしたものとみなされ、特例対象贈与の時(措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日)の価額を基礎として計算した価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該特例受贈事業用資産は、措置法第70条の6の10第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用対象となることに留意する。</u></p> <p>2 <u>当該特例受贈事業用資産のうち、措置法第70条の6の8第14項又は第16項から第18項までの規定により免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分については、上記(1)及び(2)の規定</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の適用はないことに留意する。なお、「免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」の意義については、70の6の8—57を参照。</u></p> <p><u>(免除対象贈与を行った贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した特例受贈事業用資産)</u></p> <p><u>70の6の9—3 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与者(同項の規定の適用を受けている特例事業受贈者に限る。)が死亡した場合において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しているときの当該死亡に係る相続税の課税関係は、次の区分に応じ、それぞれに定めるところによることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号イの規定(暦年課税)により計算している場合</u></p> <p><u>当該贈与者の死亡(当該適用に係る特例対象贈与後3年以内の死亡に限る。)の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、特例事業受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第19条の規定により、特例対象贈与の時における価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該特例受贈事業用資産は、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p><u>(2) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号ロの規定(相続時精算課税)により計算している場合</u></p> <p><u>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、特例対象贈与の時における価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該特例受贈事業用資産は、措置法第70条の6の8第10項の規定の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該特例受贈事業用資産のうち、措置法第70条の6の8第14項又は第16項から第18項までの規定により免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分については、上記(1)及び(2)の規定の適用はないことに留意する。なお、「免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」の意義については、70の6の8—57を参照。</u></p> <p><u>(買換えの承認に係る特例受贈事業用資産)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>70の6の9-4 特例受贈事業用資産の譲渡につき措置法第70条の6の8第5項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の特例事業受贈者の事業の用に供される資産（以下70の6の9-4において「買換資産」という。）を取得する前に贈与者（前の贈与者を含む。）が死亡したときにおける当該承認に係る譲渡をした特例受贈事業用資産に係る相続税の課税に当たっては、当該特例受贈事業用資産は、同項の規定により譲渡がなかったものとみなされることから、措置法第70条の6の9第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされ、当該譲渡に係る特例受贈事業用資産の贈与（前の贈与者にあつては前の贈与）の時（措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日）の価額を基礎として計算した価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることに留意する。</u></p> <p><u>（注） 上記の譲渡に係る特例受贈事業用資産について、措置法第70条の6の10第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、同条第30項において読み替えて適用する同条第1項の規定により当該特例受贈事業用資産は、相続又は遺贈により取得をした同条第2項第1号に規定する特定事業用資産に含まれることから相続税の納税猶予の適用を受けることができることとなる。</u></p> <p><u>なお、この場合において、当該譲渡があつた日から1年以内に買換資産を取得しなかつたときには、その譲渡があつた日から1年を経過する日において譲渡があつたものとみなされ、当該譲渡に係る特例受贈事業用資産の価額に対応する部分の相続税の納税猶予税額は、納付を要することに留意する。</u></p> <p><u>〔措置法第70条の6の10（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）関係〕</u></p> <p><u>（特例事業用資産の取得の意義等）</u></p> <p><u>70の6の10-1 措置法第70条の6の10第1項の適用対象となる同条第1項に規定する被相続人（以下70の6の10-58までにおいて「被相続人」という。）からの相続又は遺贈による同条第2項第1号に規定する特定事業用資産（以下70の6の10-48までにおいて「特定事業用資産」という。）の全ての取得は、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の相続又は遺贈による取得で、次に掲げるものに限られることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 最初の同項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得</u></p> <p><u>(2) (1)の取得の日から1年を経過する日までの相続又は遺贈による取得</u></p> <p><u>（注） 1 被相続人が2以上の事業を営んでいる場合における特定事業用資産の全ての取得をした</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>かどうかの判定は、その事業ごとに行うことに留意する。</p> <p>2 措置法第70条の6の10第1項に規定する相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある特定事業用資産が同項に規定する特例事業用資産（以下70の6の10—64までにおいて「特例事業用資産」という。）に該当することに留意する。</p> <p>3 措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする者が、同項の規定の適用に係る相続の開始前に贈与により取得をした同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、70の6の10—1(2)中「(1)の取得の日」とあるのは「最初の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日」となることに留意する。</p> <p>4 被相続人からの相続又は遺贈が「最初の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈」に該当するかどうかの判定は、当該相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続又は遺贈に係る特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産につき既に同項の規定の適用に係る相続若しくは遺贈又は措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与を受けていないかどうかにより行うことに留意する。</p> <p>5 措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈事業用資産に係る当該取得については、上記の期間内の相続又は遺贈による取得に限られないことに留意する。</p> <p><u>(相続税の納税猶予及び免除の対象とならない資産)</u></p> <p>70の6の10—2 措置法第70条の6の10第1項の適用対象となる特定事業用資産には、次に掲げる資産は含まれないことに留意する。</p> <p>(1) 相続税法第19条の規定の適用を受ける資産（措置法令第40条の7の10第3項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。）</p> <p>(2) 相続時精算課税の適用を受ける資産（措置法令第40条の7の10第3項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。）</p> <p>(3) 措置法令第40条の7の8第42項の規定の適用を受ける資産</p> <p><u>(代償分割により取得をした資産についての相続税の納税猶予及び免除の不適用)</u></p> <p>70の6の10—3 遺産の分割に当たり、遺産の代償として取得した他の共同相続人の所有に属する資</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>産は、被相続人が相続の開始の直前に有していたものではないので、措置法第70条の6の10第1項の規定による納税猶予の対象となる特定事業用資産に該当しないことに留意する。</p> <p><u>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</u></p> <p><u>70の6の10—4</u> 特例対象贈与により取得をした特定事業用資産の受贈者が、70の6の8—4（(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)の(1)イ(4)又はロに該当し措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けることができない場合であっても、当該特例対象贈与により取得をした特定事業用資産は措置法令第40条の7の10第3項の規定により当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第40条の7の8第42項の規定の適用を受ける特定事業用資産については、措置法令第40条の7の8第3項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p><u>(第2次特例事業相続人がある場合の第1次特例事業相続人に係る相続税の納税猶予及び免除の適用要件)</u></p> <p><u>70の6の10—5</u> 措置法令第40条の7の10第4項に規定する第2次特例事業相続人等（以下70の6の10—5において「第2次特例事業相続人等」という。）がある場合の同項に規定する第1次特例事業相続人等（以下70の6の10—5において「第1次特例事業相続人等」という。）に係る措置法第70条の6の10第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6の10第1項の適用対象となる特定事業用資産は、第2次特例事業相続人等が第1次特例事業相続人等からの相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をしたものに限られること。</p> <p>(2) 担保は、第2次特例事業相続人等が第1次特例事業相続人等からの相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、第2次特例事業相続人等に係る納税猶予分の相続税の額に相当するものの提供をすればよいこと。</p> <p><u>(申告期限前に全部確定事由が生じた場合)</u></p> <p><u>70の6の10—6</u> 相続の開始の日の翌日から相続税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の6の10第3項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合には、当該相続に係る特定事業用資産について同条第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



改正後	改正前
<p><u>(相次相続控除の算式)</u></p> <p><u>70の6の10—7 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20—3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、相続税法基本通達20—3中のAは、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、同条第15項又は第17項から第19項までの規定により免除された相続税額以外の税額に限ることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</u></p> <p><u>70の6の10—8 措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について特例事業用資産の評価又は税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)については、70の6の8—9((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(担保の提供等)</u></p> <p><u>70の6の10—9 措置法第70条の6の10第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(相続税の額に相当する担保)</u></p> <p><u>70の6の10—10 措置法第70条の6の10第1項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</u></p> <p><u>なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、同項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限における特例事業相続人等の平均余命年数を納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(被相続人の事業の意義等)</u></p> <p><u>70の6の10—11 被相続人(生計一親族等を含む。)の事業の意義等については、70の6の8—12((贈与者の事業の意義等))を準用する。</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>(注) 「生計一親族等」とは、当該被相続人と生計を一にする配偶者その他の親族及び措置法令第40条の7の10第5項に規定する者をいう（以下70の6の10—15までにおいて同じ。）。</p> <p><u>(被相続人の事業の用に供されていた資産)</u></p> <p><u>70の6の10—12 措置法第70条の6の10第2項第1号イからハマまでに定める資産が被相続人(生計一親族等を含む。)の事業の用に供されていた資産に該当するかどうかは、当該資産が同条第1項の規定の適用に係る相続の開始の直前において現実に事業の用に供されていたかどうかで判定するのであるが、当該事業の用に供されていた資産には、災害、疾病等のため、当該相続の開始の直前において一時的に当該事業の用に供されていないものが含まれることに留意する。</u></p> <p>(注) 被相続人が措置法令第40条の7の10第1項第2号に定める者に該当する場合における上記の判定は、当該被相続人に係る生計一親族等(同項第1号に定める者に限る。)の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始(当該被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした特定事業用資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする者が、当該相続の開始の直前に生計一親族等(措置法令第40条の7の8第1項第1号に定める者に限る。)から特例対象贈与により取得をした当該特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、当該生計一親族等に係る特例対象贈与。以下70の6の10—13において同じ。)の直前における現況により行うことに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特定事業用資産の基準となる貸借対照表)</u></p> <p><u>70の6の10—13 措置法第70条の6の10第1項の規定の対象となる特定事業用資産は、次に掲げる被相続人の区分に応じ、それぞれに定める貸借対照表に計上されているものに限られることに留意する。</u></p> <p>(1) 措置法令第40条の7の10第1項第1号に定める被相続人 当該被相続人の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する年の前年分の事業所得(所得税法第27条第1項((事業所得))に規定する事業所得をいう。以下70の6の10—56までにおいて同じ。)に係る青色申告書(同法第2条第1項第40号に規定する青色申告書をいい、措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限る。以下70の6の10—13において同じ。)の貸借対照表</p> <p>(2) 措置法令第40条の7の10第1項第2号に定める被相続人 当該被相続人に係る生計一親族等(同項第1号に定める者に限る。)の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(注) (1)に掲げる被相続人又は(2)に定める生計一親族等の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始の直前において事業の用に供されていた措置法第70条の6の8第2項第1号イからハまでに規定する資産であっても、当該相続の開始の日の属する年中に取得をした資産など(1)又は(2)に定める貸借対照表に計上されていない資産については、特定事業用資産に該当しないことに留意する。</p>	
<p><u>(特定事業用資産に該当する宅地等の範囲)</u>  70の6の10—14 70の6の8—15((贈与者の事業の用に供されていた宅地等の範囲))及び70の6の8—16((使用人の寄宿舎等の敷地等))は、措置法第70条の6の10第2項第1号イに掲げる宅地等(以下70の6の10—48までにおいて「宅地等」という。)及び同号ロに掲げる建物(以下70の6の10—48までにおいて「建物」という。)が特定事業用資産に該当するかどうかの判定について準用する。</p>	(新設)
<p><u>(店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除等の適用を受けたものの事業の用に供されていた部分の範囲)</u>  70の6の10—15 店舗兼住宅等(被相続人(生計一親族等を含む。)の事業の用に供されていた建物のうちに当該事業の用以外の用に供されていた部分のある建物及び当該建物の敷地の用に供されていた宅地等をいう。)で、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する年の前年以前にされたその持分の贈与につき相続税法第21条の6第1項の規定による贈与税の配偶者控除の適用を受け若しくは受けようとするもの(相続税法基本通達21の6—3のただし書の取扱いを適用して贈与税の申告がされたもの若しくはされるものに限る。)又は当該相続の開始の日の属する年に被相続人からのその持分の贈与につき相続税法第19条第2項第2号の規定により特定贈与財産に該当することとなったもの(相続税法基本通達19—10の後段の取扱いを適用して相続税の申告がされたものに限る。)であっても、措置法令第40条の7の10第6項及び第8項に規定する当該被相続人の当該事業の用に供されていた部分の判定は、当該相続の開始の直前における現況によって行うことに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈事業用資産がある場合の限度面積要件)</u>  70の6の10—16 特例事業受贈者が措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の6の10—16において同じ。)の規定により贈与者から相続又は遺</p>	(新設)

改正後	改正前
<p>贈により取得をしたものとみなされた特例受贈事業用資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける場合には、同条第2項第1号イに定める宅地等に係る限度面積は400㎡から当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして贈与税の申告書に記載した同条第2項第1号イの宅地等（以下70の6の10—16において「贈与取得宅地等」という。）の面積を控除した面積となり、措置法第70条の6の10第2項第1号ロに定める建物に係る限度面積は800㎡から当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして贈与税の申告書に記載した同条第2項第1号ロの建物（以下70の6の10—16において「贈与取得建物」という。）の床面積を控除した面積となるのであるが、この場合には、次の取扱いに留意する。</p> <p>(1) 当該特例事業受贈者が当該贈与取得宅地等又は当該贈与取得建物の全部又は一部について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けない場合（当該贈与者の死亡の日前に当該贈与取得宅地等又は当該贈与取得建物に係る贈与税の全部又は一部について納税猶予の期限が確定している場合を含む。）であっても、当該特例事業受贈者が措置法第70条の6の9第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた他の特例受贈事業用資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける場合には、当該贈与取得宅地等の面積又は当該贈与取得建物の床面積については、上記により控除される。</p> <p>(2) 当該特例事業受贈者が当該贈与取得宅地等又は当該贈与取得建物につき行った措置法第70条の6の8第5項の譲渡又は第6項の移転につき同条第5項又は第6項の承認を受けている場合における上記の控除すべき面積又は床面積は、当該譲渡又は移転をした当該贈与取得宅地等の面積又は当該贈与取得建物の床面積による。</p> <p>（個人の事業用資産についての納税猶予及び免除と小規模宅地等の特例を重複適用する場合）</p> <p><u>70の6の10—17</u> 被相続人から相続又は遺贈により取得をした措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等（以下70の6の10—18までにおいて「小規模宅地等」という。）について同項の規定の適用を受ける者がいる場合の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用については、その者が適用を受ける措置法第69条の4第1項に規定する選択特例対象宅地等（以下70の6の10—17において「選択特例対象宅地等」という。）の次の区分に応じ、それぞれに定めるところによることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等である選択特例対象宅地等である場合 当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした特定事業用資産については、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けることはできない。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 措置法第69条の4第3項第3号に規定する特定同族会社事業用宅地等(以下70の6の10—17において「特定同族会社事業用宅地等」という。)である選択特例対象宅地等である場合(3に掲げる場合に該当する場合を除く。) 次の算式により計算した面積が限度面積となる。</p> <p>(算式)</p> <p><math>400\text{m}^2 - \text{当該特定同族会社事業用宅地等の面積の合計}</math></p> <p>(3) 措置法第69条の4第3項第4号に規定する貸付事業用宅地等(以下70の6の10—17において「貸付事業用宅地等」という。)である選択特例対象宅地等である場合 次の算式により計算した面積が限度面積となる。</p> <p>(算式)</p> <p><math>400\text{m}^2 - 2 \times \left( A \times \frac{200}{330} + B \times \frac{200}{400} + C \right)</math></p> <p>(注) 1 措置法第70条の6の10第2項第1号イに定める限度面積要件を満たす特例事業用資産である宅地等又は選択特例対象宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば次のとおりとなる。</p> <p>(算式)</p> <p><math>A \times \frac{200}{330} + (B + D) \times \frac{200}{400} + C \leq 200\text{m}^2</math></p> <p>2 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>A = 措置法第69条の4第3項第2号に規定する特定居住用宅地等(以下70の6の10—17において「特定居住用宅地等」という。)である選択特例対象宅地等の面積の合計</p> <p>B = 特定同族会社事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積の合計</p> <p>C = 貸付事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積の合計</p> <p>D = 特例事業用資産である宅地等の面積の合計</p> <p>(4) 特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等である場合(3に掲げる場合に該当する場合を除く。) <math>400\text{m}^2</math>が限度面積となる。</p> <p>(個人の事業用資産についての納税猶予及び免除、小規模宅地等の特例又は特定計画山林の特例を重複適用する場合に限度面積要件等を満たさないとき)</p> <p>70の6の10—18 小規模宅地等、措置法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林(以下70の6の10—18において「選択特定計画山林」という。)又は特例事業用資産のうち宅地等(以下70の6</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>の10—18において「猶予対象宅地等」という。)について、措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を重複して受けようとする場合において、その猶予対象宅地等の面積が同条第2項第1号イに規定する限度面積(70の6の10—17参照)を超えるとき又はその選択特定計画山林の価額が措置法第69条の5第5項(措置法令第40条の2の2第9項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する限度額(69の5—12参照)を超えるときは、その猶予対象宅地等について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注)1 上記の限度面積を超える場合における当該小規模宅地等又は上記の限度額を超える場合における当該小規模宅地等及び当該選択特定計画山林は、その全てについて措置法第69条の4第1項及び第69条の5第1項の適用もないことに留意する(69の4—12及び69の5—13参照)。</p> <p>なお、この場合、その小規模宅地等又は選択特定計画山林については、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度面積又は当該限度額を超えないこととなったときは、措置法第69条の4第1項又は第69条の5第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>2 上記の「猶予対象宅地等」には、措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈事業用資産のうち同条第2項第1号イに掲げるものを含むことに留意する。</p> <p><u>(特定事業用資産である減価償却資産に該当するリース資産)</u></p> <p><u>70の6の10—19</u> 70の6の8—19((特定事業用資産に該当するリース資産))は、リース資産(所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産をいう。)が措置法第70条の6の10第2項第1号ハに定める減価償却資産に該当するかどうかの判定について準用する。</p> <p><u>(相続の開始の直前において事業に従事していたこと)</u></p> <p><u>70の6の10—20</u> 70の6の8—20((3年以上事業に従事していたこと))は、被相続人から相続又は遺贈により特定事業用資産を取得した者が、措置法第70条の6の10第2項第2号ロに規定する当該特定事業用資産に係る事業に従事していたかどうかの判定について準用する。</p> <p>(注) 被相続人が60歳未満で死亡した場合には、上記の要件は不要とされることに留意する。</p> <p><u>(納税猶予の対象とならない資産保有型事業の意義)</u></p> <p><u>70の6の10—21</u> 措置法第70条の6の10第2項第2号ホの要件を判定する場合において、特定事業用</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>資産に係る事業が同項第4号に規定する資産保有型事業に該当するかどうかの判定は、同条第1項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する年の前年1月1日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日において次の算式を満たすかどうかにより行うことに留意する。</p> <p>(算式)</p> $\frac{B+C}{A+C} \geq \frac{70}{100}$ <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>A＝当該いずれかの日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額</p> <p>B＝当該いずれかの日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の8の8第8項に規定するものをいう。以下70の6の10—21において同じ。）の帳簿価額の合計額</p> <p>C＝当該いずれかの日以前5年以内において特別関係者（特例事業相続人等と措置法令第40条の7の8第15項に規定する特別の関係がある者をいう。以下70の6の10—21において同じ。）が当該特例事業相続人等から受けた措置法第70条の6の8第4号ハに規定する必要経費不算入対価等（以下70の6の10—21において「必要経費不算入対価等」という。）の合計額</p> <p>2 上記算式中の金額の算定については、次の取扱いに留意する。</p> <p>(1) 上記Cの金額の算定に当たり、特定事業用資産に係る事業に従事したことその他の事由により特別関係者が支払を受けた対価又は給与の金額がある場合で、当該対価又は給与の金額が、最初の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始の時（当該相続の開始の時に措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与により取得をした当該事業と同一の事業に係る他の資産について同項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、最初の同項の規定の適用に係る贈与の時。以下70の6の10—21において同じ。）前又は当該相続の開始の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を当該相続の開始の日からその年の12月31日までの日数がそれぞれその年の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。なお、必要経費不算入対価等の意義については、70の6の8—23（必要経費不算入対価等の意義）を参照。</p>	

改正後	改正前
<p>(2) <u>上記算式による判定は特定事業用資産に係る事業について行うことから、特例事業相続人等が特定事業用資産に係る事業以外の事業（以下70の6の10—21において「特例対象外事業」という。）を行っている場合には、当該特例対象外事業の用に供される資産及び当該特例事業相続人等の特別関係者が当該特例対象外事業に従事したことその他の事由により支払を受けた対価又は給与の金額は、上記の算式に算入されない。</u></p> <p>(3) <u>特例事業相続人等が被相続人から措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合における上記算式中の各金額は、その2以上の事業の合計による。</u></p> <p>3 <u>特例事業相続人等の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の措置法規則第23条の8の9第5項において準用する措置法規則第23条の8の8第7項に規定する事由が生じたことにより、当該いずれかの日において当該特定事業用資産に係る事業が上記算式を満たした場合には、当該いずれかの日から同日以後6月を経過する日までの期間は、資産保有型事業の判定に係る上記の期間から除かれることに留意する。</u></p> <p><u>(納税猶予の対象とならない資産運用型事業の意義)</u></p> <p><u>70の6の10—22 措置法第70条の6の10第2項第2号ホの要件を判定する場合において、特定事業用資産に係る事業が同項第5号に規定する資産運用型事業に該当するかどうかの判定は、相続の開始の日の属する年の前年1月1日から当該相続の開始の日の属する年の12月31日までの間のいずれかの年において次の算式を満たすかどうかにより行うことに留意する。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{B}{A} \geq \frac{75}{100}$ <p>(注) 1 <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p><u>A＝当該いずれかの年における総収入金額</u></p> <p><u>B＝当該いずれかの年における特定資産の運用収入の合計額</u></p> <p>2 <u>特例事業相続人等の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の措置法規則第23条の8の9第6項において準用する措置法規則第23条の8の8第9項に規定する事由が生じたことにより、当該いずれかの年において当該特定事業用資産に係る事業が上記算式を満たした場合には、当該いずれかの年の1月1日からその翌年12月31日までの期間は、資産運用型事業の判定に係る上記の期間から除かれることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>



改正後	改正前
<p>3 70の6の10—21(注)2は、資産運用型事業の判定を行う場合について準用する。</p> <p><u>(特例事業用資産に係る事業に関するものと認められる債務の意義)</u></p> <p><u>70の6の10—23 措置法第70条の6の10第2項第3号に規定する納税猶予分の相続税額(以下70の6の10—64までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。)の計算をする場合における措置法令第40条の7の10第10項第3号の「特例事業用資産に係る事業に関する債務」の意義については、70の6の8—25((特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められる債務の意義))を準用する。</u></p> <p><u>(注) 70の6の8—25(注)(1)から(3)までに掲げるもののほか、被相続人に係る葬式費用も同号の「特例事業用資産に係る事業に関する債務」に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(事業を廃止した場合の意義)</u></p> <p><u>70の6の10—24 措置法第70条の6の10第3項第1号の「事業を廃止した場合」の意義については、70の6の8—28((事業を廃止した場合の意義))を準用する。</u></p> <p><u>(確定事由となる資産保有型事業又は資産運用型事業の意義)</u></p> <p><u>70の6の10—25 措置法第70条の6の10第3項第2号の要件を判定する場合には、70の6の10—21((納税猶予の対象とならない資産保有型事業の意義))及び70の6の10—22((納税猶予の対象とならない資産運用型事業の意義))を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、70の6の10—21中「相続の開始の日の属する年の前年1月1日」とあるのは「相続税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の6の10第4項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、70の6の10—22中「特例対象贈与の日の属する年の前年1月1日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「の開始の日の属する年の12月31日」とあるのは「に係る措置法第70条の6の10第4項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年12月31日」となることに留意する。</u></p> <p><u>(性風俗関連特殊営業に該当することとなった日の意義)</u></p> <p><u>70の6の10—26 措置法第70条の6の10第3項第2号の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に「該当することとなった日」の意義については、70の6の8—30((性風俗関連特殊営業に該当することとなった日の意義))を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(事業所得の総収入金額が零となった場合)</u></p> <p><u>70の6の10—27 措置法第70条の6の10第3項第3号の「当該事業に係る事業所得の総収入金額が零となった場合」の判定については、70の6の8—31((事業所得の総収入金額が零となった場合))を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(特例事業相続人等が個人の事業用資産についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限)</u></p> <p><u>70の6の10—28 措置法第70条の6の10第3項第6号の規定に該当することによる納税の猶予に係る期限は、同条第1項の規定の適用を受けている特例事業相続人等から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった日から2月を経過する日(当該届出書の提出があった日から当該2月を経過する日までの間に当該特例事業相続人等が死亡した場合には、当該特例事業相続人等の相続人(包括受遺者を含む。)が当該特例事業相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)となることから、当該納税猶予に係る相続税の額及び当該相続税の額に係る利子税の額の納付の有無に関わらず、当該2月を経過する日に確定することに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(特例事業用資産の譲渡等の判定)</u></p> <p><u>70の6の10—29 措置法第70条の6の10第4項又は第5項の規定を適用する場合における特例事業用資産の譲渡又は贈与(以下70の6の10—60までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の7の10第37項及び第38項の規定により行うことに留意する。</u></p> <p><u>(注) なお、特例事業用資産を措置法第70条の6の10第15項第2号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</u></p> <p><u>70の6の10—30 措置法第70条の6の10第4項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、同項の規定に該当する直前の猶予中相続税額(同項に規定する猶予中相続税額をいう。以下70の6の10—66までにおいて同じ。)に、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。</u></p> <p><u>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>事業の用に供されなくなった特例事業用資産の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける価額</u></p> <p><u>当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例事業用資産の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける価額</u></p> <p>(注) 1 「当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例事業用資産」には、措置法令第40条の7の10第15項の届出に係る特例事業用資産が含まれることに留意する。</p> <p>2 「事業の用に供されなくなった特例事業用資産」には、災害、疾病等のためやむを得ず一時的に当該事業の用に供されていない特例事業用資産は含まれないことに留意する。</p> <p>3 措置法第70条の6の10第19項の規定の適用を受けた場合における上記算式中の「相続の開始の時ににおける価額」は、同項に規定する認可決定日における価額となることに留意する。</p> <p><u>(廃棄に係る届出書が届出期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の6の10—31 70の6の8—36((廃棄に係る届出書が届出期限までに提出されない場合等))は、特例事業相続人等が措置法令第40条の7の10第15項の規定の適用を受けようとする場合に準用する。</u></p> <p><u>(特例事業用資産の処分によって得た対価がある場合)</u></p> <p><u>70の6の10—32 70の6の8—37((特例受贈事業用資産の処分によって得た対価がある場合))は、措置法令第40条の7の10第15項の事由による特例事業用資産の処分によって得た対価がある場合について準用する。</u></p> <p><u>(買換承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の6の10—33 70の6の8—38((買換承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等))は、特例事業相続人等が措置法第70条の6の10第5項の規定の適用を受けようとする場合に準用する。</u></p> <p><u>(特例事業用資産の譲渡の対価の額の意義)</u></p> <p><u>70の6の10—34 措置法第70条の6の10第5項の納税地の所轄税務署長の承認(以下70の6の10—39までにおいて「買換承認」という。)に係る同項の特例事業用資産の譲渡の対価の額の意義については、70の6の8—39((特例受贈事業用資産の譲渡の対価の額の意義))を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(買換資産の取得の意義等)</u>  <u>70の6の10—35 措置法第70条の6の10第5項に規定する特例事業相続人等の事業の用に供される資産(以下70の6の10—39までにおいて「買換資産」という。)の取得の意義等については、70の6の8—40((買換資産の取得の意義等))を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(仲介料、登記費用等の費用)</u>  <u>70の6の10—36 70の6の8—41((仲介料、登記費用等の費用))は、措置法第70条の6の10第5項の規定による買換承認を受けている場合において同項に規定する特例事業用資産の譲渡又は買換資産の取得に要した仲介料、登記費用等の費用の取扱いについて準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(特例事業用資産とみなされる買換資産の意義)</u>  <u>70の6の10—37 措置法第70条の6の10第5項第3号の規定により特例事業用資産とみなされる買換資産の意義については、70の6の8—42((特例受贈事業用資産とみなされる買換資産の意義))を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(買換承認に係る1年を経過する日までに特例事業相続人等が死亡した場合)</u>  <u>70の6の10—38 措置法第70条の6の10第5項の買換承認を受けた特例事業相続人等が、当該買換承認に係る特例事業用資産の譲渡があった日から1年を経過する日までに死亡した場合には、納税猶予期限は確定せず、同条第15項の規定により相続税は免除されることに留意する。</u>  <u>(注)1 上記の場合において、当該特例事業相続人等がその死亡の日までに買換資産の取得をし、かつ、措置法規則第23条の8の9第8項において準用する措置法規則第23条の8の8第11項の書類を提出することなく死亡したときであっても、当該特例事業相続人等の相続人(包括受遺者を含む。)は当該書類の提出を要しないことに留意する。</u>  <u>2 上記の場合における当該特例事業相続人等に係る相続税の課税に当たっては、当該譲渡をした特例事業用資産は相続財産を構成せず、当該特例事業相続人等が相続開始の時において有していた財産が相続税の課税価格計算の基礎となることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(譲渡の対価の額の全部又は一部が買換資産の取得に充てられていない場合における事業の用に供されなくなった部分の計算)</u>  <u>70の6の10—39 措置法第70条の6の10第5項第2号の規定により、同号の「当該譲渡があった日か</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>ら1年を経過する日」において特例事業相続人等の事業の用に供されなくなったものとみなされる買換承認に係る特例事業用資産の部分は、次の算式により計算した部分によることに留意する。</p> <p>(算式)</p> $A \times \frac{B-C}{B}$ <p>(注)1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>A = 買換承認に係る特例事業用資産の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける価額</p> <p>B = 買換承認に係る特例事業用資産の譲渡の対価の額</p> <p>C = 買換資産の取得価額</p> <p>2 措置法第70条の6の10第19項の規定の適用を受けた場合における上記Aの「相続の開始の時ににおける価額」は、同項に規定する認可決定日における価額となることに留意する。</p> <p>3 上記Bの「譲渡の対価の額」及びCの「取得価額」については、70の6の10—34及び36の取扱いに留意する。</p>	
<p>(現物出資承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)</p> <p>70の6の10—40 70の6の8—45(現物出資承認に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等))は、特例事業相続人等が措置法第70条の6の10第6項の規定の適用を受けようとする場合に準用する。</p>	(新設)
<p>(措置法第70条の6の10第6項の規定の適用を受けるための移転)</p> <p>70の6の10—41 特例事業相続人等が措置法第70条の6の10第6項の規定の適用を受けようとする場合において、会社の設立に伴う現物出資により同条第1項の規定の適用を受けている特例事業用資産の全ての移転をしたかどうかの判定については、70の6の8—46(措置法第70条の6の8第6項の規定の適用を受けるための移転))を準用する。</p>	(新設)
<p>(現物出資承認を受けた後における確定事由)</p> <p>70の6の10—42 特例事業相続人等が措置法第70条の6の10第6項の承認(以下70の6の10—43において「現物出資承認」という。)を受けた場合には、当該特例事業相続人等に係る相続税の納税猶予の期限が到来する事由については、同条第3項及び第4項の規定は適用されず、措置法令第40条の7の10第25項において準用する措置法第70条の7の2第5項及び第15項(措置法第70条の7の6</p>	(新設)

改正後	改正前
<p>第11項において準用する場合を含む。)の規定によることに留意する。</p> <p><u>(注) 1 この場合においては、70の7の2—18((対象非上場株式等の譲渡等の判定))～30(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算))を準用する。</u></p> <p><u>2 納税猶予の期限が到来した場合における利子税の納付については、措置法令第40条の7の10第25項第4号において準用する措置法第70条の7の2第28項(同項の表の第3号及び第5号から第9号までに係る部分に限る。)及び第70条の7の6第23項(同項の表の第9号から第13号までに係る部分に限る。)の規定によることに留意する。</u></p> <p><u>(現物出資承認を受けた後における免除事由)</u></p> <p><u>70の6の10—43 特例事業相続人等が現物出資承認を受けた場合における相続税の免除については、次の取扱いに留意する。</u></p> <p><u>(1) 特例事業用資産とみなされた株式等(株式又は出資をいう。以下70の6の10—43において同じ。)の全ての贈与をした場合において、当該贈与により当該株式等を取得した者が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けたときは、措置法第70条の6の10第15項第2号の規定により相続税が免除される。</u></p> <p><u>(注) 特例事業相続人等から贈与により取得をした当該株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中相続税額については免除されず、措置法令第40条の7の10第25項において準用する措置法第70条の7の2第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p><u>(2) 措置法第70条の6の10第15項第3号の規定による免除の適用はない。</u></p> <p><u>(3) 措置法第70条の6の10第17項から第19項までの規定による免除の適用はなく、措置法令第40条の7の10第25項第2号において準用する措置法第70条の7の2第17項から第26項まで及び第70条の7の6第13項から第20項までの規定による免除が適用される。</u></p> <p><u>(注) (3)の場合には、70の7の2—42((破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等))～46((免除申請があった場合の利子税の計算))及び70の7の2—49((猶予中相続税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等))～52((対象非上場株式等の認可決定日における価額の意義))並びに70の7の6—25((事業の継続が困難な事由の判定の時期))～37((差額免除に係る免除申請があった場合の利子税の計算))を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(既に個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている他の者がいる</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>場合等)</u></p> <p><u>70の6の10—44</u> 特定事業用資産について、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該特定事業用資産に係る事業と同一の事業の用に供される資産について次に掲げるいずれかの規定の適用を受け、又は受けようとしているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6の8第1項</p> <p>(2) 措置法第70条の6の10第1項</p> <p>(注) 1 措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする者が当該特定事業用資産について上記(1)又は(2)のいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>2 上記の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、特定事業用資産に係る事業ごとに行うことに留意する。</p> <p><u>(継続届出書の提出期間)</u></p> <p><u>70の6の10—45</u> 措置法第70条の6の10第10項に規定する届出書は、同項に規定する特例相続報告基準日の翌日から3月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該特例相続報告基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(注) 上記の「特例相続報告基準日」とは、特定申告期限(特例事業相続人等の最初の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限又は最初の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいう。)の翌日から3年を経過するごとの日をいうことに留意する。</p> <p><u>(特例事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合に継続届出書に添付する貸借対照表等の意義)</u></p> <p><u>70の6の10—46</u> 70の6の8—51((特例受贈事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合に継続届出書に添付する貸借対照表等の意義))は、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける特例事業相続人等が同項の規定の適用を受ける特例事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合において、同条第10項の規定により提出する届出書に添付すべき貸借対照表及び損益計算書の意義について準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</u></p> <p><u>70の6の10—47 措置法第70条の6の10第13項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</u></p> <p><u>(措置法第70条の6の8第1項の適用に係る贈与をした場合の免除)</u></p> <p><u>70の6の10—48 措置法第70条の6の10第15項第2号の規定による免除については、次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 特例事業相続人等が措置法第70条の6の10第15項第2号の規定による免除を受けるためには、同項の規定の適用を受けている特例事業用資産の全ての贈与をする必要があるのであるが、全ての贈与をしたかどうかの判定については次による。</u></p> <p><u>イ 特例事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、その2以上の事業に係る全ての特例事業用資産の贈与を行う必要がある。</u></p> <p><u>(注) 上記の場合において特例事業相続人等がその2以上の事業のうち一部の事業に係る特例事業用資産のみ贈与をしたときは、当該贈与をした特例事業用資産に係る猶予中相続税額については免除されず同条第4項の規定により納税の猶予に係る期限が到来するのであるが、当該贈与を受けた受贈者については、措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る要件を満たした場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p><u>ロ 当該特例事業相続人等が同一年中に2人以上の受贈者に特例事業用資産の贈与をした場合において、その贈与が異なる時期に行われたときには、当該贈与のうち最後に行われた贈与直後において特例事業用資産の全ての贈与が行われたかどうかの判定を行う。</u></p> <p><u>(2) 特例事業相続人等から贈与を受けた者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるためには、当該特例事業相続人等の事業に係る特定事業用資産の全ての贈与を受ける必要があることから、当該特例事業相続人等が措置法第70条の6の10第15項第2号の規定による免除を受けるには、特例事業用資産の全てに加え、当該事業に係る特例事業用資産以外の特定事業用資産の全ての贈与が必要となる。</u></p> <p><u>(注) 上記の要件を満たさない場合には、贈与をした特例事業用資産に係る猶予中相続税額については免除されず、同条第4項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p><u>(3) 特例事業相続人等から贈与により取得をした当該特例事業用資産について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



改正後	改正前
<p><u>に係る猶予中相続税額については免除されず措置法第70条の6の10第4項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p><u>(4) 措置法第70条の6の10第15項第2号の規定に係る贈与をした特例事業用資産が、宅地等又は建物である場合において、当該宅地等の面積又は建物の床面積が同条第2項第1号イ又はロに定める限度面積を超えるときは、当該贈与を受けた受贈者は、当該宅地等又は建物のうち、当該特例事業用資産に係る部分から先に同条第1項の規定の適用を受けるものとする。</u></p> <p><u>(事業を継続することができなくなった場合に該当することとなった日)</u></p> <p><u>70の6の10—49 措置法第70条の6の10第15項第3号に掲げる場合に該当することとなった日の意義については、70の6の8—55((事業を継続することができなくなった場合に該当することとなった日))を準用する。</u></p> <p><u>(特例事業用資産に係る事業を継続することができなくなったやむを得ない理由)</u></p> <p><u>70の6の10—50 措置法第70条の6の10第15項第3号に規定する特例事業相続人等が特例事業用資産に係る事業を継続することができなくなったことについてのやむを得ない理由の意義については、70の6の8—56((特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなったやむを得ない理由))を準用する。</u></p> <p><u>(破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の6の10—51 70の6の8—59((破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等))は、特例事業相続人等が措置法第70条の6の10第17項の規定に基づき相続税の免除を受けようとする場合に準用する。</u></p> <p><u>(措置法第70条の6の10第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)</u></p> <p><u>70の6の10—52 措置法第70条の6の10第17項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第1項の規定の適用を受けている特例事業用資産の全ての譲渡等をする必要があるのであるが、当該特例事業用資産に係る事業の用に供されている資産であっても、同項の規定の適用を受けていない資産については譲渡等を要しないことに留意する。</u></p> <p><u>(特例事業用資産の時価に相当する金額の意義)</u></p> <p><u>70の6の10—53 措置法第70条の6の10第17項第1号イの「特例事業用資産の時価に相当する金額」</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>は、評価基本通達の定めにより算定することに留意する。</p>	
<p><u>(特例事業用資産の譲渡等の対価の額の意義)</u>  <u>70の6の10—54</u> 措置法第70条の6の10第17項第1号イの「特例事業用資産の譲渡等の対価の額」の意義については、70の6の10—34((特例事業用資産の譲渡の対価の額の意義))を準用する。</p>	(新設)
<p><u>(差額免除の申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u>  <u>70の6の10—55</u> 70の6の8—63((差額免除の申請書が申請期限までに提出されない場合等))は、特例事業相続人等が措置法第70条の6の10第18項の規定の適用を受けようとする場合に準用する。</p>	(新設)
<p><u>(事業の継続が困難な事由の意義)</u>  <u>70の6の10—56</u> 措置法第70条の6の10第18項に規定する特例事業用資産に係る事業の継続が困難な事由とは、次に掲げる事由をいうことに留意する。  <u>(1) 直前3年内の各年(特例事業相続人等が措置法第70条の6の10第18項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった日の属する年の前年以前3年内の各年をいう(2)において同じ。)</u>  <u>のうち2以上の年において、当該事業に係る事業所得の金額が零未満であること。</u>  <u>(2) 直前3年内の各年のうち2以上の年において、当該事業に係る各年の事業所得に係る総収入金額が当該各年の前年の総収入金額を下回ること。</u>  <u>(3) 特例事業相続人等が心身の故障その他の事由により当該特例事業用資産に係る事業に従事することができなくなったこと。</u>  <u>(注) 上記(1)及び(2)の判定については、次の取扱いに留意する。</u>  <u>(1) 特例事業相続人等が一の被相続人から措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした特例事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、その2以上の事業の合計額により行うこと。</u>  <u>(2) 特例事業相続人等が特例事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合における当該別の事業に係る金額は、上記の判定に含まれないこと。</u></p>	(新設)
<p><u>(措置法第70条の6の10第18項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)</u>  <u>70の6の10—57</u> 措置法第70条の6の8第18項第1号の「特例事業用資産の全ての譲渡等」の意義については、70の6の10—52((措置法第70条の6の10第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等))を準用する。</p>	(新設)

改正後	改正前									
<p><u>(特例事業用資産に係る事業の廃止の意義)</u></p> <p>70の6の10—58 措置法第70条の6の10第18項第2号の「事業の廃止をした場合」とは、特例事業用資産に係る事業の全てを廃止した場合をいうのであるから、特例事業相続人等が被相続人から同条第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした特例事業用資産に係る事業が2以上ある場合において、その一部の事業を廃止したときは、同項の規定の適用はないことに留意する。</p>	(新設)									
<p><u>(免除申請相続税額の基礎となる金額の計算)</u></p> <p>70の6の10—59 措置法第70条の6の10第18項に規定する免除申請相続税額の基礎となる同項各号イの金額の計算については、次の取扱いに留意する。</p> <p>(1) 同項各号イの「特例事業用資産の時価に相当する金額」は、評価基本通達の定めにより算定する。</p> <p>(2) 同項第1号イの「譲渡等の対価の額」の意義については、70の6の10—34((特例事業用資産の譲渡の対価の額の意義))を準用する。</p> <p>(3) 納税猶予分の相続税額の計算に当たり控除した措置法令第40条の7の10第9項に規定する特定債務額がある場合には、当該特定債務額を措置法第70条の6の10第18項第1号イに規定する譲渡等の対価の額又は同項第2号イの特例事業用資産の時価に相当する金額から控除する。</p>	(新設)									
<p><u>(措置法第70条の6の10第18項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限)</u></p> <p>70の6の10—60 特例事業相続人等が措置法第70条の6の10第18項の規定の適用を受ける場合には、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、中欄に掲げる金額に相当する相続税については右欄に掲げる日から2月を経過する日(当該右欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該特例事業相続人等が死亡した場合には、当該特例事業相続人等の相続人(包括受遺者を含む。)が当該特例事業相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日。)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場合</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 措置法第70条の6の10第18項第1号に掲げる場合</td> <td>同号イ及びロに掲げる金額の合計額</td> <td>同号の譲渡等をした日</td> </tr> <tr> <td>(2) 措置法第70条の6の10第18項第2号に掲げる場合</td> <td>同号イ及びロに掲げる金額の合計額</td> <td>同号の事業を廃止した日</td> </tr> </tbody> </table>	場合	金額	日	(1) 措置法第70条の6の10第18項第1号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日	(2) 措置法第70条の6の10第18項第2号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の事業を廃止した日	(新設)
場合	金額	日								
(1) 措置法第70条の6の10第18項第1号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日								
(2) 措置法第70条の6の10第18項第2号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の事業を廃止した日								

改正後	改正前
<p><u>(猶予中相続税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p>70の6の10—61 70の6の8—69(猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)は、特例事業相続人等が措置法第70条の7の2第19項の規定の適用を受けようとする場合に準用する。</p>	(新設)
<p><u>(債務処理計画が成立した日の意義)</u></p> <p>70の6の10—62 措置法第70条の6の10第19項に規定する「債務処理計画が成立した日」の意義については、70の6の8—70((債務処理計画が成立した日の意義))を準用する。</p>	(新設)
<p><u>(認可決定日後に確定事由が生じた場合)</u></p> <p>70の6の10—63 措置法第70条の6の10第19項に規定する認可決定日以後同条第22項の規定による通知が発せられた日(以下70の6の10—63において「通知日」という。)前に、同条第3項各号に掲げる場合に該当することとなった場合、同条第4項の場合に該当することとなった場合及び同条第12項の規定の適用があった場合並びに当該通知日前に同条第13項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあった場合には、同条第19項の規定の適用がないことに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(再計算猶予中相続税額の計算)</u></p> <p>70の6の10—64 措置法第70条の6の10第20項に規定する再計算猶予中相続税額の計算については、次の取扱いに留意する。</p> <p>(1) 同項の「特例事業用資産の許可決定日における価額」は、評価基本通達の定めにより算定する。</p> <p>(2) 納税猶予分の相続税額の計算に当たり控除した措置法令第40条の7の10第9項に規定する特定債務額がある場合には、当該特定債務額を措置法第70条の6の10第20項の特例事業用資産の認可決定日における価額から控除する。</p>	(新設)
<p><u>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</u></p> <p>70の6の10—65 措置法令第40条の7の10第33項の規定は、措置法第70条の6の10第17項又は第18項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第22項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中相続税額から同条第17項又は第18項に規定する免除申請相続税額(以下70の6の10—66までにおいて「免除申請相続税額」という。)を控除した残額に相当する相続税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発</p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>した日後においては、猶予中相続税額から同条第22項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の7の10第33項の規定により計算した延滞税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(免除申請があった場合の利子税の計算)</u></p> <p><u>70の6の10—66 措置法令第40条の7の10第34項の規定は、措置法第70条の6の10第17項又は第18項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第22項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中相続税額から同条第22項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の7の10第34項の規定により計算した利子税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>[措置法第70条の7((非上場株式等)についての贈与税の納税猶予及び免除)関係]</u></p> <p><u>(対象受贈非上場株式等の意義等)</u></p> <p><u>70の7—2 措置法第70条の7第1項の適用対象となる非上場株式等(議決権に制限のない株式等に限る。以下70の7—2において同じ。)の贈与及び同項に規定する対象受贈非上場株式等(以下70の7の4—10までにおいて「対象受贈非上場株式等」という。)とは、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ、中欄に掲げる贈与(同条第2項第6号に規定する経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書(相続税法第28条第1項の規定による期限内申告書をいう。以下70の7の8—6までにおいて同じ。)の提出期限(措置法第69条の8第3項((相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例))の規定又は国税通則法第10条((期間の計算及び期限の特例))若しくは第11条((災害等による期限の延長))の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出</u></p>	<p>(新設)</p> <p>[措置法第70条の7((非上場株式等)についての贈与税の納税猶予及び免除)関係]</p> <p>(対象受贈非上場株式等の意義等)</p> <p>70の7—2 措置法第70条の7第1項の適用対象となる非上場株式等(議決権に制限のない株式等に限る。以下70の7—2において同じ。)の贈与及び同項に規定する対象受贈非上場株式等(以下70の7の4—10までにおいて「対象受贈非上場株式等」という。)とは、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ、中欄に掲げる贈与(同条第2項第6号に規定する経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書(相続税法第28条第1項の規定による期限内申告書をいう。以下70の7の8—6までにおいて同じ。)の提出期限が到来する贈与に限る。以下70の7の4—10までにおいて「対象贈与」という。)及び右欄に掲げる株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>期限)が到来する贈与に限る。以下70の7の4—10までにおいて「対象贈与」という。)及び右欄に掲げる株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7—3の2 ・・・</p> <p>(注) ・・・</p> <p>イ 贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係るもの(以下このイ及び70の7—37の4において「免除対象贈与」という。)である場合 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者</p> <p>ロ ・・・</p> <p>(申告期限前に全部確定事由が生じた場合)</p> <p>70の7—5 対象贈与があった日の翌日から贈与税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7第3項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合には、当該対象贈与に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7—11 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(注) 1 <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A=・・・</p> <p>B=当該いずれかの日における当該会社の特定資産(現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の9第15項に規定するものをいう。以下70の7—11において同じ。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C=・・・</p> <p>a ・・・</p>	<p>・・・</p> <p>(対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7—3の2 ・・・</p> <p>(注) ・・・</p> <p>イ 贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係るもの(以下このイにおいて「免除対象贈与」という。)である場合 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者</p> <p>ロ ・・・</p> <p>(申告期限前に全部確定事由が生じた場合)</p> <p>70の7—5 対象贈与があった日の翌日から贈与税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7第3項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、当該対象贈与に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7—11 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>A=・・・</p> <p>B=当該いずれかの日における当該会社の特定資産(現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7—11において同じ。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C=・・・</p> <p>a ・・・</p>

改正後	改正前
<p>2 認定贈与承継会社の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の措置 法規則第23条の9第14項に規定する事由が生じたことにより、当該いずれかの日において 当該認定贈与承継会社が上記算式を満たした場合には、当該事由が生じた日から同日以後 6月を経過する日までの期間は、資産保有型会社の判定に係る上記の期間から除かれるこ とに留意する。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>A = . . .</p> <p>2 認定贈与承継会社の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡し たことその他の措置法規則第23条の9第16項に規定する事由が生じたことにより、当該 いずれかの事業年度において当該認定贈与承継会社が上記算式を満たした場合には、当該 いずれかの事業年度の開始の日から当該いずれかの事業年度終了の日の翌日以後6月を経 過する日の属する事業年度終了の日までの期間は、資産運用型会社の判定に係る上記の期 間から除かれることに留意する。</p> <p>(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7—12 . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 措置法令第40条の8第1項第1号イ及びロの要件、措置法規則第23条の9第35項第1号 及び第2号の要件、同条第39項第1号及び第2号の要件、措置法令第40条の8第7項の特別 の関係がある会社並びに同条第11項の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて 行うことに留意する。</p> <p>(対象受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与 税額の計算)</p> <p>70の7—14の2 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ . . .</p> <p>ロ 当該対象受贈非上場株式等が相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、 第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合 当該対象受贈非</p>	<p>(2) . . .</p> <p>A = . . .</p> <p>(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7—12 . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 措置法令第40条の8第1項第1号イ及びロの要件、措置法規則第23条の9第32項第1号及 び第2号の要件、同条第36項第1号及び第2号の要件、措置法令第40条の8第7項の特別の 関係がある会社並びに同条第11項の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて行 うことに留意する。</p> <p>(対象受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与 税額の計算)</p> <p>70の7—14の2 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ . . .</p> <p>ロ 当該対象受贈非上場株式等が相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、 第70条の2の7第1項又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用 を受けるものである場合 当該対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中にお</p>

改正後	改正前
<p>上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の価額を特定贈与者（相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者をいう。）ごとに合計した額のそれぞれの額</p> <p>(2) . . .</p> <p>(代表権を有しないこととなった場合の意義)</p> <p>70の7—16 . . .</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合であっても措置法規則第23条の9第17項に掲げるいずれかの事由に該当するときは、措置法第70条の7第3項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」には該当しないことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(常時使用従業員の雇用が確保されていない場合)</p> <p>70の7—16の2 . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 当該対象贈与の時に措置法規則第23条の9第18項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「対象贈与の時に係る常時使用従業員の数」は、同項に定める数となることに留意する。</p> <p>4 . . .</p> <p>(風俗営業会社に該当することとなった日の意義等)</p> <p>70の7—26 措置法第70条の7第3項第16号に規定する「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいい、同号の「その該当することとなった日」とは、<u>同法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項の届出書を提出した日とする。</u></p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</p> <p>70の7—29 . . .</p>	<p>いて対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の価額を特定贈与者（相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者をいう。）ごとに合計した額のそれぞれの額</p> <p>(2) . . .</p> <p>(代表権を有しないこととなった場合の意義)</p> <p>70の7—16 . . .</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合であっても措置法規則第23条の9第15項に掲げるいずれかの事由に該当するときは、措置法第70条の7第3項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」には該当しないことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(常時使用従業員の雇用が確保されていない場合)</p> <p>70の7—16の2 . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 当該対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「対象贈与の時に係る常時使用従業員の数」は、同項に定める数となることに留意する。</p> <p>4 . . .</p> <p>(風俗営業会社に該当することとなった日の意義等)</p> <p>70の7—26 措置法第70条の7第3項第16号に規定する「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下70の7—26において「風営法」という。）第2条第5項（用語の意義）に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいい、同号の「その該当することとなった日」とは、<u>風営法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項（営業等の届出）の届出書を提出した日とする。</u></p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</p> <p>70の7—29 . . .</p>



改正後	改正前
<p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等（株式交換又は株式移転をいう。以下70の7の2—31までにおいて同じ。）に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7第4項の表の第2号の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の9第20項第5号又は同条第21項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第20項第5号又は同条第21項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。</p> <p>2 . . .</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7—30 . . .</p> <p>(1)～(7) . . .</p> <p>(8) 担保として提供された対象受贈非上場株式等について、措置法規則第23条の9第29項に掲げる要件に該当しないこととなった場合</p> <p>(<u>免除を受けた経営承継受贈者に係る相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用</u>)</p> <p><u>70の7—37の4 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が同条第15項、第16項又は第21項の規定により猶予中贈与税額の全部又は一部の免除を受けた場合において、同条第1項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等（相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。70の7—37の5において同じ。）の規定の適用を受けるものに限る。）の贈与者の相続が開始したときは、当該対象受贈非上場株式等のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分については、相続税法第21条の14から第21条の16までの規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、「当該対象受贈非上場株式等のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」とは、当該経営承継受贈者が当該免除につき適用を受けた次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれに定める部分をいうことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第70条の7第15項第1号 当該対象受贈非上場株式等のうち当該経営承継受贈者が同</u> <u>号の死亡の直前に有していたもの</u></p>	<p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等（株式交換又は株式移転をいう。以下70の7の2—31までにおいて同じ。）に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7第4項の表の第2号の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の9第18項第5号又は同条第19項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第5号又は同条第19項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。</p> <p>2 . . .</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7—30 . . .</p> <p>(1)～(7) . . .</p> <p>(8) 担保として提供された対象受贈非上場株式等について、措置法規則第23条の9第26項に掲げる要件に該当しないこととなった場合</p> <p>(<u>相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用</u>)</p> <p><u>70の7—37の4 次に掲げる対象受贈非上場株式等については、相続税法第21条の14から第21条の16までの規定は、適用されないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者がその有する対象受贈非上場株式等（相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。次の(2)において同じ。）の規定の適用を受ける</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>措置法第70条の7第15項第2号</u> 当該対象受贈非上場株式等のうち同号の贈与者が贈与（<u>免除対象贈与を除く。</u>）をしたものであって当該経営承継受贈者が同号の死亡の直前に有していたもの</p> <p>(3) <u>措置法第70条の7第15項第3号</u> 当該対象受贈非上場株式等のうち当該経営承継受贈者が同号の規定の適用に係る贈与をしたもの</p> <p>(4) <u>措置法第70条の7第16項</u> 当該対象受贈非上場株式等のうち次の算式により計算した金額に相当する部分</p> <p>(算式)</p> $\frac{A \times C}{B}$ <p>(注) <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A = <u>当該対象受贈非上場株式等の同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における価額</u></p> <p>B = <u>当該対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額</u></p> <p>C = <u>同条第16項の規定により免除された贈与税の額</u></p> <p>(5) <u>措置法第70条の7第21項</u> 当該対象受贈非上場株式等のうち次の算式により計算した金額に相当する部分</p> <p>(算式)</p> $\frac{(A - B) \times C}{C + D}$ <p>(注) <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A = <u>当該対象受贈非上場株式等の同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における価額</u></p> <p>B = <u>当該対象受贈非上場株式等の同条第21項に規定する認可決定日における価額</u></p> <p>C = <u>同項の規定により免除された贈与税の額</u></p> <p>D = <u>同項第2号に掲げる金額</u></p>	<p>ものに限る。)の全部又は一部について措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした場合において、当該経営承継受贈者に係る贈与者の相続が開始したときにおける当該贈与をした当該対象受贈非上場株式等</p> <p>(2) <u>同条第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号（措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与（相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受ける対象受贈非上場株式等に係る贈与に限る。以下この(2)において「第二贈与」という。）であり、かつ、当該対象受贈非上場株式等が第二贈与者（第二贈与をした者をいう。以下この(2)において同じ。）が第一贈与者（第二贈与前に第二贈与者に当該対象受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。）からの贈与により取得をしたものである場合の当該第二贈与者が死亡したときにおける当該経営承継受贈者が当該第二贈与により取得をした当該対象受贈非上場株式等</u></p>

改正後	改正前
<p>(注) <u>上記(4)又は(5)に掲げる規定の適用前に当該対象受贈非上場株式等について措置法第70条の7第21項の規定の適用を受けている場合には、上記(4)又は(5)の算式中の「贈与の時ににおける価額」は、同項に規定する認可決定日における価額による。</u></p> <p><u>(第二贈与者が死亡した場合の相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用)</u></p> <p><u>70の7—37の5 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号(措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係る贈与(相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受ける対象受贈非上場株式等に係る贈与に限る。以下70の7—37の5において「第二贈与」という。)であり、かつ、当該対象受贈非上場株式等が第二贈与者(第二贈与をした者をいう。以下70の7—37の5において同じ。)が第一贈与者(第二贈与前に第二贈与者に当該対象受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。)からの贈与により取得をしたものである場合の当該第二贈与者が死亡したときにおける当該経営承継受贈者が当該第二贈与により取得をした当該対象受贈非上場株式等については、相続税法第21条の14から第21条の16までの規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p>(対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義)</p> <p>70の7—40 措置法第70条の7第16項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」は、措置法規則第23条の9第36項に規定する金額をいうのであるが、同項の「1単位当たりの価額」は、同項の規定に基づき評価基本通達の定めにより算定することに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(債務処理計画が成立した日の意義)</p> <p>70の7—46 措置法第70条の7第21項に規定する「債務処理計画が成立した日」とは、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が、措置法第70条の7第16項第1号に規定する債務処理計画の策定の支援を含む認定贈与承継会社の事業の再生を支援する場合において、対象となる債権者全員が再生計画に同意する旨の書面を提出した日をいうことに留意する。</p> <p>(対象受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義)</p> <p>70の7—48 措置法第70条の7第22項の「対象受贈非上場株式等の認可決定日における価額として財</p>	<p>(新設)</p> <p>(対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義)</p> <p>70の7—40 措置法第70条の7第16項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」は、措置法規則第23条の9第33項に規定する金額をいうのであるが、同項の「1単位当たりの価額」は、同項の規定に基づき評価基本通達の定めにより算定することに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(債務処理計画が成立した日の意義)</p> <p>70の7—46 措置法第70条の7第21項に規定する「債務処理計画が成立した日」とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が、措置法第70条の7第16項第1号に規定する債務処理計画の策定の支援を含む認定贈与承継会社の事業の再生を支援する場合において、対象となる債権者全員が再生計画に同意する旨の書面を提出した日をいうことに留意する。</p> <p>(対象受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義)</p> <p>70の7—48 措置法第70条の7第22項の「対象受贈非上場株式等の許可決定日における価額として財</p>

改正後	改正前
<p>務省令で定める金額」の意義については、70の7-40((対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義))を準用する。</p> <p>(被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)</p> <p>70の7—55 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第18項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」は、同条第42項に定める数となることに留意する。</p> <p>3 . . . .</p> <p>(措置法第70条の7第30項第3号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)</p> <p>70の7—56 . . . .</p> <p>なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第1号又は第2号((定義))に該当することにつき措置法規則第23条の9第43項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。</p> <p>. . . .</p> <p>(措置法第70条の7第30項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)</p> <p>70の7—57 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>イ . . . .</p> <p>ロ . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。</p> <p>. . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第45項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として、</p>	<p>務省令で定める金額」の意義については、70の7-40((対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義))を準用する。</p> <p>(被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)</p> <p>70の7—55 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」は、同条第39項に定める数となることに留意する。</p> <p>3 . . . .</p> <p>(措置法第70条の7第30項第3号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)</p> <p>70の7—56 . . . .</p> <p>なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第1号又は第2号((定義))に該当することにつき措置法規則第23条の9第40項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。</p> <p>. . . .</p> <p>(措置法第70条の7第30項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)</p> <p>70の7—57 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>イ . . . .</p> <p>ロ . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。</p> <p>. . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として、</p>

改正後	改正前
<p>同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>2 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第18項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第42項で定める数となることに留意する。</p> <p>(措置法第70条の7第30項第4号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」) 70の7—58 . . . .</p> <p>なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号に該当することにつき措置法規則第23条の9第44項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。</p> <p>. . . .</p> <p>(措置法第70条の7第30項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」) 70の7—59 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>イ . . . .</p> <p>ロ . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。</p> <p>. . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第45項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>2 . . . .</p>	<p>同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>2 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。</p> <p>(措置法第70条の7第30項第4号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」) 70の7—58 . . . .</p> <p>なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号に該当することにつき措置法規則第23条の9第41項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。</p> <p>. . . .</p> <p>(措置法第70条の7第30項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」) 70の7—59 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>イ . . . .</p> <p>ロ . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。</p> <p>. . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>2 . . . .</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 . . . . 2 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第18項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第42項で定める数となることに留意する。</p> <p>(2) . . . .</p> <p>(注) 1 . . . . 2 . . . . 3 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . . 2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第45項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>4 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第18項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第42項で定める数となることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)関係)〕</p> <p>(対象非上場株式等の意義)</p> <p>70の7の2—2 . . . .</p> <p>(1) . . . . (2) . . . .</p> <p>(注) 1～4 . . . .</p> <p>5 非上場株式等の取得は、措置法第70条の7の2第2項第6号に規定する経営承継期間の</p>	<p>(注) 1 . . . . 2 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。</p> <p>(2) . . . .</p> <p>(注) 1 . . . . 2 . . . . 3 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . . 2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>4 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)関係)〕</p> <p>(対象非上場株式等の意義)</p> <p>70の7の2—2 . . . .</p> <p>(1) . . . . (2) . . . .</p> <p>(注) 1～4 . . . .</p> <p>5 非上場株式等の取得は、措置法第70条の7の2第2項第6号に規定する経営承継期間の</p>

改正後	改正前
<p>末日までに相続税の申告書の提出期限(措置法第69条の8第1項若しくは第2項の規定又は国税通則法第10条若しくは第11条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限)が到来する相続又は遺贈による取得に限られることに留意する。</p> <p>(相続税の納税猶予及び免除の対象とならない非上場株式等)</p> <p>70の7の2—3 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 措置法令第40条の8第64項(措置法令第40条の8の5第38項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける株式等</p> <p>(4) . . .</p> <p>(対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の2—5 . . .</p> <p>(注) 措置法令第40条の8第64項(措置法令第40条の8の5第38項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける非上場株式等については、措置法令第40条の8の2第2項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2—14 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注)1 <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A = . . .</p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の特定資産(現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の10第12項において準用する措置法規則第23条の9第15項に規定するものをいう。以下70の7の2—14において同じ。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C = . . .</p> <p><u>2 認定承継会社の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の措置法規則第23条の10第13項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定する事由が生じたことにより、当該いずれかの日において当該認定承継会社が上記算式を満たした場合</u></p>	<p>末日までに相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得に限られることに留意する。</p> <p>(相続税の納税猶予及び免除の対象とならない非上場株式等)</p> <p>70の7の2—3 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 措置法令第40条の8第64項の規定の適用を受ける株式等</p> <p>(4) . . .</p> <p>(対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の2—5 . . .</p> <p>(注) 措置法令第40条の8第64項の規定の適用を受ける非上場株式等については、措置法令第40条の8の2第2項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2—14 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>A = . . .</p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の特定資産(現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の10第12項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7の2—14において同じ。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C = . . .</p>

改正後	改正前
<p>には、当該事由が生じた日から同日以後6月を経過する日までの期間は、資産保有型会社の判定に係る上記の期間から除かれることに留意する。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A = . . .</p> <p>B = . . .</p> <p>2 <u>認定承継会社の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の措置法規則第23条の10第14項において準用する措置法規則第23条の9第16項に規定する事由が生じたことにより、当該いずれかの事業年度において当該認定承継会社が上記算式を満たした場合には、当該いずれかの事業年度の開始の日から当該いずれかの事業年度終了の日の翌日以後6月を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間は、資産運用型会社の判定に係る上記の期間から除かれることに留意する。</u></p> <p>(常時使用従業員の雇用が確保されていない場合)</p> <p>70の7の2—17の2 . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 当該相続の開始の時に措置法規則第23条の10第16項において準用する同規則第23条の9第18項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」は、同項に定める数となることに留意する。</p> <p>4 . . .</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>70の7の2—30 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7の2第4項の表の第2号の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の10第18項において準用する措置法規則第23条の9第20項第5号又は措置法規則第23条の10第19項において準用する措置法規則第23条の9第21項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条</p>	<p>(2) . . .</p> <p>A = . . .</p> <p>B = . . .</p> <p>(常時使用従業員の雇用が確保されていない場合)</p> <p>70の7の2—17の2 . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 当該相続の開始の時に措置法規則第23条の10第14項において準用する同規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」は、同項に定める数となることに留意する。</p> <p>4 . . .</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>70の7の2—30 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7の2第4項の表の第2号の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の10第16項において準用する措置法規則第23条の9第18項第5号又は措置法規則第23条の10第17項において準用する措置法規則第23条の9第19項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条</p>



改正後	改正前
<p>第20項第5号又は同条第21項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。</p> <p>2 . . . .</p> <p>(3) . . . .</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7の2—31 . . . .</p> <p>(1)～(7) . . . .</p> <p>(8) 担保として提供された対象非上場株式等について、措置法規則第23条の10第27項に掲げる要件に該当しないこととなった場合</p> <p>(被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)</p> <p>70の7の2—59 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第40項において準用する措置法規則第23条の9第18項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」は、同条第42項に定める数となることに留意すること。</p> <p>3 . . . .</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)</p> <p>70の7の2—60 . . . .</p> <p>なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号に該当することにつき措置法規則第23条の10第41項において準用する同規則第23条の9第43項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。</p> <p>. . . .</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)</p> <p>70の7の2—61 . . . .</p>	<p>第18項第5号又は同条第19項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。</p> <p>2 . . . .</p> <p>(3) . . . .</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7の2—31 . . . .</p> <p>(1)～(7) . . . .</p> <p>(8) 担保として提供された対象非上場株式等について、措置法規則第23条の10第24項に掲げる要件に該当しないこととなった場合</p> <p>(被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)</p> <p>70の7の2—59 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第37項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」は、同条第39項に定める数となることに留意すること。</p> <p>3 . . . .</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)</p> <p>70の7の2—60 . . . .</p> <p>なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号に該当することにつき措置法規則第23条の10第38項において準用する同規則第23条の9第40項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。</p> <p>. . . .</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)</p> <p>70の7の2—61 . . . .</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 . . . . イ . . . . ロ . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第42項において準用する同規則第23条の9第45項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>2 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . . 2 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第40項において準用する措置法規則第23条の9第18項各号に掲げる事由が生じたときには、当該相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第42項で定める数となることに留意すること。</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」) 70の7の2—62 . . . .</p> <p>なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号に該当することにつき措置法規則第23条の10第41項で準用する同規則第23条の9第44項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。 . . . .</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」) 70の7の2—63 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p>	<p>(注) 1 . . . . イ . . . . ロ . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第39項において準用する同規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>2 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . . 2 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第37項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、当該相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意すること。</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」) 70の7の2—62 . . . .</p> <p>なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号に該当することにつき措置法規則第23条の10第38項で準用する同規則第23条の9第41項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。 . . . .</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」) 70の7の2—63 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 . . . .  イ . . . .  ロ . . . .  (注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。  . . . .  (注) 1 . . . .  2 最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第42項において準用する同規則第23条の9第45項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>2 . . . .  (注) 1 . . . .  2 . . . .  (注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第40項において準用する措置法規則第23条の9第18項各号に掲げる事由が生じたときには、当該相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第42項で定める数となることに留意する。</p> <p>(2) . . . .  (注) 1 . . . .  2 . . . .  3 . . . .  (注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。  . . . .  (注) 1 . . . .  2 最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第42項において準用する措置法規則第23条の9第45項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p>	<p>(注) 1 . . . .  イ . . . .  ロ . . . .  (注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。  . . . .  (注) 1 . . . .  2 最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第39項において準用する同規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>2 . . . .  (注) 1 . . . .  2 . . . .  (注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第37項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、当該相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。</p> <p>(2) . . . .  (注) 1 . . . .  2 . . . .  3 . . . .  (注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。  . . . .  (注) 1 . . . .  2 最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第39項において準用する措置法規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>4 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第40項において準用する措置法規則第23条の9第18項各号に掲げる事由が生じたときには、当該相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第42項で定める数となることに留意する。</p> <p>(措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合)</p> <p>70の7の2—68 措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合とは、次の(1)から(3)までの区分に応じ、それぞれに掲げる算式を満たす場合（(3)にあつては、当該算式を満たし、かつ、措置法規則第23条の10第49項に定めるところにより証明がされた場合）をいうことに留意する。</p> <p>(1) . . . .</p> <p>[措置法第70条の7の3（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)）関係]</p> <p>(措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の3—1 . . . .</p> <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、措置法第70条の7の3第1項の贈与者から対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等の当該対象贈与の時（措置法第70条の7第21項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日）における価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。）</p> <p>Bは、. . . .</p> <p>Cは、当該贈与者から対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいい、同条第21項の規定の適用があつた場合には、同条第22項に規定する再計算猶予中贈与税額とする。）</p> <p>2 . . . .</p> <p>(措置法第70条の7の3第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象</p>	<p>4 . . . .</p> <p>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第37項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、当該相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。</p> <p>(措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合)</p> <p>70の7の2—68 措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合とは、次の(1)から(3)までの区分に応じ、それぞれに掲げる算式を満たす場合（(3)にあつては、当該算式を満たし、かつ、措置法規則第23条の10第46項に定めるところにより証明がされた場合）をいうことに留意する。</p> <p>(1) . . . .</p> <p>[措置法第70条の7の3（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)）関係]</p> <p>(措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の3—1 . . . .</p> <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、措置法第70条の7の3第1項の贈与者から対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等の当該対象贈与の時ににおける価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。）</p> <p>Bは、. . . .</p> <p>Cは、当該贈与者から対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）</p> <p>2 . . . .</p> <p>(措置法第70条の7の3第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象</p>

改正後	改正前
<p>受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の3—1の2 . . .</p> <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した対象受贈非上場株式等又は同項に規定する特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時(措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日)における価額(措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。)</p> <p>Bは、. . .</p> <p>Cは、当該相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額(措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいい、同条第21項の規定の適用があった場合には、同条第22項に規定する再計算猶予中贈与税額とする。)</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p>	<p>受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の3—1の2 . . .</p> <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した対象受贈非上場株式等又は同項に規定する特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時における価額(措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。)</p> <p>Bは、. . .</p> <p>Cは、当該相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額(措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。)</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p>
<p>(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象受贈非上場株式等)</p> <p>70の7の3—2 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者が死亡した場合(70の7の3—2の2に掲げる場合を除く。)において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しているときの当該死亡に係る相続税の課税関係は、次の区分に応じ、それぞれに定めるところによることに留意する。</p> <p>(1) <u>納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イ(暦年課税)の規定により計算している場合</u></p> <p>当該贈与者の死亡(当該適用に係る対象贈与後3年以内の死亡に限る。)の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、対象贈与の時の価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>なお、当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに</p>	<p>(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象非上場株式等)</p> <p>70の7の3—2 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者が死亡した場合(70の7の3—2の2に掲げる場合を除く。)の当該死亡に係る相続税の課税関係は、次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) <u>贈与者の死亡の時において同条第1項の規定の適用を受けている対象受贈非上場株式等</u></p> <p>当該贈与者の死亡の時において、現に同項の規定の適用を受けている対象受贈非上場株式等(措置法第70条の7の3第1項に規定する対象受贈非上場株式等をいう。以下(1)において同じ。)は、同項の規定により経営承継受贈者が当該贈与者から相続(当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には遺贈)により取得をしたものとみなされ、対象贈与の時の価額を基礎として計算した価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>なお、当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用対象となることに留意する。</p> <p>(注) 当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項並びに第70条の7の6第1</p>

改正後	改正前
<p>留意する。</p> <p>(2) <u>納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロ（相続時精算課税）の規定により計算している場合</u></p> <p><u>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p>(注) 1 <u>当該贈与者の死亡の時に、現に措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けている対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の3第1項の規定により経営承継受贈者が当該贈与者から相続（当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には遺贈）により取得をしたものとみなされ、対象贈与の時（措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日）の価額を基礎として計算した価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用対象となるのであるが、措置法第70条の7の2第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p>2 <u>対象受贈非上場株式等のうち、措置法第70条の7第15項、第16項又は第21項の規定により免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分については、上記(1)及び(2)の規定の適用はないことに留意する。なお、「免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」の意義については、70の7—37の4を参照。</u></p> <p>(<u>免除対象贈与を行った贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象受贈非上場株式等</u>)</p> <p>70の7の3—2の2 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) <u>当該対象受贈非上場株式等のうち、措置法第70条の7第15項、第16項又は第21項の規定により免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分については、上記(1)及び(2)の規定の適用はないことに留意する。なお、「免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」の意義について</u></p>	<p><u>項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p>(2) <u>贈与者の死亡の日前に納税猶予に係る贈与税の全部又は一部について納税猶予の期限が確定している対象受贈非上場株式等</u></p> <p>イ <u>納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イ（暦年課税）の規定により計算している場合</u></p> <p><u>当該贈与者の死亡（当該適用に係る対象贈与後3年以内の死亡に限る。）の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p>ロ <u>納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロ（相続時精算課税）の規定により計算している場合</u></p> <p><u>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p>(<u>納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用</u>)</p> <p>70の7の3—2の2 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p>

改正後	改正前
<p>は、70の7—37の4を参照。</p> <p>〔措置法第70条の7の4（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)関係）</p> <p>（対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算）</p> <p>70の7の4—6の2　・・・</p> <p>1　・・・</p> <p>2　・・・</p> <p>（注）対象相続非上場株式等の価額は、対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等のそれぞれの当該対象贈与の時（措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日。次の3において同じ。）における価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。）を基礎として計算することに留意する。ただし、相続の開始の時に、対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該対象相続非上場株式等の価額については、70の7の4—6（(認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象相続非上場株式等の価額)）の取扱いによることに留意する。</p> <p>3　・・・</p> <p>（措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合）</p> <p>70の7の4—10の2　措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合とは、次の(1)から(3)までの区分に応じ、それぞれに掲げる算式を満たす場合（(3)にあつては、当該算式を満たし、かつ、措置法規則第23条の12第9項において準用する同規則第23条の10第49項に定めるところにより証明がされた場合）をいうことに留意する。</p> <p>(1)　・・・</p> <p>〔措置法第70条の7の5（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)関係）</p> <p>（特例対象受贈非上場株式等の贈与の意義等）</p> <p>70の7の5—3　措置法第70条の7の5第1項の適用対象となる非上場株式等の贈与とは、次に掲げ</p>	<p>〔措置法第70条の7の4（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)関係）</p> <p>（対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算）</p> <p>70の7の4—6の2　・・・</p> <p>1　・・・</p> <p>2　・・・</p> <p>（注）対象相続非上場株式等の価額は、対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等のそれぞれの当該対象贈与の時における価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。）を基礎として計算することに留意する。ただし、相続の開始の時に、対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該対象相続非上場株式等の価額については、70の7の4—6（(認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象相続非上場株式等の価額)）の取扱いによることに留意する。</p> <p>3　・・・</p> <p>（措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合）</p> <p>70の7の4—10の2　措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合とは、次の(1)から(3)までの区分に応じ、それぞれに掲げる算式を満たす場合（(3)にあつては、当該算式を満たし、かつ、措置法規則第23条の12第9項において準用する同規則第23条の10第46項に定めるところにより証明がされた場合）をいうことに留意する。</p> <p>(1)　・・・</p> <p>〔措置法第70条の7の5（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)関係）</p> <p>（特例対象受贈非上場株式等の贈与の意義等）</p> <p>70の7の5—3　措置法第70条の7の5第1項の適用対象となる非上場株式等の贈与とは、次に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る場合の区分に応じ、それぞれに定める贈与（以下70の7の7—1までにおいて「特例対象贈与」という。）をいうことに留意する。</p> <p>なお、特例対象贈与は、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初の同項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日から同条第2項第7号に規定する特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限（措置法第69条の8第3項の規定又は国税通則法第10条若しくは第11条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が到来する贈与に限られることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>（納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義）</p> <p>70の7の5—6 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>（注）1 <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A = ・・・</p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の12の2第7項において準用する措置法規則第23条の9第15項に規定するものをいう。以下70の7の5—6において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C = ・・・</p> <p>2 <u>特例認定贈与承継会社の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の措置法規則第23条の12の2第8項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定する事由が生じたことにより、当該いずれかの日において当該特例認定贈与承継会社が上記算式を満たした場合には、当該事由が生じた日から同日以後6月を経過する日までの期間は、資産保有型会社の判定に係る上記の期間から除かれることに留意する。</u></p> <p>(2) ・・・</p> <p>（注）1 <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A = ・・・</p> <p>B = ・・・</p> <p>2 <u>特例認定贈与承継会社の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の措置法規則第23条の12の2第9項において準用する措置法規則第23条の9第16項に規定する事由が生じたことにより、当該いずれかの事業年度において当該特例認</u></p>	<p>る場合の区分に応じ、それぞれに定める贈与（以下70の7の7—1までにおいて「特例対象贈与」という。）をいうことに留意する。</p> <p>なお、特例対象贈与は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の最初の同項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日から同条第2項第7号に規定する特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限られることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>（納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義）</p> <p>70の7の5—6 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>A = ・・・</p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の12の2第7項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7の5—6において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C = ・・・</p> <p>(2) ・・・</p> <p>A = ・・・</p> <p>B = ・・・</p>



改正後	改正前
<p><u>定贈与承継会社が上記算式を満たした場合には、当該いずれかの事業年度の開始の日から当該いずれかの事業年度終了の日の翌日以後6月を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間は、資産運用型会社の判定に係る上記の期間から除かれることに留意する。</u></p> <p>(会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定)</p> <p>70の7の5—9 . . .</p> <p><u>(注) 特例贈与者から当該会社の非上場株式等を措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例経営承継受贈者が2人又は3人ある場合において、当該贈与が異なる時期に行われたときは、当該特例贈与者については、当該贈与のうち最後に行われた贈与直後において当該種類の株式を有しているかどうかにより、上記の判定を行うことに留意する。</u></p> <p>(特例贈与者が死亡した場合の免除等に関する取扱いの準用)</p> <p>70の7の5—23 70の7—37の2((贈与者が死亡した場合の免除税額等)～37の5((第二贈与者が死亡した場合の相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用))については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第11項において準用する措置法第70条の7第15項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p><u>この場合において、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定により猶予中贈与税額の免除を受けたときにおける70の7—37の4((免除を受けた経営承継受贈者に係る相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用))の「免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」は、当該特例経営承継受贈者が当該免除につき適用を受けた次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれに定める部分をいうことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第70条の7の5第12項又は第13項((2)に掲げる規定による免除を受けた場合を除く。)</u></p> <p><u>これらの規定による免除の適用を受けた特例対象受贈非上場株式等のうち、次の算式により計算した金額に相当する部分</u></p> <p>(算式)</p> $\frac{(A-B) \times C}{C+D}$ <p>(注) <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A = 当該特例対象受贈非上場株式等の同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における価額</p> <p>B = 当該特例対象受贈非上場株式等の同条第12項第1号イの譲渡等の対価の額、同項第2号</p>	<p>(会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定)</p> <p>70の7の5—9 . . .</p> <p>(特例贈与者が死亡した場合の免除等に関する取扱いの準用)</p> <p>70の7の5—23 70の7—37の2((贈与者が死亡した場合の免除税額等)～37の4((相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用))については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第11項において準用する措置法第70条の7第15項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p>

改正後	改正前
<p><u>イの合併対価の額、同項第3号イの交換等対価の額又は同項第4号イの解散の直前における当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額（当該譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額が、同項第1号イ、第2号イ又は第3号イに規定する当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の2分の1以下である場合には、当該2分の1に相当する金額）</u></p> <p><u>C＝同条第12項又は第13項の規定により免除された贈与税の額</u></p> <p><u>D＝同条第12項各号ロに掲げる金額</u></p> <p>(2) <u>措置法第70条の7の5第13項及び第14項第1号</u> これらの規定による免除の適用を受けた特例対象受贈非上場株式等のうち、次の算式により計算した金額に相当する部分</p> <p>(算式)</p> $\frac{(A-B) \times C}{C+D}$ <p>(注) <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p><u>A＝当該特例対象受贈非上場株式等の同条第1項の規定の適用に係る贈与の時ににおける価額</u></p> <p><u>B＝当該特例対象受贈非上場株式等の同条第12項第1号イの譲渡等の対価の額、同項第2号イの合併対価の額又は同項第3号イの交換等対価の額</u></p> <p><u>C＝同条第13項及び第14項第1号の規定により免除された贈与税の額の合計額</u></p> <p><u>D＝同条第12項第1号ロ、第2号ロ又は第3号ロに掲げる金額</u></p> <p>(事業の継続が困難な事由の意義)</p> <p>70の7の5—26 . . .</p> <p>(1) 直前事業年度及び当該直前事業年度の直前の3事業年度（当該直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の5第12項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合には、2事業年度。以下(2)において同じ。）のうち2以上の事業年度において、経常損益金額（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第91条第1項（経常損益金額）に規定する経常損益金額をいう。）が零未満であること。</p> <p>(注) 上記の「直前事業年度」とは、特例経営承継受贈者又は特例認定贈与承継社が措置法第70条の7の5第12項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった日の属する事業年度の前事業年度をいう（以下70の7の5—26において同じ。）。</p> <p>(2) . . .</p>	<p>(事業の継続が困難な事由の意義)</p> <p>70の7の5—26 . . .</p> <p>(1) 直前事業年度及び当該直前事業年度の直前の3事業年度（当該直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の5第12項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、2事業年度。以下(2)において同じ。）のうち2以上の事業年度において、経常損益金額（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第91条第1項（経常損益金額）に規定する経常損益金額をいう。）が零未満であること。</p> <p>(注) 上記の「直前事業年度」とは、特例経営承継受贈者又は特例認定贈与承継社が措置法第70条の7の5第12項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった日の属する事業年度の前事業年度をいう（以下70の7の5—26において同じ。）。</p> <p>(2) . . .</p>

改正後	改正前
<p>(3) 次に掲げる算式のいずれか(直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の5第12項各号に掲げる場合の<u>いずれか</u>に該当することとなった場合には、イに掲げる算式)に該当すること。</p> <p>・・・</p> <p>(4) ・・・</p> <p>(5) 特例経営承継受贈者(措置法第70条の7の5第12項各号(第4号を除く。))に掲げる場合の<u>いずれか</u>に該当することとなった時において特例認定贈与承継会社の会社法第329条第1項((選任))に規定する役員又は業務を執行する社員であった者に限る。)が心身の故障その他の事由により当該特例認定贈与承継会社の業務に従事することができなくなったこと。</p>	<p>(3) 次に掲げる算式のいずれか(直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の5第12項各号の<u>いずれか</u>に掲げる場合に該当することとなった場合には、イに掲げる算式)に該当すること。</p> <p>・・・</p> <p>(4) ・・・</p> <p>(5) 特例経営承継受贈者(措置法第70条の7の5第12項各号(第4号を除く。))の<u>いずれか</u>に掲げる場合に該当することとなった時において特例認定贈与承継会社の会社法第329条第1項((選任))に規定する役員又は業務を執行する社員であった者に限る。)が心身の故障その他の事由により当該特例認定贈与承継会社の業務に従事することができなくなったこと。</p>
<p>(特例対象受贈非上場株式等の一部の譲渡等をした場合等における免除を受ける株式等の選択)</p> <p>70の7の5—32 措置法第70条の7の5第12項第1号又は第13項の規定の適用に係る同号の譲渡等が特例対象受贈非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継受贈者が特例認定贈与承継会社の非上場株式等で特例対象受贈非上場株式等以外のものを有する場合には、措置法規則第23条の12の2第27項第4号の規定に基づき措置法第70条の7の5第12項第1号又は第13項の規定の適用に係る申請書において選択をした特例対象受贈非上場株式等につき、これらの規定が適用されることに留意する。</p> <p>(注) ・・・</p>	<p>(特例対象受贈非上場株式等の一部の譲渡等をした場合等における免除を受ける株式等の選択)</p> <p>70の7の5—32 措置法第70条の7の5第12項第1号又は第13項の規定の適用に係る同号の譲渡等が特例対象受贈非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継受贈者が特例認定贈与承継会社の非上場株式等で特例対象受贈非上場株式等以外のものを有する場合には、措置法規則第23条の12の2第24項第4号の規定に基づき措置法第70条の7の5第12項第1号又は第13項の規定の適用に係る申請書において選択をした特例対象受贈非上場株式等につき、これらの規定が適用されることに留意する。</p> <p>(注) ・・・</p>
<p>(措置法第70条の7の5第13項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限等)</p> <p>70の7の5—33 措置法第70条の7の5第13項の規定により猶予中贈与税額とされた金額については、同条第12項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった日から2年を経過する日(当該2年を経過する日前に特例経営承継受贈者又は当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者が死亡した場合には、その死亡の前日。以下70の7の5—34までにおいて同じ。))における次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額に相当する贈与税について、当該2年を経過する日から2月を経過する日(当該2年を経過する日から当該2月を経過する日までの間に特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。))が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(1) ・・・</p>	<p>(措置法第70条の7の5第13項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限等)</p> <p>70の7の5—33 措置法第70条の7の5第13項の規定により猶予中贈与税額とされた金額については、同条第12項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった日から2年を経過する日における次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額に相当する贈与税について、当該2年を経過する日から2月を経過する日(当該2年を経過する日から当該2月を経過する日までの間に特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。))が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(1) ・・・</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第70条の7の6（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）関係〕</p> <p>（特例対象非上場株式等の取得の意義等）</p> <p>70の7の6—2 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(2) (1)の取得の日から同条第2項第6号に規定する特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限（措置法第69条の8第1項若しくは第2項の規定又は国税通則法第10条若しくは第11条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が到来する相続又は遺贈による取得</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>（相続税の納税猶予及び免除の特例の対象とならない非上場株式等）</p> <p>70の7の6—3 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(2) . . . .</p> <p>(3) 措置法令第40条の8第64項（措置法令第40条の8の5第38項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける株式等</p> <p>(4) . . . .</p> <p>（納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義）</p> <p>70の7の6—7 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p><u>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p>A = . . . .</p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の12の3第8項において準用する措置法規則第23条の9第15項に規定するものをいう。以下70の7の6—7において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C = . . . .</p> <p><u>2 特例認定承継会社の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の措置法規則第23条の12の3第9項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定する</u></p>	<p>〔措置法第70条の7の6（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）関係〕</p> <p>（特例対象非上場株式等の取得の意義等）</p> <p>70の7の6—2 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(2) (1)の取得の日から同条第2項第6号に規定する特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>（相続税の納税猶予及び免除の特例の対象とならない非上場株式等）</p> <p>70の7の6—3 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(2) . . . .</p> <p>(3) 措置法令第40条の8の5第38項において準用する措置法令第40条の8第64項の規定の適用を受ける株式等</p> <p>(4) . . . .</p> <p>（納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義）</p> <p>70の7の6—7 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>A = . . . .</p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の12の3第8項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7の6—7において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C = . . . .</p>

改正後	改正前
<p>事由が生じたことにより、当該いずれかの日において当該特例認定承継会社が上記算式を満たした場合には、当該事由が生じた日から同日以後6月を経過する日までの期間は、資産保有型会社の判定に係る上記の期間から除かれることに留意する。</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>A = . . .</p> <p>B = . . .</p> <p>2 特例認定承継会社の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の措置法規則第23条の12の3第10項において準用する措置法規則第23条の9第16項に規定する事由が生じたことにより、当該いずれかの事業年度において当該特例認定承継会社が上記算式を満たした場合には、当該いずれかの事業年度の開始の日から当該いずれかの事業年度終了の日の翌日以後6月を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間は、資産運用型会社の判定に係る上記の期間から除かれることに留意する。</p> <p>(業種平均株価の算定)</p> <p>70の7の6—27 . . .</p> <p>なお、業種平均株価に係る措置法規則第23条の12の3第25項に規定する各月における上場株式平均株価については、同通達182((類似業種の株価))により別に定める金額によることとして差し支えない。</p> <p>(特例対象非上場株式等の一部の譲渡等をした場合等における免除を受ける株式等の選択)</p> <p>70の7の6—32 措置法第70条の7の6第13項第1号又は第14項の規定の適用に係る同号の譲渡等が特例対象非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継相続人等が特例認定承継会社の非上場株式等で特例対象非上場株式等以外のものを有する場合には、措置法規則第23条の12の3第27項第4号の規定に基づき措置法第70条の7の6第13項又は第14項の規定の適用に係る申請書において選択をした特例対象非上場株式等につき、これらの規定が適用されることに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(措置法第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限等)</p> <p>70の7の6—33 措置法第70条の7の6第14項の規定により猶予中相続税額とされた金額について</p>	<p>(2) . . .</p> <p>A = . . .</p> <p>B = . . .</p> <p>(業種平均株価の算定)</p> <p>70の7の6—27 . . .</p> <p>なお、業種平均株価に係る措置法規則第23条の12の3第22項に規定する各月における上場株式平均株価については、同通達182((類似業種の株価))により別に定める金額によることとして差し支えない。</p> <p>(特例対象非上場株式等の一部の譲渡等をした場合等における免除を受ける株式等の選択)</p> <p>70の7の6—32 措置法第70条の7の6第13項第1号又は第14項の規定の適用に係る同号の譲渡等が特例対象非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継相続人等が特例認定承継会社の非上場株式等で特例対象非上場株式等以外のものを有する場合には、措置法規則第23条の12の3第24項第4号の規定に基づき措置法第70条の7の6第13項又は第14項の規定の適用に係る申請書において選択をした特例対象非上場株式等につき、これらの規定が適用されることに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(措置法第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限等)</p> <p>70の7の6—33 措置法第70条の7の6第14項の規定により猶予中相続税額とされた金額について</p>

改正後	改正前
<p>は、同条第13項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった日から2年を経過する日（当該2年を経過する日前に特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日。以下70の7の6—34までにおいて同じ。）における次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額に相当する相続税について、当該2年を経過する日から2月を経過する日（当該2年を経過する日から当該2月を経過する日までの間に特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>〔措置法第70条の7の7（(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)）関係〕</p> <p>（措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の7—1 . . .</p> <p>（注）1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、措置法第70条の7の7第1項の特例贈与者から特例対象贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該特例対象贈与の時（措置法第70条の7の5第20項において準用する措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日）における価額（措置法第70条の7の5第2項第6号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいい、同条第12項から第14項までの規定の適用があった場合には措置法令第40条の8の7第1項で定める価額とする。）</p> <p>Bは、. . .</p> <p>Cは、当該特例贈与者から特例対象贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7の5第2項第8号に規定する納税猶予分の贈与税額をいい、同条第12項第2号若しくは第3号又は第14項（同条第12項第2号又は第3号に係る部分に限る。）の規定の適用があった場合にはこれらの規定の適用があった直後における猶予中贈与税額とし、同条第20項において準用する措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には同条第22項に規定する再計算猶予中贈与税額とする。）</p> <p>2 . . .</p>	<p>は、同条第13項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった日から2年を経過する日における次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額に相当する相続税について、当該2年を経過する日から2月を経過する日（当該2年を経過する日から当該2月を経過する日までの間に特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>〔措置法第70条の7の7（(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)）関係〕</p> <p>（措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の7—1 . . .</p> <p>（注）1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、措置法第70条の7の7第1項の特例贈与者から特例対象贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該特例対象贈与の時における価額（措置法第70条の7の5第2項第6号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。）</p> <p>Bは、. . .</p> <p>Cは、当該特例贈与者から特例対象贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7の5第2項第8号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）</p> <p>2 . . .</p>

改正後	改正前
<p>(措置法第70条の7の7第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の7—2 . . .</p> <p>(注)1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、特例経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した措置法第70条の7第1項に規定する対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時(措置法第70条の7の5第20項において準用する措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日)における価額(同条第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいい、同条第12項から第14項までの規定の適用があった場合には措置法令第40条の8の7第1項で定める価額とする。)</p> <p>Bは、. . .</p> <p>Cは、当該相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額(措置法第70条の7の5第2項第8号に規定する納税猶予分の贈与税額をいい、同条第20項において準用する措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同条第22項に規定する再計算猶予中贈与税額とする。)</p> <p>(注)1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>(70の7の3関係通達の準用)</p> <p>70の7の7—3 70の7の3—2((贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象受贈非上場株式等))及び70の7の3—2の2((免除対象贈与を行った贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象受贈非上場株式等))については、特例贈与者が死亡した場合について準用する。</p>	<p>(措置法第70条の7の7第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の7—2 . . .</p> <p>(注)1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、特例経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した措置法第70条の7第1項に規定する対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時における価額(同条第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。)</p> <p>Bは、. . .</p> <p>Cは、当該相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額(措置法第70条の7の5第2項第8号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。)</p> <p>(注)1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>(70の7の3関係通達の準用)</p> <p>70の7の7—3 70の7の3—2((贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象非上場株式等))及び70の7の3—2の2((納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用))については、特例贈与者が死亡した場合について準用する。</p>